

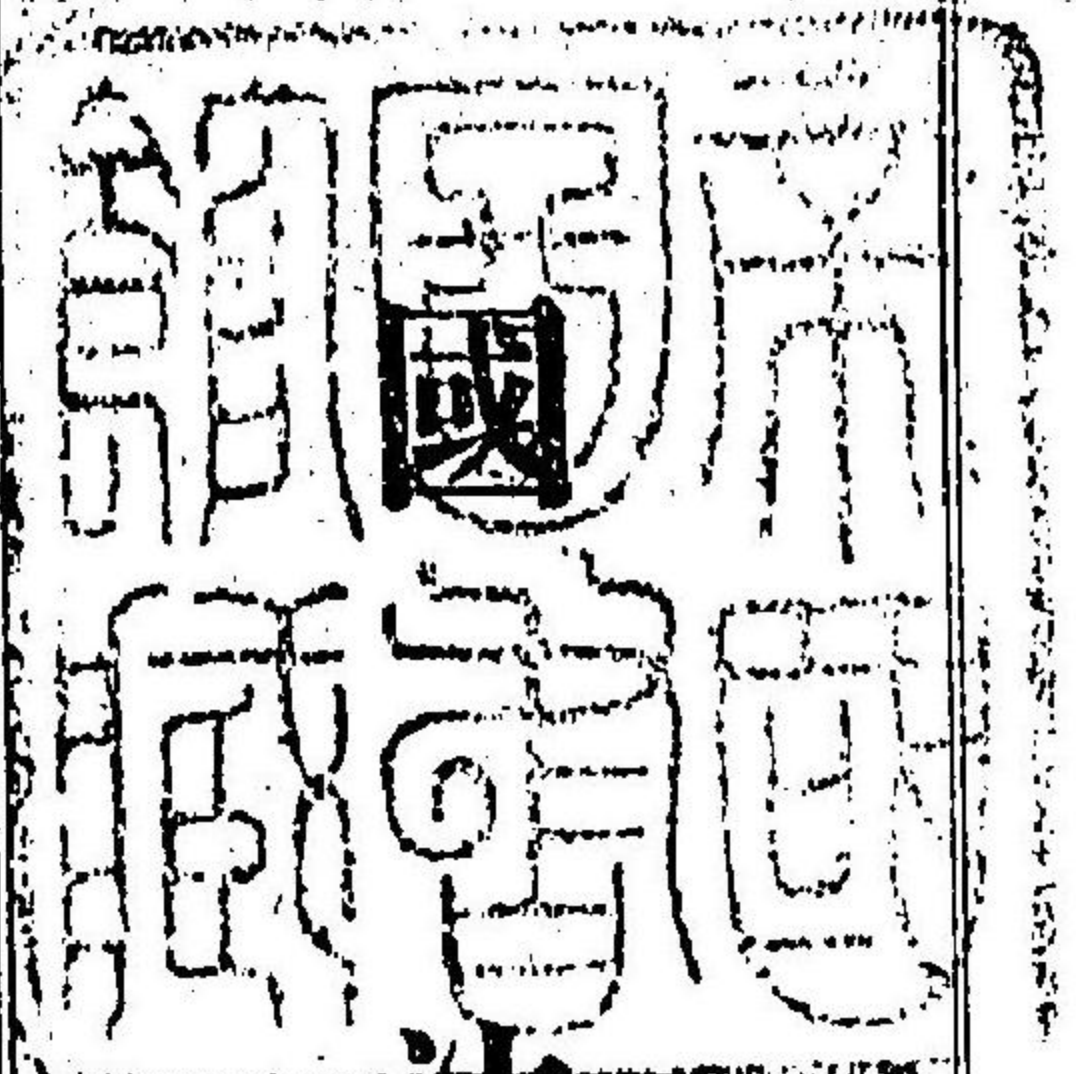
7
58

中華民國二十一年
法律系第一學年講義錄

國法學

清
水
澗

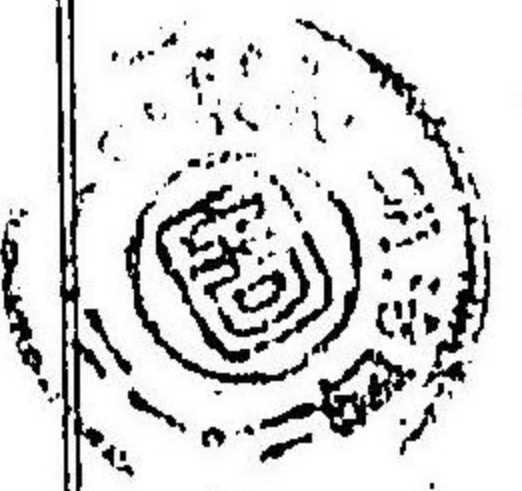
法學博士 清水 澄 講述



法

學

完



中央大學發行

國法學

目次

第一編 總論

第一章 國家

第一節 國家ノ意義

第二節 國家ト地方團體

第三節 國家ノ結合

第二章 統治權

第一節 統治權ト主權

第二節 統治權ノ要素

第三章 憲法

第一節 憲法ノ意義

第二節 憲法ノ改正

第三節 成文憲法制定ノ歴史

國法學目次

一 丁
同 丁
同 丁
九 丁
一 二 丁
一 七 丁
同 丁
一 八 丁
二 二 丁
同 丁
二 三 丁
二 八 丁

第一款 北米合衆國

二

二八丁

第二款 佛蘭西

二九丁

第三款 白耳義

三八丁

第四款 普瀋西

三九丁

第四章 國法ノ淵源

四一丁

第二編 國ノ元首

四三丁

第一章 大統領被選の元首

同丁

第一節 佛蘭西大統領

同丁

第二節 北米合衆國大統領

四五丁

第二章 世襲の元首

四八丁

第一節 君位繼承

同丁

第一款 君位繼承ノ性質

同丁

第二款 君位繼承法變更ノ手續

四九丁

第三款 君位繼承ニ關スル通則

五一丁

第四款 君位繼承ノ資格要件

五二丁

第五款 君位繼承ノ順序

五八丁

第六款 君位繼承ノ發生原因

六〇丁

第二節 君主ノ個人トシテノ特權

六一丁

第一款 不可侵權

六二丁

第二款 榮譽上ノ特權

六四丁

第三款 財産上ノ特權

六五丁

第三節 攝政

六六丁

第一款 攝政ノ性質

同丁

第二款 攝政ヲ置ク場合

六七丁

第三款 攝政タルノ資格要件及其順序

六九丁

第一項 攝政タルノ資格要件

同丁

第二項 攝政タルノ順序

七二丁

第四款 攝政ノ權限

七五丁

第五款	攝政ノ責任	七七丁
第六款	攝政ノ就職及其終了	八〇丁
第一項	攝政ノ就職	同丁
第二項	攝政ノ終了	八一丁
第七款	監國	八二丁
第三編 統治機關		
第一章 國務大臣		
第一節	國務大臣ノ資格要件	同丁
第二節	國務大臣ノ副署	同丁
第三節	國務大臣ノ責任	八五丁
第一款	責任ノ性質	九〇丁
第二款	國務大臣ノ責任ノ根據	同丁
第三款	責任ノ態樣	九二丁
第四款	責任ヲ負ハシムル方法	九五丁
		同丁

第二章 議會

第一節	議會ノ法律上ノ性質	一〇六丁
第二節	議會ノ組織	同丁
第三節	上院ノ要素	一〇七丁
第四節	下院議員ノ選舉	一〇九丁
第五節	議會ノ議員	一一三丁
第六節	議會ノ召集、開會、閉會、停會及衆議院ノ解散	一二八丁
第一款	議會ノ召集	一二九丁
第二款	議會ノ開會及閉會	同丁
第三款	議會ノ停會	一三〇丁
第四款	衆議院ノ解散	一三一丁
第七節	議會ノ權限	一三二丁
第三章 司法裁判所		
		一三四丁

第四編 統治權ノ作用

六

第一章 立法

一三五丁

第一節 立法事項

同 丁

第二節 立法手續

同 丁

第二章 豫算

一三七丁

第一節 豫算制定ノ手續

同 丁

第二節 豫算ノ效力

一三八丁

第三章 命令

一三九丁

第一節 緊急勅令

同 丁

第二節 執行命令

一四〇丁

第三節 獨立命令

一四一丁

第四章 條約

同 丁

第五章 司法

一四四丁

第五編 土地及人民ニ關スル國家ノ要素

一四六丁

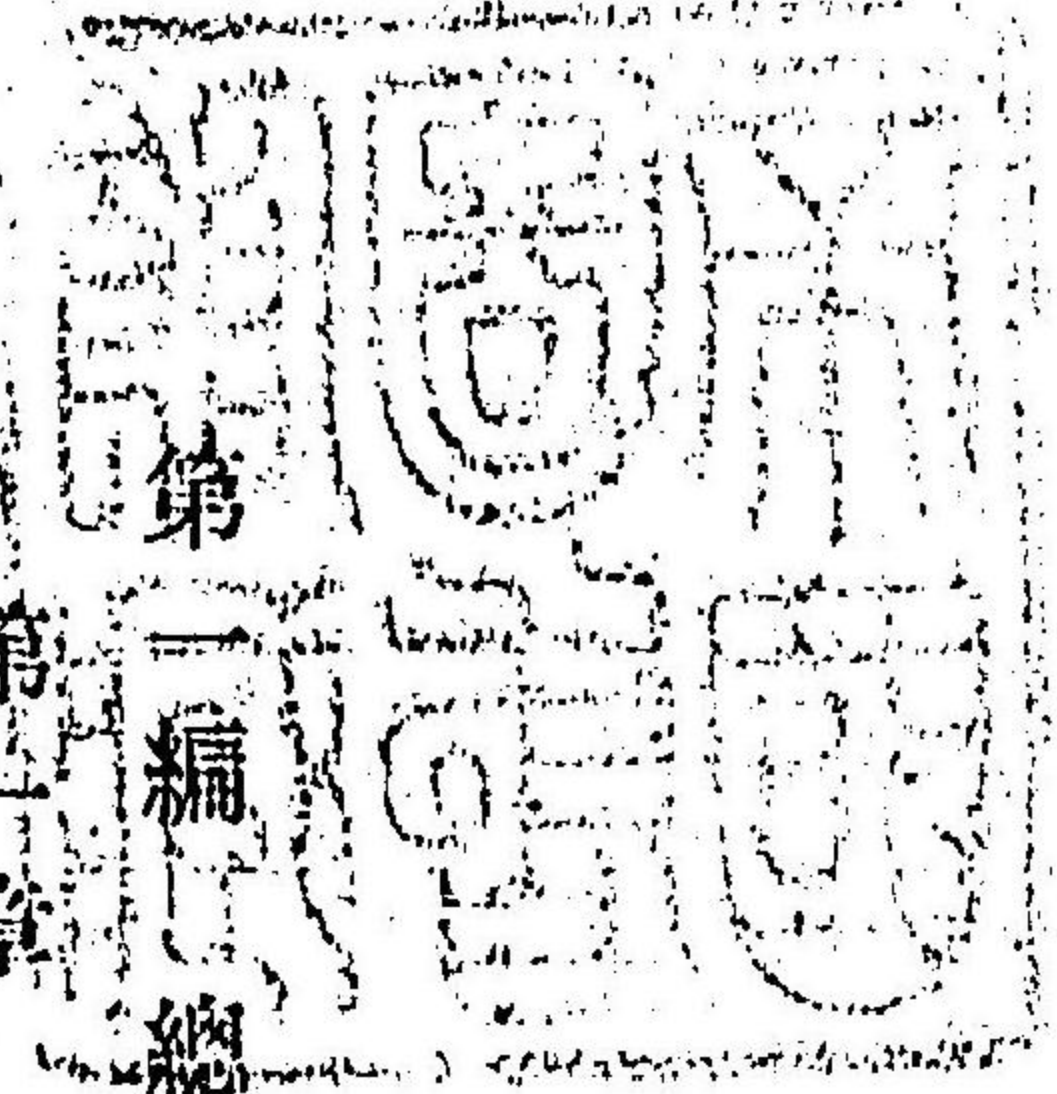
第一章 領土

同 丁

第二章 國民

一四七丁

法學博士 清水 澄 講述



第一編 總論

第一章 國家

第一節 國家ノ意義

總論 國家 國家ノ意義

國家ニ付テハ今日行ハレタル說ナリト雖モ有機體說及契約說ナルモノアリテ一時盛ニ行ハレタルコトヲ忘ルヘカラス故ニ先ツ此二說ノ要領ヲ述ヘント欲ス

第一 有機體說 有機體トハ之ヲ組織スル分子カ其全體ト類似ノ性質ヲ有シ而モ其分子ヨリ獨立シテ別ニ活動スル所ノモノヲ指シテ謂フ而シテ此有機體說ヲ唱フル學者ハ國家モ亦之ト同シク單ニ個人ノ集合ニ止ラス別ニ國家ト稱ス

ル一體ヲ成スモノナリト云フニ在リ此説ハ古ク唱ヘラレタルコトアルモ一時
中絶シ第十九世紀ニ於テ自然法學派ニ對スル反動トシテ歴史法學派ノ學者ニ
依リ主張セラル、ニ至リ再ヒ盛ニナリタルモノトス自然法學派ハ國家ヲ以テ
人ノ任意ニ作成シタルモノトスルモ此有機體説ヲ唱フル者ハ國家ハ人爲ヲ以
テ製造シ得ラル、モノニアラス全ク有機體ノ如ク自然ニ成長發達スルモノナ
リト説明セリ然レトモ此説ハ單ニ國家ハ人爲ニ依リ作成セラル、モノニアラ
サルコトヲ明ニシタルノ利益ヲ與ヘタルニ止リ國家ノ法律上ノ研究ノ爲メニ
ハ全ク無益ナルノ説ナリ何トナレハ有機體ナル思想ハ法學以外ノ觀念ニシテ
國家ヲ以テ直ニ有機體ナリト説明スルハ一ノ比喻ニ止レハナリ

第二 契約説 此説ノ主唱者トシテ最モ著名ナルハルソー氏ナリ氏ハ曰ク總
テノ人類ハ生レナカラニシテ自由ナリ其自由ナル人類カ他ノ拘束ヲ受クルハ
全ク自己ノ契約ヲ爲シタルニ因ルモノナリ今日國家ナルモノ存シ而モ其國家
ノ法律カ吾人ヲ拘束スルハ吾人ノ祖先カ契約ヲ作り以テ國家ヲ設ケ法律ヲ制
定スルニ至リタルニ外ナラス故ニ今日ニ於テ法律ヲ作ルニモ人民全體ノ意思

ヲ以テ之ヲ作ラサルヘカラサルナリト而シテ此契約説ヲ主張スル者ハ獨リル
ソー氏ニ止ラス有名ナル學者ニシテ此説ヲ唱ヘタル者ハ左ノ諸氏ナリ即チ
カントスピノザ、ホップス、グロチュース、ヒューン等トナス然レトモ是等ノ學者ノ稱フ
ル契約説ハ總テノ點ニ於テ同一ナルモノニアラスシテ次ノ如キ差異ヲ存ス
一 契約ノ效力ニ付テ國家ヲ作ルノ契約ハ永久ニ效力ヲ有スト説ク者ト永久
ニ效力ヲ有スルモノニアラス絶エス暗黙ニ契約ヲ締結スルモノト解スル者
トアリ
二 契約ノ成立ニ付テ契約ハ事實上締結セラレタルモノナリト説ク者ト理論
上契約説ヲ認ムルニアラサレハ國家ノ成立ヲ説明スル能ハスト説ク者トア
リ
三 契約ノ效果ニ付テ國家ヲ成立スル契約ハ無條件ニ締結セラレタリトナス
者ト此契約ハ條件附ノモノナリト説明スル者トアリ
契約説ニ對スル有力ナル非難ハ契約ナルモノハ法律上ノ觀念ニシテ國家以前
ニ成立スルコトヲ思考スルヲ得ス故ニ契約ヲ以テ國家ヲ成立セシムルモノト

説クハ其本末ヲ誤レルモノナリト云フニ在リ

今日一般ニ認ムル所ノ社會現象トシテノ國家ノ觀念ニ依レハ國家トハ一定ノ土地ニ定著シ而モ固有ノ權力ニ依テ結合セラレタル人民ノ團體ヲ指稱ス故ニ國家ノ要素ハ左ノ三者ナリ

第一 人民 ルーソー氏ハ國家ノ要素トシテノ人民ハ少ナクトモ一萬人以上ナラサルヘカスト説明スレトモ一般ノ説ニ依レハ其多少ヲ問ハサルモノトス

第二 土地 今日ノ國家ノ要素トシテハ一定ノ土地タルコトヲ必要トス故ニ其人民ノ住居スル土地カ一定ノモノナラサルトキハ之ヲ國家ト稱スルヲ得サルナリ又此土地モ國家ノ要素トシテハ其大小ヲ問ハサルナリ

第三 固有ノ權力 國家ノ要素トシテノ固有ノ權力ハ國權即チ統治權ニシテ之ニ付テハ後ニ別章ヲ設ケテ説明スヘキニ依リ茲ニ之ヲ省畧ス

法律上ヨリ見タル國家ノ性質ニ付テハ種々ノ説アルヲ以テ其重ナルモノヲ左ニ説明スヘシ

第一説 國家ハ統治權ノ主體ナリトノ説

此説ハ古昔希臘ニ於テ唱導セラレタルコトアルモ一時中絶シ第十九世紀ニ至リ再ヒアルブレヒト(Albrecht)氏及ゲルバー(Gerber)氏ニ依テ主張セラレラバントイェリネツク、ゲマイヤー、ギルケー等多數ノ學者ノ贊成スル所ニシテ今日最モ盛行ハル、所ノモノナリ此説ヲ主張スル者ハ此説ヲ認ムルニアラサレハ國家ニ關スル種々ノ法律現象ヲ説明スルコト能ハストナセリ而シテ此説ノ根據ヲ擧ケレハ

- 一 國家カ統治權ノ主體タラストスレハ國家ノ意思ノ永續的ニ効力アル理由ヲ説明スルコト能ハス即チ君主國ニ於テ前君主ノ憲法法律カ後ノ君主ニ對シ効力ヲ有スル所以ヲ説明スルヲ得サルナリ
- 二 國家カ統治權ノ主體ニアラスシテ君主カ統治權ノ主體ナリトセハ君主ノ崩御ト共ニ國家ハ滅亡セサルヘカラス
- 三 國家カ統治權ノ主體タラスシテ君主カ統治權ノ主體ナルトキハ國家ハ統治權ノ主體タル君主ト其客體タル領土及臣民ノ二部分ニ分タレ其統一の性質ヲ説明スルヲ得サルナリ

四 國家カ統治權ノ主體タラサルトキハ所謂身上結合ナルモノ、存在ヲ説明スルヲ得サルナリ

五 國家カ統治權ノ主體タラサルトキハ國際公法ハ其存在ヲ失フニ至ルヘシ何トナレハ國際公法ハ國家ノ人格者タルコトヲ前提トスルモノナレハナリシ要スルニ此說ハ統治權ノ主體ノ永續的ナルコトヲ求ムルカ爲メ抽象的ニ國家ノ人格ヲ認メ之ヲ統治權ノ主體ト解釋スルモノナリ然レトモ人格ナル概念ハ法ヲ竣テ存スルモノニシテ法以前ニ人格ヲ有スルモノアルコトヲ認ムルヲ得サルナリ然ルニ國家ハ人格ヲ有スト説明スルハ國家ノ存立以前ニ法ノ存在ヲ認ムルニ外ナラスシテ不當ナリトノ非難ヲ免レス

第二說 國家ハ統治權ノ客體ナリトノ說

是レザイデル(Seydel)氏ノ唱フル所ニシテ氏ノ說ノ要領ヲ擧クレハ國家トハ一定ノ區域ヲ占ムル人ノ集合ニシテ統治權ノ下ニ立ツモノナリ即チ統治權ノ客體ナリ或ハ國家ヲ以テ統治權ノ主體トナス者アリト雖モ統治權トハ國家ヲ一體トナスカナリ從テ統治權ノ主體ト國家トハ同一ノ物タルコトヲ得サルナリ

殊ニ國家ヲ以テ國家ノ主體トナスハ意思ヲ有スルコトヲ得サル物ヲ以テ自然人ノ如ク意思ノ主體トナスモノナルニ依リ一ノ空想ニ過キサルモノナリト云フニ在リ而シテ此說ニ對スル非難ハ是レ中世紀時代ノ土地及人民ヲ君主ノ所有物ノ如ク看做シタル古說ニ基クモノニシテ今日ノ國家思想ニ適合セサルモノナリト云フニ在リ

要スルニ此說ハ國家ナル文字ヲ普通ノ觀念ト異リタル意義ニ於テ用キタルモノニシテザイデル氏自身モ總テノ場合ニ於テ國家ハ統治權ノ客體ナリト主張スルニアラス從テ他ニ之ニ賛成スル學者全ク存セサルナリ

第三說 國家ト君主トハ同一ナリトノ說

是レボルンバック(Bornback)氏ノ唱フル所ニシテ其說ノ要旨ニ曰ク國家ハ統治權ノ主體ナリ而シテ統治權ノ總攬者タル君主ヲ離レテ國家ノ存在ヲ認ムルコトヲ得サルニ依リ君主ハ即チ國家ニシテ統治權ノ客體ナリト併シ此說ノ缺點トシテハ國家ト君主ト同一ナル理由ヲ充分ニ説明セサルニ在リ若シ君主ニシテ統治權ノ主體ナリトセハ國家ハ統治權ノ主體ニアラサルヘシ若シ單ニ國家ナ

ル語ノ意義ヲ統治權ノ主體ト同一ナリト解スレハ此說ヲ認メ得ヘシト雖モ然ラサレハ君主ト國家ト同一ナリトハ到底之ヲ考フルコトヲ得サルナリ然レトモ單ニ國家ナル語ヲ統治權ノ主體ト同一意義ニ用キレハ國家ト君主ト同一ナリト說クハ無用ノ業ニシテ寧ロ直接ニ君主ハ統治權ノ主體ナリト説明スルノ勝レルニ若カサルナリ

第四說 國家ハ統治關係ナリトノ說

是レリング(Jung)氏ノ唱フル所ニシテ此說ノ要旨ヲ舉クレハ國家ヲ共同團體ナリトスルハ一ノ空想ニ過キス國家ヲ直覺的ニ觀察スルトキハ權利ノ主體ニモアラス又權利ノ目的物ニモアラス唯一ノ狀態ニ過キサルナリ即チ國家トハ一定ノ領土内ニ於テ人民カ權力者ヨリ統治支配セラル、所ノ狀態ニ外ナラス恰モ組合トハ組合員相互ノ間ニ或法律上ノ關係ノ存在スル狀態ヲ指シテ稱スルカ如シト云フニ在リ併シ此說ニ對シテモ亦次ノ如キ非難ヲ試ムル者アリ即チ國家ヲ以テ一ノ狀態ニ外ナラストスレハ此狀態ハ一定不變ノモノニアラサルカ故ニ國家ハ一瞬時モ同一ノ國家タルヲ得サルヘシ何トナレハ國家トハ統

治者ト被治者トノ關係ヲ指スモノナリトセハ其統治者モ時ニ交替シ被治者タル人民ハ常ニ變更スルヲ以テナリ

第二節 國家ト地方團體

國家モ地方團體モ共ニ土地、人民及權力ヲ要素トナスモノナルカ故ニ此兩者ヲ區別スルノ標準ヲ求ムルノ必要アリ而シテ此標準ニ付テハ種々ノ說アルヲ以テ左ニ之ヲ詳述スヘシ

第一說 主權ノ有無ヲ以テ國家ト地方團體トヲ區別スヘシト

此說ハ國家ハ主權ヲ有スルモ地方團體ハ之ヲ有セサルニ依リ此點ヲ以テ兩者ヲ區別スヘキモノナリトセリ併シ今日ノ思想ニ於テハ主權ヲ以テ國家ノ要素トナサ、ルハ多數學者ノ認ムル所ナルニ依リ主權ノ有無ヲ以テハ兩者ヲ區別スルコトヲ得サルナリ

第二說 國際法上ノ人格ヲ有スルト否トヲ以テ兩者ヲ區別スヘシト

此說ハ國家ハ國際法上ノ人格ヲ有シ地方團體ハ之ヲ有セストナス併シ此說モ當ヲ得タルモノニアラス何トナレハ國家タルカ故ニ國際法上ノ人格ヲ有スル

モノニシテ國際法上ノ人格ヲ有スルカ故ニ國家タルモノニアラス即チ國際法ハ國家タル資格ヲ與フルコトヲ得ス從テ此點ヲ以テ兩者ヲ區別スル能ハサルナリ

第三說 存立ノ目的ヲ以テ兩者ヲ區別スヘシト

此說ハ國民的ノ利益ヲ増進スルハ國家ノ目的ニシテ一地方ノ共同ノ需要ヲ滿スハ地方團體ノ目的ナリト云フニ在リ併シ此區別ノ標準モ亦正確ナルモノニアラス何トナレハ國家ニシテ小ナルモノアリ地方團體ニシテ大ナルモノアレハナリ

第四說 自己ノ管轄スル事件ノ範圍ニ制限ヲ有スルト否トヲ以テ兩者ヲ區別スヘシト

此說ハ國家ハ自己ノ欲スル事件ヲ悉ク管轄シ得ト雖モ地方團體ハ法律命令ニ依リテ定メラレタル範圍内ノ事件ヲ管轄シ得ルモノナリ即チ一ハ自己ノ事務ノ範圍ニ制限ナキモ他ハ其範圍ニ制限ヲ有スルモノナリト云フニ在リ併シ此說モ事實ニ反スルモノニシテ採用スルヲ得ス例ハ聯邦ヲ組織スル各國及聯邦

自身モ其事務ノ範圍ヲ有シ無制限ナルモノニアラス從テ此點ヲ以テ兩者ヲ區別スルコトヲ得サルナリ

第五說 領土區域ヲ自由ニ擴張シ得ルト否トヲ以テ兩者ヲ區別スヘシト

此說ハ國家ハ自由ニ其區域ヲ伸縮スルコトヲ得ルトモ地方團體ハ其區域ヲ自由ニ伸縮スルノ權能ヲ有セス從テ此點ヲ以テ兩者ヲ區別スヘシト云フニ在リ併シ此說モ亦聯邦及之ヲ組織スル各國ニ付テ見ルトキハ其誤謬ナルコトヲ直ニ發見スルコトヲ得ヘシ何トナレハ例ハ獨逸帝國ノ領土ノ範圍ハ其憲法ニ依リテ定リ領土ヲ變更セントスルニハ憲法ヲ改正セサルヘカラス而シテ其憲法ヲ變更セントスルトキハ聯邦議會ニ於テ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ必要トス然ルニ普漏西ハ四分ノ一以上五十八票中十七票ノ投票權ヲ有スルヲ以テ普漏西ノ反對アルトキハ獨逸帝國ノ領土ヲ變更スルコト能ハサルヲ以テナリ

第六說 自己ノ法律ヲ以テ自己ノ組織ヲ定メ且自己ノ事務ヲ處理スルヲ否トヲ以テ兩者ヲ區別スヘシト

此說ハ國家ハ自己ノ法律ヲ以テ自己ノ組織ヲ定メ且自己ノ事務ヲ處理スルヲ

得ルモ地方團體ハ斯ノ如キ權能ヲ有スルコトナシ從テ此點ヲ以テ兩者ヲ區別スヘシト云フニ在リ併シ此說モ亦正確ナラス何トナレハ地方團體モ或範圍ニ於テハ自己ノ自主權ノ規定ヲ以テ自己ノ組織ヲ定ムルコトヲ得ルノミナラス國家モ時トシテハ自己ノ法律ヲ以テ自由ニ自己ノ組織ヲ定ムルコトヲ得サルヲ以テナリ

第七節 權力ノ性質ヲ以テ兩者ヲ區別スヘシト

此說ハ國家ノ要素タル國權ハ其性質固有ノモノナルモ地方團體ノ要素タル權力ハ固有ノモノニアラスシテ他ノ委任ニ因リ成立スルモノナリ從テ其權力ノ固有ナルト否トヲ以テ兩者ヲ區別スヘシト云フニ在テ此點ハ以上ノ諸說中最モ正當ナルモノニシテ多數學者ノ贊成スル所ナリ

第三節 國家ノ結合

第一 聯邦

聯邦トハ二以上ノ國家ヲ以テ更ニ組織セラレタル所ノ國家ナリ或ハ此聯邦ハ主權ヲ有セサルニ因リ國家ニアラス單ニ聯邦ト稱セラル、モノハ國家ノ間ニ

存スル所ノ一ノ關係ニ過キスト唱フル者アリ併シ主權ハ國家ノ要素ニアラサルニ依リ此說ヲ採用スルコトヲ得サルナリ或ハ又國家ヲ以テ此聯邦ヲ組織シタル以上ハ其聯邦ハ國家タルコト疑ナキモ之ヲ組織スル所ノ國家ハ國家トシテ消滅スルモノナリ從テ聯邦ナル名稱ハ單ニ其成立關係ヲ表スニ過キスシテ其實單一國ニ外ナラスト唱フル者アリ然レトモ是レ亦誤レ何トナレハ此說モ主權ヲ以テ國家ノ要素トナス所ノ謬想ニ基クモノナレハナリ或ハ又此聯邦ノ關係ヲ説明スルニ聯邦モ之ヲ組織スル國家モ共ニ國家ナリト論スル者ナリ而シテ其國家タル理由ヲ求ムルニ兩者ハ共ニ主權ヲ有スト説明スル者アリ而シテ其論旨ヲ擧クレハ聯邦的ノ制度ニ於テハ聯邦及之ヲ組織スル各國共ニ其權限ニ屬スル事項ニ關シテ主權ヲ有シ主權ハ聯邦若ハ之ヲ組織スル各國ノ一方ノミニ屬セスシテ兩者各其權限ノ範圍内ニ於テ主權ヲ有スルモノナリ換言スレハ聯邦的ノ制度ニ於テハ主權ヲ分割シ聯邦及各國カ各一部分ノ主權ヲ有スルモノナリ一部分ニテモ主權ハ主權ナルコト疑ナキニ依リ兩者共ニ國家ナルコト明ナリト云フニ在リ併シ此說ハ主權ノ分割ヲ認ムルモノニシテ主權ノ

分割ハ主權ノ最高無制限ノ性質ト牴觸スルニ依リ不當ナルコト言フ竣タス故ニ聯邦的ノ制度ニ於テ聯邦及之ヲ組織スル各國共ニ國家ナルコト疑ナキモ其國家タルノ理由トシテ兩者共ニ主權ヲ有スルモノナリトノ説ハ之ヲ採用スルコト能ハサルナリ

此聯邦ノ實例ハ一七八九年以後ノ北米合衆國一八四八年以後ノ瑞西一八六七年以後ノ北獨逸結合及一八七一年以後ノ獨逸帝國ナリ或ハ獨逸帝國ニ付テ獨逸帝國モ國家ナリ之ヲ組織スル各國中普漏西モ國家ナリト雖モ其他ノ國ハ國家ニアラスト唱フル者ナキニアラス然レトモ此説ノ誤レルコト敢テ説明ヲ要セサルヘシ

第二 物上結合

物上結合ト稱スルハ二以上ノ國家カ其領土ノ區別ヲ保チ各別ノ憲法ヲ有シ而モ共同ノ君主ノ下ニ永久解クヘカラサル結合ヲ爲シタルモノヲ謂フ而シテ之ヲ設クルハ或一定ノ事項ヲ共同ニ行ハントスルカ爲メナリ此物上結合ノ特點ヲ舉クルトキハ左ノ如シ

- 一 共同ノ君主ヲ有スルコト
 - 二 外部ニ對スル代表ヲ共同ニスルコト
 - 三 條約ニ依テ直接ニ結合ノ關係ヲ成スモノニアラスシテ各國ノ國法ヲ以テ直接ニ結合ノ關係ヲ定ムルコト
- 聯邦ト物上結合トノ異ル點ヲ舉クレハ聯邦ハ一ノ國家ヲ成スト雖モ物上結合ハ國際法上一ノ人格ヲ有スルニ止リ國法上ヨリ言ヘハ一ノ國家ヲ成スモノニアラス

物上結合ノ實例ヲ舉クレハ瑞典、諾威及埃地利、匈牙利ナリ

第三 國家ノ聯合

茲ニ國家ノ聯合ト稱スルハ單ニ一時ノ同盟ヲ指スモノニアラス二國以上カ各其國力ヲ増進スルカ爲メ或事務ヲ共同ニ行フコトヲ目的トシ永久的ニ結合スルモノヲ謂フナリ殊ニ外國ニ對シ外交事務ヲ共同ニ行フカ爲メニ永久的ノ結合ヲ爲スモノヲ謂フナリ此國家聯合ノ制度ト前述シタル聯邦制度トノ異ル點ハ國家ノ聯合其モノハ聯邦ノ如ク國家タルモノニアラス從テ國法上國家ト認

ムヘキモノニアラサルノミナラス國際法上ニ於テモ人格ヲ有スルモノニアラ
 ス換言スレハ國家ノ聯合ハ單ニ國際法上ノ關係ニ止ルモノナリ其結果トシテ
 聯邦ハ其固有ノ臣民及領土ヲ有スルモ國家ノ聯合ナルモノハ其臣民及領土ヲ
 有セサルナリ從テ國家ノ聯合ノ共同機關カ決定シタル事項ハ其關係國ノ國民
 ヲシテ行ハシメント欲スルトキハ其關係國ノ權力ヲ以テ命令ヲ發セシムヘク
 聯合其モノカ直接ニ其關係國內ノ人民ニ對シテ其命令ヲ下スコトヲ得サルナ
 リ或ハ國家ノ聯合モ聯邦ノ如ク直接ニ人民ニ對シテ命令權ヲ行フコトヲ得ト
 説ク者ナキニアラスト雖モ是レ誤レルモノナリ

第四 身上結合

二國以上カ同一ノ君主ヲ戴クモノヲ身上結合ト稱ス君主ヲ共同ニ有スル點ニ
 於テハ身上結合ト物上結合ト同一ナリト雖モ其異ルノ點ハ身上結合ハ二國以
 上ノ間ニ君主ノ一身上ノ關係ヲ有スルノミニ止リ國務上ノ關係ヲ有セサルニ
 在リ尙ホ身上結合ト物上結合トノ差異ヲ詳述スレハ左ノ如シ

一 物上結合ニ於テハ共同ノ事務アルモ身上結合ニ於テハ共同ノ事務ナシ

二 物上結合ニ於テハ共同ノ君主ヲ戴クコトヲ其關係國ノ國法上ノ義務トナ
 スモ身上結合ハ偶然ノ結果若ハ他國ノ意思ニ出ツルモノニシテ其關係國ノ
 間ニ共同ノ君主ヲ戴クノ國法上若ハ國際法上ノ義務存スルコトナシ

三 物上結合ハ法律上ノモノナルモ身上結合ハ事實上ノモノナリ

身上結合ノ實際ノ例ヲ擧クレハ一八八五年以後ノ白耳義トコンゴ―自由國、一
 八九〇年マテノ和蘭トリニクセンブルグ、一八三七年マテノ英吉利トハンノーバ
 一及一八六三年マテノ丁抹トシユレスウヱック、ホルスタイン等ナリ

第二章 統治權

第一節 統治權ト主權

統治權ト主權トハ之ヲ混同スル者少ナカラスト雖モ此二箇ノ語ハ區別シテ考ヘ
 サルヘカラス若シ國家ノ要素タル權力ニシテ常ニ最高ノモノタルトキハ統治權
 ト主權トヲ區別シテ説明スルノ要ナシト雖モ今日一般ノ定説ニ依レハ國家ノ要
 素タル權力ニシテ最高ナラサルモ尙ホ之ヲ國家ト認ムルニ依リ其國家ノ要素タ
 ル權力即チ統治權ト主權トハ混同スヘキモノニアラス主權ナル語ニ付キ種々ノ

統治權
 主權

解釋ヲ與フル人アリト雖モ要スルニ主權トハ國ノ内外ニ對シ最高無制限ナル權
力ヲ指示スルモノナルコト明ナルニ依リ單一國ニ於テハ其統治權ハ主權タルコ
ト多シト雖モ聯邦組織ヲ成ス所ノ國家ニ付テハ其統治權ハ決シテ主權ト名ツク
ヘキモノニアラス

又主權ハ最高無制限ノ權力ナルニ依リ主權ノ分割ナルコトハ之ヲ認ムルコトヲ
得ス從テ國際法上半主權國ナル語ヲ用キルコトアリト雖モ是レ法律上ヨリ言ヘ
ハ正確ナル用語ニアラス國家ヲ主權ノ點ヨリ觀察スレハ主權國若ハ無主權國ノ
二者ニ分タル、ニ止リ其中間ニ位スル所ノモノアルヲ認ムルヲ得サルナリ
主權ハ斯ノ如キモノナルヲ以テザイデル、ツォルン、ワイツ、ブルン、チェリー等ノ諸氏ノ
如ク主權ヲ以テ國家ノ要素トナスハ誤ニシテラバント、イェリネック、シユルツエ、ゲ、マイ
ヤー等多數ノ公法學者ノ説クカ如ク主權ヲ以テ國家ノ要素ニアラストナスハ至
當ナリ

第二節 統治權ノ要素

統治權ノ要素

統治權トハ命令ヲ爲シ其命令ヲ自己ノ力ヲ以テ強制シ得ル所ノ權力ヲ指スモノ

ナリ而シテ其統治權ノ性質ヲ分解スレハ左ノ要素ヲ具備スルモノナリ

第一 統治權ハ分割スルコトヲ得サルモノナリ 統治權ノ分割ヲ唱ヘタル者ハ
モンテスキュー氏ニシテ氏ハ統治權ヲ分チテ立法、司法及行政ノ三權トナシ此三
權ハ各獨立對等ノモノトナセリ尙ホ氏ノ説ノ要領ヲ舉クレハ立法權トハ法律
ヲ制定變更スルノ權力ヲ指シ司法權トハ刑事及民事ノ訴訟ヲ裁判スルノ權力
ヲ指シ行政權トハ宣戰媾和ヲ爲シ且公使ヲ派遣シ若ハ授受スルノ權力ヲ指ス
モノナリ而シテ此三種ノ權力ハ各別ノ者ニ屬セシメサルヘカラス若シ同一ノ
人又ハ同一ノ團體ニシテ立法權ト行政權トヲ併有スルトキハ人民ノ自由ハ存
在スルコトヲ得ス何トナレハ專横ナル行政ヲ爲サンカ爲メニ之ニ應スル法律
ヲ自ラ作ルノ虞アレハナリ或ハ又同一人若ハ同一團體ニシテ立法權及司法權
ヲ併有スルトキハ人民ノ自由ハ存在スルコトヲ得ス何トナレハ其欲スル所ノ
法律ヲ作リテ人民ノ生命、財產、名譽等ヲ自由ニ侵シ得レハナリ或ハ又同一ノ者
ニシテ司法權及行政權ヲ併有スルモ尙ホ人民ニ對シテ同一ナル不幸ノ結果ヲ
生スルニ至ルモノナリ故ニ立法權ハ貴族院ト民選議員トヨリ成立スル議會ニ

屬スヘク行政權ハ君主ニ屬スヘク而シテ司法權ハ國民ヨリ選舉セラレタル裁判官ヲ以テ組織セラル、裁判所ニ屬スヘキモノナリ且是等ノ三種ノ權力ハ各平等ノ地位ヲ有スルニアラサレハ三種ヲ分テ異リタル者ニ屬セシムルノ精神ヲ貫クコトヲ得サルヲ以テ此三權ハ各互ニ相侵スコトヲ得サルモノトナサルヘカラスト云フニ在ルナリ

然レトモ此モ氏ノ説ニ對シテハ左ノ非難アリ

- 一 三權ノ分類ハ不完全ナリ 何トナレハ氏ノ行政權ハ所謂外交權ナルカ故ニ外交權以外ノ行政權ハ此分類ヨリ脱スルコト、ナレハナリ
- 二 司法ト行政トハ均シク法ノ適用ニ屬スルモノナリ 然ルニ之ヲ對等ニ置クハ不當ナリ

三 權力ノ對等ニ分立スルコトヲ認ムルトキハ國家ノ統一ヲ破壞スルコト、ナル 故ニモ氏ノ説ハ國家ノ統一ト兩立スルコトヲ得サルナリ

以上三箇ノ非難中第一及第二ノ點ニ付テハモ氏ノ説ヲ根本ヨリ破ルニ至ラヌト雖モ第三ノ點ハモ氏ノ説ヲ根本ヨリ覆スモノナリ故ニ現今立憲政治ノ汎ク

行ハル、ハモ氏ノ三權分立説ノ結果ナルコト勿論ナリト雖モ直ニ該説ヲ採テ之ヲ唱和スル者今日殆ト之アラサルナリ

第二 統治權ハ固有ノモノナリ 曩ニ國家ト地方團體トノ區別ニ付テ述ヘタルカ如ク國家ノ權力ハ固有ノモノニシテ他ヨリ之ヲ繼受シタルモノニアラサルナリ

第三 統治權ハ絶對ノ權力ナリ 絶對ノ權力トハ其權力ニ對スル服從者カ自己ノ意思ヲ以テ其服從關係ヲ脱スルヲ許サ、ル所ノ權力ヲ指スモノナリ即チ服從者ノ意思ニ反シテモ服從關係ノ下ニ止メ置クコトヲ得ルノ權力ヲ指スモノナリ是レ統治權ノ他ノ權力ト區別セラル、標準ノ一トナルモノナリ

第四 統治權ハ不對等者間ニ限テ存在シ得ルモノナリ 是レ統治權カ債權ノ如キ對等者間ニ存スル權ト區別セラル、ノ點ナリ債權者ハ債務者ニ對シテ自己ノ權利ヲ強制的ニ履行セシムルコトヲ得ルモノニアラス司法權ノ働ニ依リテ其履行ヲ求ムルヲ得ルモノナリ是レ對等者間ノ關係ニ基クカ故ニシテ統治權ノ關係ニ於テハ之ニ反シ統治者ハ之ニ服從スル義務ヲ有スル者ニ對シテ直接

ニ自己ノカヲ以テ其命令ノ履行ヲ強制スルコトヲ得ルモノナリ

第三章 憲法

第一節 憲法ノ意義

況ク憲法ト稱スルトキハ總テノ國ノ組織ヲ定メタル根本ノ規定ヲ指スモノナリト雖モ今日普通ニ憲法ト稱フルハ之ヨリ狹キ意義ニシテ單ニ立憲國ノ組織ヲ定ムル根本ノ規定ヲ指スモノナリ即チ立憲國ノ憲法トハ統治權ノ作用ノ形式ヲ定メ且立憲國ニ缺クヘカラサル機關ノ組織及權限ヲ定メタルモノヲ謂フナリ尙ホ憲法ナル語ニ付テハ形式的ノ憲法ヲ指ス場合ト實質的ノ憲法ヲ指ス場合トアルコトヲ注意スヘシ今茲ニ舉ケタル名稱ハ即チ實質的ノ憲法ヲ指スモノニシテ各國ニ於テ憲法ナル名ヲ以テ發布スルモ其實質ハ必スシモ一致スルモノニアラス故ニ此二者ヲ區別スルノ必要ヲ生スルナリ而シテ其形式的憲法即チ各國ニ於テ憲法トシテ發布スル所ノモノモ其大部分ニ至リテハ實質的憲法ノ規定タルコト疑ナシト雖モ各國ノ事情ニ因リテ憲法ノ性質ヲ有セサル規定モ猥ニ之ヲ變更スルコトヲ欲セサルカ爲メニ之ヲ形式的憲法ノ中ニ入ルコト尠ナカラズ故

憲法
憲法ノ意

ニ各國ノ形式的憲法ノ内容ハ之ヲ比較照合スルトキハ必スシモ同一ナラサルコトヲ發見スヘシ尙ホ實質的憲法ノ性質ヲ有スル規定ニシテ之ヲ憲法以外ノ法律若ハ命令ヲ以テ規定スル國少ナキニアラス故ニ單ニ憲法ナル名稱ヲ有スルモノアルカ爲メニ其國ノ憲法ト云ヘハ總テ其形式的憲法ヲ以テ盡シタルモノト考フヘキニアラサルナリ

此形式的憲法ヲ有スル國ヲ成文憲法國ト稱シ今日立憲國ノ多數ハ概ス之ニ屬スト雖モ英國ノ如キ此成文憲法ヲ有セサルモノナキニアラサルナリ而シテ成文憲法ヲ有スル國ニ於ケル特點ハ其成文憲法ヲ改正スルノ手續ヲ普通ノ法律制定ノ手續ト區別シ容易ニ之ヲ變更セサラシムルニ在リ其如何ニ普通ノ法律制定ノ手續ト異ルカハ次節ニ於テ之ヲ述フヘシ

第二節 憲法ノ改正

形式的憲法ヲ有スル國ニ於テハ西班牙、伊太利、其他獨逸ノ二三小國ヲ除クノ外ハ憲法改正ノ手續ト普通ノ法律制定ノ手續トハ之ヲ異ニスルモノナリ而シテ概シテ其手續ヲ異ニスルノミナラス普通法律制定ノ手續ト比較スルトキハ其手續甚

憲法ノ改

タ鄭重ナリ是レ憲法ノ變更ヲ容易ナラシメサルカ爲メニ外ナラス而シテ普通法律制定ノ手續ニ比較シテ其改正手續ヲ鄭重ニスル憲法ヲ稱シテ固定憲法ト云ヒ普通法律ト同一ノ手續ヲ以テ改正シ得ル憲法ヲ不定憲法ト指稱ス
今固定憲法改正ノ手續ニ關スル特別ナル點ヲ舉クレハ

第一 普通ノ法律制定及改正ニ付テハ攝政在任中ト雖モ何等ノ制限ヲ受クルコトナキモ憲法改正ニ付テハ攝政在任中妄ニ改正スヘカラサルノ制限ヲ受クルコトナキニアラス而シテ其制限ヲ受クル例ヲ舉示スレハ(一)攝政在任中ハ全ク憲法ノ改正ヲ禁スルモノ白耳義和蘭、リウクセンブルグ、日本等ノ如シ(二)攝政在任中ハ君主ノ權利義務ニ關係スル規定ヲ變更スルコトヲ禁スルモノ獨逸中ノシエツルツブルグ、ゾングース、ハウゼンノ如シ(三)攝政在任中ニ憲法ヲ變更スルトキハ成年以上ノ王族ノ公議ノ議決ヲ經ルコトヲ要スト爲スモノ例ハザクセンノ如シ(四)攝政在任中ニ行ヒタル憲法ノ變更ハ其在任中ニ限り效力ヲ有スト爲スモノ例ハ瓦天堡ノ如キ是ナリ

第二 今日總テノ立憲國ニ於テハ法律ノ發案權ヲ議會ニモ與フト雖モ憲法改正

ノ發案權ニ限り之ヲ制限スル國ナキニアラス(一)議會ニ全然其發案權ヲ附與セサルモノ例ハ日本ノ如シ(二)特別ノ事項ニ限り憲法改正ノ發案權ヲ議會ニ與フルモノ例ハ獨逸ノバイエルンニ於テハ臣民ノ權利義務ニ關スル事項若ハ議會ノ權限ニ關スル事項ニ限り其發案權ヲ議會ニ與フル如シ(三)發案スルニ二回ノ議決ヲ要スルモノ例ハザクセンニ於テハ二度引續キタル議會ニ於テ同一ノ議決ヲ爲スニアラサレハ議會ヨリ改正發案ヲ爲シ得サルカ如シ

第三 憲法改正ヲ議スル機關ニ付テハ普通ノ法律制定ノ機關ヨリハ特別ノモノタルコトヲ要スト爲ス國ナキニアラス(一)全ク特別ノ機關ヲ以テ憲法改正ヲ議セシムルモノ例ハ北米合衆國ニ於テ憲法ヲ改正セントスルトキハ之ニ關シテノ特別議會ヲ設クルカ如シ(二)新ニ議會ヲ召集シテ憲法改正ヲ議セシムルモノ例ハ丁抹和蘭、葡萄牙、諾威、リウクセンブルグニ於テ之ヲ見ルコトヲ得ヘシ而シテ是等ノ國ニ於テハ憲法改正ヲ議決スルニハ先ツ其議會ヲ解散シ更ニ總選舉ヲ命シ之ニ因リテ成立シタル新議會ヲシテ憲法改正ノ確定ノ議決ヲ爲サシムル如シ

瑞西及北米合衆國內ノ諸國ニ於テハ憲法ヲ變更セントスルトキハ國民ノ意見ヲ聽カサルヘカラスト爲セリ是レ嘗テ佛國ニ於テモ採用シタル制度ナリシモ今日同國ニ於テハ此制ヲ用キサルナリ

第四 憲法改正ニ付テ普通ノ法律制定ト異リタル規定ヲ爲ス國アルコト前ニ述ヘシカ如シ而シテ議決ノ手續ヲ詳述スレハ(一)憲法改正案ノ議決ニ限リ二回若ハ三回ノ議決ヲ要スルモノト爲ス國アリ更ニ分説セハ(イ)三回ノ議決ヲ要スルモノ例ハバイエルンニシテ同國ニテハ憲法改正案ニ限リ八日ヲ隔テ、三回ノ議決ヲ爲スヲ要スルカ如シ(ロ)同一ノ會期ニ於テ二回ノ議決ヲ要スルモノ例ハ普漏西ニ於テハ二十一日ヲ經テ二回ノ議決ヲ要ストシシワルツブルグズンダースハウゼンニテハ十四日ヲ經テ二回ノ議決ヲ要ストナス如シ(ハ)異リタル會期ニ於テ二回ノ議決ヲ要スルモノ例ハ瑞典ザクゼン、ヴェルテンベルヒ等ニテハ憲法改正案ノ議決ニ限リ引續キタル二回ノ會期ニ於テ再度ノ議決ヲ要スルカ如シ(ニ)又憲法改正案ヲ議決スルトキニ限リ其出席議員ノ定足數若ハ普通議決ノ定足數ヲ通常ノ議事ヨリ特ニ多數ナルコトヲ要スト定メタルモノ少ナカラ

ス例ハ出席議員若ハ議決ノ定足數ヲ四分ノ三ト爲シ總議員ノ四分ノ三以上ノ出席アルニアラサレハ改正案ノ議決ヲ爲スコトヲ得スト爲シ或ハ出席議員ノ四分ノ三以上ノ同意アルニアラサレハ改正案ノ確定議決ヲ認ムルヲ得スト定ムルカ如シ併シナカラ我國ニ於テハ憲法改正案ヲ議スルニ付テ出席ノ定足數モ其議決ノ定足數モ共ニ三分ノ二ト定メタリ蓋白耳義、ヴェルテンベルヒ等ノ例ニ依レルナリ

又獨逸帝國ニテハ聯邦議會ニ於テ總投票五十八票ノ内十四票以上ノ反對アルトキハ其憲法ヲ改正スルヲ得スト定メタリ
以上述ヘタル例ハ普通ノ法律改正ノ手續ニ比較シテ憲法改正ノ手續ヲ鄭重ニ爲シ其改正ヲ容易ナラサラシメタルノ例ヲ示シタルモノナルモ佛國ニ於テハ稍是等ノ例ト異リ普通ノ法律改正ヨリハ却テ憲法ノ改正ヲ容易ナラシメタルノ觀アリ何トナレハ同國ニ於テハ法律ヲ議決スルニハ其案カ上下兩院ヲ通過スルヲ要ストスルモ憲法改正案ヲ議決スルニハ上下兩院ヲ合シテ一トシ之ヲシテ議決ヲ爲サシムルヲ以テナリ即チ普通ノ法律議決ハ上院及下院ニ於テ各別ノ議決ヲ要

スルモ憲法改正案ニ付テハ單ニ一回ヲ以テ足レリトナセハナリ

第三節 成文憲法制定ノ歴史

第一款 北米合衆國

此國ハ一七七六年ニ於テ英吉利ヨリ獨立シタルコトヲ宣言シ次テ一七七七年聯合約款ヲ發布シテ聯合ニ關スル根本ノ規定ヲ定メタリ蓋此時ニ於ケル北米合衆國ハ十三ノ國家ヲ聯合シタルモノナレハナリ併シ單ニ國家ノ聯合ニ止ルトキハ其進歩發達ヲ期スルコト能ハサルニ依リ一七八七年ニ於テ各國ノ委員相集リ聯邦ヲ組織スルコト、其憲法ヲ制定スルコト、ヲ決定シタリ其委員ニ依リテ決定セラレタル憲法ハ漸次各國ノ同意ヲ得テ今日尙ホ行ハル、モノナリ此憲法ハモンテスキュー氏ノ三權分立說ヲ基礎トシタルモノニシテ現今行ハル、憲法中ニ於テハ三權分立ノ主義ノ最モ著シク見ユルモノナリ故ニ此憲法ヲ模範トシタル佛蘭西第一回ノ憲法ハ均シク三權分立ノ主義ヲ採用シタリシナリ又北米合衆國ノ憲法ハ歐米諸國ヲ通シテ成文憲法ノ最初ノモノニシテ此點ニ於テ特ニ注意スベキ價値ヲ有スルナリ

第二款 佛蘭西

成文憲法ノ始テ成立シタルハ前述ノ北米合衆國ニシテ歐洲大陸ニ於テ成文憲法ノ始テ制定セラレタルハ佛蘭西ナリ

佛國ニ於テハ一七八九年ニ於テ大革命ヲ起シ此時人權及公民權ノ宣言ヲ發布シタリ其人權及公民權宣言ニ於テハ主トシテ各人民ノ間ニ特權ヲ有スル階級ヲ存在セシムルコトヲ認メサルコト、所謂國民自由權ナルモノトヲ保障シタルナリ而シテ之ヲ基礎トシテ一七九一年ニ於テ第一回ノ憲法ヲ制定シタリ此憲法ノ特點ハ

第一 議會ハ一院ヨリ成立スルモノトス始起草委員ハ二院制ノ案ヲ立テタルモ議會ニ於テ八十九票ニ對スル四百九十票ノ多數ヲ以テ一院制ト決セラレタリ其理由ハ二院ヲ設クルトキハ其一院タル上院ハ無用物タルカ若ハ妨害物タリトノ考ニ因リシモノナリ

第二 議員ノ選舉ハ間接選舉ニシテ且制限選舉ナリ

第三 法律ノ發案權ハ議會ニ專屬シ國王ハ全ク發案權ヲ有スルコトナシ

第四 國王ハ議會ノ議決ニ對シ裁可スルノ權ヲ有セスシテ唯再議ヲ請求スルノ權ヲ有スルニ止ル併シ其再議ノ請求權ハ二回之ヲ行フコトヲ得ルモノニシテ第二回ノ再議ノ請求アルニ拘ラス尙ホ前議決ノ如ク確定セラレタルトキハ遂ニ其儘確定セラレ、モノナリ

第五 議員ハ其在職中及其退職後二個年間に大臣ニ任セラル、コトナシ蓋三權分立ノ主義ニ基クモノナリ

然ルニ此憲法ハ國王ノ廢止ト共ニ其效力ヲ失ヒ一七九三年ニ於テ更ニ第二回ノ憲法ヲ作リタリ

一七九三年ノ憲法ハ議會ノ議決ヲ經タル後更ニ國民ノ投票ニ付シテ制定セラレタルモノニシテ一萬票ニ對スル百八十萬票ノ同意ヲ得テ確定シタルモノナリ而シテ之ハ百四十四條ヨリ成立スルモノニシテ今其要點ヲ舉ゲレハ
第一 議會ハ一院制ニシテ其議員ノ任期ハ一年ト爲シ而シテ其議員ノ選舉ヲ直接普通選舉ト爲シタリ即チ滿二十一歳ノ男子ハ總テ議員ヲ選舉スルノ權ヲ與ヘラレタルナリ

第二 政治ヲ行フ機關ハ二十四人ノ合議體ト爲シ其二十四人ハ各縣ヨリ提出スル所ノ候補者ノ名簿ニ付キテ議會之ヲ選舉スルモノナリ
此憲法ハ八月九日ニ公布セラレタリト雖モ國內一般ニ騷亂ノ極ニ達シタルトキナリシヲ以テ十月十日ノ法律ヲ以テ平和ノ回復スルマテ其實施ヲ延期スルコトトナレタリ併シ遂ニ實施ノ運ヒニ至ラスシテ共和三年ノ憲法大ルモノカ一七九五年ニ於テ發布セラレタリ
一七九五年ノ憲法ハ第二ノ憲法ト同シク國民ノ投票ニ付セラレタルモノニシテ五萬票ニ對スル百五萬餘票ノ多數ヲ以テ決セラレタルナリ而シテ此憲法ヲ以テ第二回ノ憲法ニ比較スルトキハ温和ナル主義ニ依リ制定セラレタルモノナリ今其特點ヲ舉クルトキハ行政權ハ之ヲ五人ノ「デレクタトル」ニ「デレクタトル」ナル語ハ總督都督總監又ハ執政官ト譯セラルニ委任ス其「デレクタトル」(總督)ノ任期ハ之ヲ五年ト爲シ毎年其五分ノ一ツ、議會ニ於テ改選スルモノト爲セリ而シテ其五人ノ中三個月交代ヲ以テ一人ヲ首長ニ推スモノナリ
一七九五年ノ憲法ノ時代ニ於テハ議會ト「デレクタトル」トノ間ニ爭論絶エザリシカ

爲メ其結果ポナバートナボレオンヲシテ勢力ヲ得セシムルコト、ナリ遂ニポナバートナボレオンニ依リテ憲法ノ制定ヲ見ルニ至レリ一七九九年ノ憲法即チ是ナリ此憲法ハ九十五條ヨリ成立セルモノニシテ今此憲法ノ要點ヲ舉クレハ

第一 議會ハ上下兩院ヨリ成リ上院ハ保守的元老院ト稱シ其議員ハ八十人ニシテ四十歳以上ノ者ヨリ終身ノモノトシテ選舉セラレ其議員ハ最初ニ「コンシユル」(Consul) (執政官ト譯セラル)之ヲ選任シ若シ缺員ヲ生シタルトキハ候補者ノ名簿ノ中ヨリ元老院之ヲ選舉スルモノナリ又下院ハ之ヲ立法議會ト稱シ其議員ノ任期ハ五年ニシテ毎年五分ノ一ヲ改選シ其員數ハ三百人ナリ今此上下兩院ノ職務ヲ考フルニ上院ハ立法議會及「トリビュン」(Tribune)ノ議員及「コンシユル」ヲ選舉スルニ在リテ下院即チ立法議會ノ職務ハ單ニ之ヲ提出セラレタル法律案ヲ討論ヲ用キスシテ可否スルニ止ルモノナリ而シテ法律ノ發案權ハ政府ノミニ屬シ又法律案ニ付テ討議スル者ハ「トリビュン」三人ノ議員ト三人ノ參事院ノ議員トニ止ルヲ以テ議會ナルモノハ立法事業ニ付テ極テ狹キ權限ヲ有スルニ止ルモノナリ

第二 議會ノ外ニ百人ノ議員ヨリ成立スル所ノ「トリビュン」ヲ設ケ法律ヲ議會ニ提出スル前ニ豫メ之ヲシテ審議セシムルモノトス其議員ノ任期ハ五年ニシテ毎年其五分ノ一ヲ改選ス

第三 行政權ハ三人ノ「コンシユル」ヲシテ之ヲ行ハシム其一人ヲ第一「コンシユル」ト爲シ以テ行政權ヲ總括セシメ他ノ二人ノ「コンシユル」ハ單ニ補助官タルニ過キサルモノト爲セリ總テ任期ハ十年ニシテ再選ヲ許スモノナリ第一回ノ「コンシユル」ハ憲法中ニ之ヲ指定シタルモ其以後ノ「コンシユル」ハ上院ニ於テ之ヲ選舉スルモノナリ

第四 法律案ヲ起草セシムルカ爲メニ參事院ヲ設ク而シテ其議官ハ「コンシユル」ニ依リテ任命セラル、モノナリ

然ルニ一八〇二年ニ至リ三人ノ「コンシユル」ハ一人ノ終身大統領トナリ次テ一八〇四年再ヒ皇帝ト變シナボレオン一世ノ帝政時代ヲ見ルコト、ナレリ

一八一四年ニ至リナボレオン一世滅亡シテルイ十八世王位ニ即キタルトキ欽定憲法新ニ發セラレタリ此憲法ハ立憲君主國ノ憲法ノ模範トシテ和蘭、西班牙、埃地

利伊太利南獨逸諸國ノ憲法ノ制定ニ際シ參考ニ供セラレタルモノナリ又一七九三年ヨリ一七九九年マテノ憲法ハ總テ國民ノ投票ニ付シテ之ヲ制定シタルモノ一八一四年ノ憲法ハ全ク國王ノ意思ノミニ依リテ制定セラレタルモノナリ此憲法ノ特點ヲ述フルトキハ

- 第一 國權ハ國王ニ屬スルコトヲ明ニス
- 第二 議會ハ之ヲ二院ト爲シ而シテ其一ヲ貴族院トシテ世襲議員及勅選議員ノミヲ以テ之ヲ組織スルコト、爲セリ
- 第三 法律ノ發案權ハ政府ノミニ屬ス
- 第四 國王ハ議會ヲ解散スルコトヲ得
- 第五 國會議員ハ大臣トナルコトヲ得
- 第六 大臣ノ責任ヲ明ニス

此憲法ハ七十六條ヨリ成立シ一八一五年ノナポレオン一世ノ百日政治ノ時代ヲ除キ一八三〇年マテ行ハレタリ
一八三〇年ニ於テチャールス十世カ出版ノ自由ヲ制限シ其他人民ノ自由ヲ束縛セ

ントシタルカ爲メ第二ノ所謂七月革命ヲ生シオルレアン家ノルイブリッブナル者代テ王位ニ就キ同年八月七日ニ於テ新ナル憲法ヲ發布シタリ此憲法ハ大體一八一四年ノ憲法ニ依リタルモ其憲法ニ關スル國權君主ニ在リトノ宣言ヲ削除シ且議會ノ權限ヲ之ニ比較シテ幾分カ擴張シタルナリ
ルイブリッブハ其即位ノ始專テ人民ノ意見ヲ採用シテ政ヲ爲セシニ因リ例ハ貴族院議員ノ世襲ヲ改メテ總テ終身ト爲シ又下院議員ノ數及其選舉人ノ數ヲ増シタルカ如キ民望ヲ得タリシト雖モ後次第ニ國費増加セルト且普通選舉制度ノ採用ヲ拒ミタルトニ依リ遂ニ民望ヲ失墜シ一八四八年二月二十四日其王位ヲ退カサルヲ得サルニ至レリ是レ佛國ニ於ケル第三ノ革命ナリ而シテ此二月ノ革命ノ結果トシテ再ヒ政體ハ共和ト爲リ普通選舉ニ依リテ成立シタル議會ハ同年十一月新ニ憲法ヲ制定シタリ今其憲法ノ要領ヲ舉クレハ
第一 大統領ハ之ヲ國民ノ直接選舉ト爲シ其任期ハ四年トス而シテ其再選ヲ禁シ且國民ニ對シ直接ニ責任ヲ負フヘキモノトス此國民ノ直接選舉ハ時トシテ野心家ノ爲メ利用セラル、ノ虞アリトノ反對論出ラタルモ遂ニ直接選舉ノ制

度ヲ採用セリ後果シテナポレオン三世ヲシテ其野心ヲ満足セシムルノ結果ヲ生シタリ

第二 議會ハ一院制ニシテ其議員ノ任期ヲ三年ト爲シ且其議會ハ常ニ開會セラ

然ルニ大統領ルイ、ナポレオン次第ニ民望ヲ收攬スルヤ先ツ大統領ノ再選ヲ禁スルノ條項ヲ削除シ次テ大統領ノ任期ヲ十年ニ延期セリ而シテ其之ヲ十年ニ延期シタルハ一八五一年ノ新憲法ノ結果ニシテ此憲法ハ專ラ一七九九年ノ憲法ヲ模範トシテ制定シタルモノナリ其要領ヲ摘示セハ下ノ如シ

第一 大統領ハ其任期ヲ十年トシ加スルニ行政權ヲ有スルノミナラス法律ヲ發案シ議會ヲ召集解散シ大赦、特赦ヲ爲シ得ルノ權ヲ有シ更ニ大統領ノ後任者タルヘキ候補者ヲ推舉シ得ルノ權ヲ有スルモノトス

第二 元老院ハ終身議員ヲ以テ組織セラレ其議員ハ大統領ニ於テ之ヲ任命ス而シテ其權限ハ專ラ憲法ヲ維持スルニ在リテ憲法改正ノ要アルトキハ之ヲ元老院ヨリ發案スヘキモノトス

第三 下院ノ議員ハ普通選舉ニ依リテ選出セラル而シテ其數ハ選舉人三萬五千人ニ付テ一人ト定メ其任期ヲ六年トシ此議會ハ自ラ法律案ヲ提出スルヲ得サルモノトス

第四 法律案ヲ起草シ其他行政命令ノ起草及行政上ノ爭議ヲ決スルカ爲メニ別ニ參事院ヲ設ケ其議員ハ五十人ニシテ總テ大統領ノ任命ニ係ルモノトス然ルニルイ、ナポレオンハ益民望ヲ收ムルニ努メ遂ニ一八五二年冬十一月共和國ヲ變シテ帝國ト爲スニ至レリ是レ蓋二十三萬餘票ニ對スル七百四十八萬餘票ノ多數ノ國民投票ニ依リテ決定セラレタルモノナリ

始ナポレオン三世ハ諸種ノ手段ニ訴ヘテ民望ヲ收攬セシモ遂ニ漸次之ヲ失ヒタルヲ以テ再ヒ民ノ歡心ヲ買フノ策ヲ立テ一八六〇年、一八六六年、一八六七年、一八六九年及一八七〇年ニ於テ議會ノ權限及人民ノ權利ヲ擴張シ因テ以テ民望ノ回復ヲ得ントセシモ一八七〇年普佛戰爭ノ結果ハ遂ニナポレオン三世ヲシテ其帝位ヲ抛ツノ已ムヲ得サルニ至ラシメタリ是ニ於テ佛國ハ第三回ノ共和政治ヲ見ルニ至リ而シテ其政體ハ今日ニ至ルマテ繼續シ來レリルイ、ナポレオン帝位ヲ去

リテ共和時代ト爲リシカ爲メニ再ヒ憲法新制定ノ要ヲ生シ遂ニ新法ハ一八七五

年ニ至リテ成ル而シテ該憲法ハ下ニ述フル三法ヨリ成立セルモノナリ

- 一 國權ノ組織ニ關スル法
- 二 上院ノ組織ニ關スル法
- 三 國權相互ノ關係ヲ規定シタル法

併シ此三法ヲ合スルモ尙ホ其規定ハ甚ク不完全ニシテ他國ノ憲法中一般ニ存スルモノニシテ而モ該法中ニ漏レタルモノ尠少ナラス故ニ此三法ニ規定セラレサルモノニシテ且低觸ヲ生セサル從來ノ憲法ノ規定ハ現今尙ホ行ハレツ、アルモノナリトノ解釋ヲ一般ニ認ムルニ至レリ例ハ國民ノ權利司法權ノ獨立豫算ノ制定等ニ關スル規定ノ如キモノ即チ是ナリ

白耳義

第三款 白耳義

此國ハ一八三〇年ニ於テ和蘭ヨリ獨立シ翌一八三一年二月七日百三十九條ヨリ成立スル所ノ憲法ヲ制定シタリ而シテ此憲法ハ一七九一年一八三〇年ノ佛蘭西憲法及北米合衆國ノ憲法ヲ參照シテ制定シタルモノナリ從テ此國ハ素ト和蘭ヨ

リ獨立シタルモノナリト雖モ其憲法ハ和蘭ノ憲法ニ比較シテ一層民主的ナリトス又此國ハ人民全體ノ力ヲ以テ新ニ國家ヲ建設シ然ル後國王ヲ迎ヘタルモノナルニ依リ其憲法ニハ國權ノ國民全體ノ手ニ存スルコトヲ明定シ且國王ハ憲法ニ依リテ與ヘラレタル權利ノ外一切ノ權利ヲ有セサルコトヲ明言シタリ

第四款 普漏西

獨逸中南獨逸ハ既ニ一八二〇年前後ニ於テ憲法ヲ制定シ中央獨逸ハ一八三〇年前後ニ於テ憲法ヲ制定シタルニ拘ラス北獨逸就中普漏西ニ於テハ佛蘭第三ノ革命生スルニ至ルマテ憲法制定ノ運ヒニ至ラザリキ固ヨリ普漏西人民ハ立憲政體ヲ採用スルコトヲ希望スル念慮熾ナリシト雖モ普漏西政府ハ市制ヲ布キ參事院ヲ設ケ州會ヲ設定スル等立憲制度ニ至ルノ基礎ヲ作りタルモ憲法ヲ發布スルコトハ之ヲ可及的遲延スルコトニ努メタリ併シ佛蘭西ノ第三ノ革命ヲ見ルニ及テ到底憲法ノ制定ヲ遲延スルコト能ハサルヲ悟リ州會ノ聯合會ヲ開キテ憲法ノ綱領ヲ議セシメタリ又此聯合會ニ於テ議決シタル選舉法ニ依リテ新ニ議會ヲ設ケ憲法ノ草案ヲ其議ニ付シタルモ議會ハサルカ爲メニ其議會ヲ解散シ政府ハ假ニ

普漏西

憲法ヲ發布シ翌年再ヒ新議會ヲ召集シテ憲法ヲ議セシメタリ然レトモ其草案ハ同シク議會ノ可決スル所トナラサリシカ爲メニ其議會ヲ解散シテ更ニ新議會ヲ召集シタリ政府モ憲法草案ヲ大ニ變更シテ此議會ノ議ニ付シ其議決ヲ經テ一八五〇年一月三十一日ニ於テ發布セラレタルモノ即チ今日行ハル、所ノ憲法ナリ而シテ此憲法ハ主トシテ白耳義ノ憲法ヲ參照シタルモノニシテ又我日本ノ憲法制定ニ當リテ模範トナリタルモノナリ

〔註〕本節ヲ終ルニ臨ミ特ニ注意スヘキハ英國憲法ナリ英國ハ立憲國トシテハ歐米ヲ通シテ最古ノ國家ナリト雖モ其憲法ハ他ノ法律ト同シク不文憲法ナリ固ヨリ或特別ノ事項ニ關スル成文ナキニアラサレトモ其全體ニ亘リテ存スルニアラス而モ此英國ノ不文憲法ハ北米合衆國ニ於ケル憲法制定ニ際シテ其模範トナリタルモノニシテ北米合衆國ノ憲法ハ更ニ各國ノ憲法制定ニ當リテ參照セラレタルヲ見ル其他如何ナル國家ト雖モ其憲法ヲ制定スルニ當リテハ多少英國ノ憲法ヲ參照セサルナシ即チ英國憲法ハ直接又ハ間接ニ各國成文憲法ノ模範タルモノニシテ此點ニ於テ特ニ注意スヘキナリ

第四章 國法ノ淵源

- 第一 憲法
 - 第二 君家法
 - 第三 法律、命令
 - 第四 條約
 - 第五 習慣
- 第一ヨリ第四ニ至ルモノカ國法ノ淵源タルコトニ付テハ茲ニ特ニ説明ヲ要セスト雖モ習慣カ國法ノ淵源タルヤ否ヤニ付テハ學者間異說ナキニアラサルヲ以テ左ニ少シク之ヲ説明スヘシ
- 成文憲法ヲ有スル國ニ於テハ習慣法成立セサルモノナリト唱フル學者ナキニアラス其理由ハ成文憲法ヲ制定スルハ習慣法ノ發生ヲ禁止スルノ趣旨ナリト云フニ在リ然レトモ成文憲法ヲ制定スルモ憲法ノ規定上必要ナル事項ヲ悉ク之ニ包含セシムルコトヲ得ス從テ成文憲法ヲ有スルモ尙ホ習慣法ノ效力ヲ認ムルノ必要アルコトハ恰モ民法、商法ヲ有スル國ニ於テ尙ホ民法上ノ習慣若ハ商法上ノ習

慣ヲ法トシテ其效力ヲ認メサルヲ得サルト異ル所ナシ且又習慣法ヲ認ムルハ素
 ト必要上ヨリ起ルモノナルヲ以テ既ニ其必要アル以上ハ特ニ習慣法ノ效力ヲ認
 メサルコトヲ明言セサル國ニ於テハ其存在ヲ認メサルヘカテサルナリ
 習慣法ト成文法トノ關係ニ付テハ固ヨリ前者ヲ以テ後者ヲ變更スルコトヲ得
 ルモノナリト雖モ或一派ノ學者中ニハ習慣法ヲ以テ成文法ヲ變更スルコトヲ得
 ルノミナラス成文法ヲ以テ習慣法ヲ變更スルモ無効ナリト主張スル者ナキニア
 ラス其理由トスル所ハ總テ法ノ效力ヲ有スルハ人民ノ之ヲ遵奉セサルヘカテサ
 ルコトノ確信ニ基クモノニシテ習慣法ノ法トシテ效力ヲ有スルモ亦同一ノ理由
 出ツルモノナリ而シテ其人民ノ確信ハ成文法ヨリモ習慣法ニ於テ明ニ認メラ
 ル、コトナルニ依リ此兩者ノ效力ヲ比較スルトキハ習慣法ヲ勝レリトナサ、ル
 ヲ得スト云フニ在リ(確信說)併シ此說ハ誤ニシテ總テ法ノ效力ヲ有スルハ統治者
 ノ命令タルニ因ルモノナリ而シテ成文法ハ統治者ノ直接ノ命令ニシテ習慣法ノ
 效力ヲ有スルハ統治者ノ承認ニ基クニ過キササルニ依リ(承認說)其習慣法ヲ以テ統
 治者ノ意思ヲ直接ニ現ス所ノ成文法ヲ變更スルコト能ハサルヤ勿論ナリ又同一

ノ理由ニ依リ成文法ヲ以テ習慣法ヲ變更シ得ヘキコトモ疑ヲ容レサル所ナリ

國ノ元首
 (大統領
 被選的
 元首)
 佛蘭西大
 統領

第二編 國ノ元首

第一章 大統領(被選的元首)

第一節 佛蘭西大統領

第一 選舉

上下兩院合同ノ議會國民議會ト稱スニ於テ之ヲ選舉スルモノニシテ其選舉ノ時
 期ハ任期滿了前一个月ノ時ニ在リ而シテ之ニ選ハル、コトヲ得ル者ハ公權ヲ有
 スルコト及從來佛蘭西ニ君臨セシ家ノ子孫ニアラサルコトヲ必要トスルモノニ
 シテ又一旦大統領トナリタル者ト雖モ再選セラレ、コトヲ妨ケサルモノトス又
 大統領ノ任期ハ七十年タリ

第二 特權

一 六十萬フランノ俸給ト三十萬フランノ交際費及三十萬フランノ旅行費トヲ

國法學 國ノ元首 大統領(被選的元首) 佛蘭西大統領

受ク而シテ此額ハ一八七一年九月ノ法律ニ依リテ定マレルモノナリト雖モ毎
年豫算ヲ議スルニ當リ議會ハ併セテ之ヲ議スルコトヲ得ルモノナリ

- 二 帝城タリシ官邸ヲ使用スルコト
- 三 大統領ヲ誹毀侮辱シタル者ハ重ク處罰セラル、コト
- 四 國事犯ノ場合ノ外其在職中ノ行爲ニ付キ總テ責任ヲ負ハサルコト

第三 權限

- 一 外國ニ對シテ佛蘭西ヲ代表スルコト
- 二 宣戰ヲ爲スコト 但積極的ニ戰爭ヲ爲サントスルトキハ議會ノ同意ヲ要ス
ルモノナリ
- 三 恩赦ヲ爲スコト
- 四 條約ヲ締結スルコト 然レトモ領土ノ變更若ハ國ノ負擔ニ屬スル條約ハ議
會ノ同意ヲ要ス
- 五 文武官ヲ任免スルコト 併シ大臣ノ任免ハ議會ノ黨勢ニ依ラサルヘカラサ
ルモノニシテ又下級官吏ノ任免ハ大統領直接ニ關係セサルモノナリ

六 議會ヲ解散スルコト 併シ解散ヲ爲スニハ上院ノ同意ヲ要ス(此權限ヲ行使
シタルハ一八七七年ニ於テ其實例ヲ存スルノミ)

七 議會ノ議決ニ對シ再議ヲ求ムルコト 大統領ハ法律ニ對シ裁可權ヲ有セサ
ルハ勿論再議ヲ求ムルニ當リテモ時期ノ制限アルノミナラス再議ニ付スルモ
尙ホ議會カ前議ヲ固執スルトキハ之ヲ法律トシテ公布セサルヘカラサルモノ
トス

要スルニ大統領ノ權限ハコンスタン氏ノ所謂君主ノ節制權ニ當ルモノニシテ其
權限ノ範圍極テ狭キモノトス(此他議會召集ノ權限ヲ有スト雖モ是レ唯臨時議會
ノミニシテ通常議會ハ毎年一月第二火曜日ニ於テ自ラ開會ス)

第二節 北米合衆國大統領

第一 選舉

大統領ハ人民ヨリ選ハル、所ノ選舉人ノ選舉ニ繫ルモノニシテ即チ間接選舉ノ
方法ニ依ルモノナリ其選舉人ヲ選舉スルニ付テハ直接選舉、連記投票、無記名投票
等ノ方法ヲ用ケレトモ其以外ノ事項ニ付テハ各邦(State)ニ於テ自由ニ定ムルニ

トヲ得ルモノトス又其選舉ノ期日ハ每四年目ノ十一月第一月曜日ニ續ク所ノ火曜日ニシテ大統領ノ選舉期日ハ翌年一月第二ノ月曜日ナリ又大統領ニ選舉セラレ得ル資格要件ハ

- 一 滿三十五歳以上ナルコト
 - 二 十四年間合衆國ニ居住シタルコト
 - 三 合衆國內ニ生レタル國民ナルコト
- 等ナリトス

任期ハ四年ニシテ三月四日ヨリ就職スルモノナリ

第二 特權

- 一 一年五萬ダラーノ俸給ヲ受クルコト 此俸給ハ法律ヲ以テ定メラル、モ一旦定マリタル俸給ハ大統領ノ任期間ハ之ヲ變更スルコト能ハサルモノナリ
- 二 官邸ヲ使用スルコト
- 三 刑事上ノ責任ヲ免ル、コト 然レトモ大統領ハ下院ノ彈劾ニ依リテ上院ヨリ彈劾裁判ヲ受クルコトヲ免レサルモノトス

第三 權限

- 一 條約ヲ締結スルコト 但上院ノ三分ノ二以上ノ多數決ニ依ル所ノ同意ヲ必要トス
- 二 恩赦ヲ行フコト
- 三 文武官ヲ任免スルコト 併シ大臣ノ任命ニ付テハ上院ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス
- 四 宣戰ヲ爲スコト 但積極的ノ戰爭ヲ爲スニハ議會ノ同意ヲ要ス
- 五 議會ノ議決ニ對シ再議ヲ求ムルコト
- 六 法律ノ發案ヲ爲スコト
- 七 陸海軍ヲ統帥スルコト
- 八 外國ニ對シ北米合衆國ヲ代表スルコト
- 九 行政權ヲ行フコト

要スルニ北米合衆國ニ於テハ三權分立ノ主義ニ基キテ立法權ハ之ヲ議會ニ司法權ハ之ヲ裁判所ニ屬セシメ大統領ハ唯之ヲ節制スルニ過キサルモ行政權ハ之ヲ

總括スルモノナリ從テ佛蘭西ノ大統領ハ國事犯ノ場合ノ外一切ノ行爲ニ付テ責任ヲ負ハサルモ北米合衆國ノ大統領ハ刑事上ノ責任ヲ免ル、ニ止リ行政上ノ行爲ニ付テハ自ラ之ヲ行フ者ナルニ依リ其責任ヲ免ル、ヲ得サルナリ即チ北米合衆國ノ大統領ハ佛蘭西大統領ノ如ク其實權ヲ有セサルモノニアラサルナリ

第二章 世襲的元首

第一節 君位繼承

第一款 君位繼承ノ性質

往時ニ在リテハ君位繼承ハ私法上ノモノト認メラレタリシモ近世ニ及ヒテハ學者ハ殆ト總テ之ヲ公法上ノモノトナスニ至リタリ例ハツオニブルツァハリーノ二氏ノ如キハ君位繼承ハ公私法混合ノ性質ヲ有スルモノナリト唱ヘアルブレヒト氏ノ如キ君位繼承ヲ以テ私法上ノモノト説ケル者ナキニアラサルモ是レ少數ノ範圍ニ止レリ

君位繼承ヲ以テ公法上ノモノト認ムルノ根據ニ付キテハ君主ヲ機關ナリト爲スモノト之ヲ統治權ノ主體ナリト爲スモノトノ間ニ於テ差異ノ存スルハ勿論ナリ

今君主ヲ機關ト認ムル論者ノ主張スル根據ヲ舉クレハ國家ハ公ノ人格ヲ有ス故ニ君主ハ國家ニ屬スルモノニシテ君主ハ唯國家ノ爲メニ働ク機關タルニ過キス而シテ國ノ機關ニ關スル法規ハ總テ公法上ノモノナルニ由リ君位繼承ハ私法上ノ相續ノ如ク單ニ死人ノ地位ヲ襲フモノニアラスシテ最高ノ機關カ一人ヨリ他人ニ移轉スルモノナリ是レ君位繼承カ公法上ノモノニシテ且君主カ死亡スルモ國家ハ永續スル所以ナリト云フニ在リ又君主ヲ以テ統治權ノ主體ナリト爲ス者ノ論據ヲ示ストキハ君位繼承ハ統治權ノ主體ノ變更ニアラスト雖モ統治權ノ主體ノ地位ヲ占ムル自然人ノ變更ナリ而シテ其地位ニ關スル事項ハ即チ公法上ノ事項ナルカ故ナリト爲スニ在リ

第二款 君位繼承法變更ノ手續

君位繼承ニ關スル法規ヲ變更スルニ君位繼承ノ資格ヲ有スル者ノ同意ヲ要スルモノト爲ス説ト之ヲ要セスト爲ス説トアリ前説ノ根據ハ要スルニ君位ヲ繼承スルハ固有ノ權トシテ繼承スルモノニシテ君位ハ議會ノ意思ヲ以テ自由ニ之ヲ變更スルコトヲ得サルモノナリト云フニ在リ故ニ此説ヲ採ル者ハ君位繼承ニ關ス

世襲的元首
君位繼承
君位繼承
ノ性質

君位繼承
法變更
ノ手續

ル法規ハ之ヲ憲法中ニ規定スヘキモノニアラスシテ憲法ニ對シ獨立ノ存在ヲ有
 スル君家法ヲ以テ規定スヘキモノナリト云ヘリ然レトモ今日ニ於テハ何レノ國
 ニテモ君主ノ一族ニ對シテモ凡テ君主ノ權力及之ニ關スル法規ハ君主ニ於テ定
 メ得サルモノナキナリ固ヨリ憲法ヲ以テ之ヲ定ムルモ君家法ヲ以テ定ムルモ又
 議會ノ協贊ヲ經テ之ヲ定ムルモ然ラサルモ君主ノ命令ハ人民ニ對スルノミナラ
 ス君主ノ一族ニ對シテモ當然行ハル、モノナリ從テ君位繼承ニ關スル法規ハ憲
 法ヲ以テ規定スルモ君家法ヲ以テ規定スルモ之ヲ變更スルニ君位繼承ノ資格要
 件ヲ具フル者ノ同意ヲ要スルコトナキナリ或ハ君家法ヲ變更スルニ君主ノ一族
 ノ會議ノ議決ヲ要スルコトヲ定メタル國ナキニアラサルモ其會議ニ與カル者ハ
 自己ノ職務トシテ君位繼承ノ變更ノ是非ヲ議スルニ止リ君位繼承ニ對シ同意ヲ
 與フルカ爲メニ參與スルニハアラサルナリ或ハ又君位繼承ヲ以テ相續ノ一種ト
 爲シ君位繼承ノ法規ヲ變更スルハ君位繼承ニ對スル既得權ノ侵害ヲ受クル者ノ
 同意ヲ要スルハ勿論ナリト論スル者アリト雖モ是レ亦誤ナリ何トナレハ君位繼
 承ハ權利ノ讓渡ニアラス從テ承繼ノ資格ヲ有スル者ハ之ニ對シ既得權ヲ有スル

コトナケレハナリ

實例ニ於テハ君位繼承ノ順序ヲ變更スルニ其關係者ノ同意ヲ求メタルコトアリ
 ト雖モ理論上ヨリ言ヘハ君位繼承ノ法規ヲ變更スルニ其關係者ノ同意ヲ要セサ
 ルナリリ、*シネ、レーム*二氏ノ如キハ此問題ニ付キ同意ヲ要ストノ說ヲ採レルモゲ
 マイヤ、*ザイデル、ホルンハック、イリネック、ヘーネル*、シワルツ諸氏ノ如キハ其同意ヲ
 要セストナセリ

君位繼承ニ關スル法規ハ憲法ヲ以テ規定スヘキモノナリヤ或ハ君家法ヲ以テ規
 定スヘキモノナリヤニ付テハ學者ノ所說一致セスト雖モ多數ノ學者ハ憲法ヲ以
 テ規定スルト君家法ヲ以テ規定スルトヲ問ハス總テ憲法的ノ規定ナリトナセリ

第三款 君位繼承ニ關スル通則

第一 君位繼承ハ法ノ結果トシテ當然發生ス即位式ヲ行フト否ト宣誓ヲ爲スト
 然ラサルトニ關セサルナリ

第二 君位繼承發生スルモ先君主ノ行爲ハ後君主ノ時代ニ至リテモ依然トシテ
 其效力ヲ有ス

君位繼承
ニ關スル
通則

- 第三 君位繼承ハ繼承者ノ承諾ヲ俟テ其效力ヲ生スルモノニアラス
- 第四 君位ハ之ヲ分割シテ繼承セシムルヲ得ス
- 第五 君位繼承ノ順序ニ當ル者ハ繼承スルコトヲ拒ムコトヲ得ス
- 第六 繼承ノ順序ニ當ル者繼承ニ付キ既得權ヲ有スルコトナシ

第四款 君位繼承ノ資格要件

第一 君統ニ屬スルコト 此要件ニ付テハ繼承スルノ資格トシテ何人ニヤテ遡ルコトヲ得ルヤニ付キ疑問ヲ生スルカ故ニ何レノ國ニ於テモ何人ノ子孫ニ屬スル者ニ限リ君位ヲ繼承シ得ト定メタリ例ハ英國ニ於テハ王位ヲ繼承スル者ハソフイアーノ子孫タルヲ要シ白國ニ於テハレオボルド第一世ノ子孫タルヲ要シ普國ニ在リテハフリードリッヒ第一世ノ子孫タルヲ要シ蘭國ニ於テハウイリアム第一世ノ子孫タルヲ要スルカ如シ

此要件ニ付キ注意スヘキハ血統上ノ子孫タルコトヲ要スルコトニシテ養子ニ依ル子孫ハ此要件ヲ充タサ、ルナリ

此要件ニ基ク子孫ノ絶エタル場合ノ處分ニ付テハ各國ノ制度區々ニシテ左ノ

三種ニ分ツコトヲ得

- (一) 他國ノ君家トノ契約ヲ以テ繼承者ヲ定ムルモノ
 - (二) 法規ヲ以テ豫メ繼承者ヲ定ムルモノ
 - (三) 議會ニ於テ繼承者ヲ選舉スヘキモノト定ムルモノ若ハ法律ヲ以テ繼承者ヲ決定スヘキコトヲ定ムルモノ
- 然レトモ我國ノ如ク此場合ニ處スル規定ヲ全然缺如セル例ナキニアラス
- 第二 嫡出ノ子タルコト 嫡出ノ子トハ正當ニ結婚シタル者ノ間ニ生レタル子ニシテ君位繼承ニ關シテハ後ニ結婚シタルカ爲メニ嫡出ノ子ト認メラレタル者ハ繼承ノ資格ヲ有スルコトナシ結婚後ニ生レタル者ニアラサレハ繼承ノ資格ナシトセラル、ナリ然レトモ我國ニ於テハ之ヲ要件トセス
- 第三 君主ノ許可ヲ得タル結婚者ノ間ノ子タルコト 明文ヲ有スルト否トニ拘ラス各國ニ於テハ君主ノ許可ヲ得タル結婚者ノ嫡出ノ子ニアラサレハ君位ヲ繼承スルコトヲ得サルモノトナス而シテ此許可ヲ得サル結婚ハ法律上效力ヲ有スルモノト然ラサルモノトノ區別アリト雖モ何レニスルモ許可ヲ得サル結

君位繼承ノ資格要件

婚者ノ間ノ子ハ君位ヲ繼承スルコトヲ得サルモノトナセリ又許可ヲ得サル結婚者ノ子ハ其結婚ニ付テ君主ノ追認アリタルトキハ繼承スルコトヲ得ルモノトナセルモノアリト雖モ多クハ君主ノ追認ニ依リテ繼承ノ資格ヲ與フルコトヲ得サルモノトナスナリ

又和蘭其他一二ノ國ニ於テハ單ニ君主ノ許可ノミナラス議會ノ承認ヲ經タルコトヲ必要トナスト雖モ多クノ國ニ於テハ議會ノ承認ヲ必要トセサルモノナリ

又英國ニ於テハ二十五歳ニ至ルマテハ君主ノ許可ヲ要スルモノトナシ二十五歳ヲ超エタルトキハ一年以内ニ議會ヨリ故障ヲ受ケサルトキニ限り其婚姻ヲ有效ノモノトナシ其婚姻者ノ間ニ生レタル子ハ總テ繼承ノ資格ヲ有スルモノトナセリ

第四 對等ノ結婚者ノ間ニ生レタル者ナルコト 英吉利、西班牙、瑞典、諾威等ノ歐洲諸國ニ於テハ其配偶者ノ身分ノ如何ヲ問ハス結婚ヲ正當ト認ムルト雖モ獨逸諸國及奧地利ニ於テハ結婚ノ範圍ニ制限ヲ設ケ其制限以外ノ者ト結婚スル

トキハ之ヲ不對等ノ婚姻ト名ケ之ヨリ生レタル子ハ總テ繼承ノ資格ヲ有セサルコト、ナス今獨逸諸國及奧地利ニ於テ對等ノ結婚ト認ムルモノヲ舉クレハ左ノ如シ

- 一 奧地利及獨逸諸國ノ君家若ハ君主タリシ家ノ女子トノ結婚
 - 二 從來獨逸皇帝ニ直隸シタル所ノ門閥家ノ女子其他特ニ對等ノ結婚ノ範圍内ト認メラレタル家ノ女子トノ結婚
 - 三 獨逸及奧地利以外ノ耶蘇教信仰ノ君家若ハ君主タリシ家ノ女子トノ結婚
- 不對等ノ結婚ハ民法上成立スルモノト認ムルモ其間ニ生レタル子ハ繼承ノ資格ナキモノトス尤モ此制度ニ對シテ反對スル者少ナカラスシテ四民平等ヲ原則トスル今日ニ於テハ理由ナキ制度ナリト論シ或ハ此制度ハ近親結婚ヲ求ムルモノニシテ近親結婚ヨリ生スル弊害ヲ受クルモノナリト論スル者少ナカラスナルナリ

露西亞ハ一八二〇年以後新ニ此制度ヲ採用シ殊ニ一八八六年ノ新皇室典範以後對等結婚ノ範圍ヲ獨逸、奧地利ノ諸國ニ比較シテ尙ホ一層之ヲ狭クシタリ元

來對等ノ結婚制度ハ前述シタルカ如ク反對ヲ有スルモノニシテ獨逸諸國及埃地利ニ於テ今日尙ホ行ハル、ハ歴史ノ結果ナリト論スル者アルニ拘ラス露西亞ノ如ク第十九世紀ニ至リテ新ニ此制度ヲ採用シタルハ解スヘカラサルコトナリ

第五 男系ノ男子タルコト 君位繼承ト男女トノ關係ニ付テハ左ノ三種ノ制度アリ

一 同等親ノ間ニ於テ男子カ女子ニ先ツモノ 是ハ西班牙、葡萄牙、英吉利等ニ於テ採用スル制度ナリ

二 男系ノ男子絶エタルトキハ女子若ハ女系ニ及フモノ 是ハ埃地利、和蘭、バリエルン、ウエルテンベルヒ、ザクセン、バーデン等ニ於テ採用スル制度ナリ

三 絶對ニ女子及女系ヲ排斥スルモノ 是ハ瑞典、ルツクゼンブルク、ベルジウム、希臘、普漏西、アルデンブルヒ等ニ於テ採用スル制度ナリ

要スルニ右ニ述ヘタルカ如ク第一種ノ制度ヲ採用スル國ヲ除クハ外ハ君位繼承ノ資格トシテ男系ノ男子タルコトヲ必要トスルモノニシテ我國モ亦之ニ依

ルモノナリ

第六 一定ノ宗教ヲ信スルコト 今日ハ信教ノ自由ヲ原則トナスヲ以テ之ヲ要件トナスハ其理ヲ得サルモノナリト雖モ各國ノ歴史上ノ原因ニ依リテ一定ノ宗教ヲ信スルコトヲ以テ君位繼承ノ資格要件ト定ムルモノ少ナカラサルナリ併シナカラ此要件ハ信教ノ自由ト牴觸スヘキニ依リ早晚之ヲ廢セサルヘカラサルナリ

第七 他國ノ君主タラサルコト 君位繼承ト身上結合トノ關係ニ付テハ左ノ三種ノ制度アリ

一 他國ノ君主タル者ハ絶對ニ君位ヲ繼承スルノ資格ナキモノトナス制度

二 身上結合ヲ爲スニハ議會ノ同意ヲ必要トナス制度

三 君位繼承ト身上結合トハ全ク關係ナキモノトナス制度 是ナリ丁抹、ベルジウム、普漏西、ザクゼン等ニ於テハ總テ議會ノ同意ヲ得ルニアラサレハ他國ト身上結合ヲ爲スコトヲ得ストナセルモノニシテ其理由ハ結合關係ノ他國ノ地位、狀態ノ如何ニ依リテハ自國ノ存立ニ危害ヲ來シ若ハ自國ノ

財政上ニ不利益ヲ被ルコトアレハナリ故ニ絶對ニ之ヲ禁シタル國ハ此點ヲ慮
リタルモノナルヘシト雖モ自國ノ不利益ヲ來シ若ハ危害ヲ生スルコトアルハ
全ク關係國ノ狀態如何ニ依ルヲ以テ絶對ニ之ヲ禁スルハ理由ナキモノト云フ
ヘシ故ニバイエルンノ如キハ身上結合ヲ他國ト爲スコトニ付テ制限ヲ設ケバ
イエルンノ國ノ都府ニ居住セサル大國ノ君主トハ身上結合ヲ爲スコトヲ得サ
ルモノト定メタリ

第八 外國人タラサルコト 外國人ニシテ君主トナルトキハ當然外國人タルノ
身分ヲ失フモノト一般ニ解釋セリ故ニ一方ニ於テ君主トナルモ其元來ノ國籍
ヲ失ハサルモノト定メラレタル場合ニ於テハ其者ハ君主ノ地位ニ即クコトヲ
得サルモノナリ蓋君主タルコト、外國ノ臣民タルコト、ハ兩立スルコトヲ得
サレハナリ

君位繼承ノ順序

第五款 君位繼承ノ順序

君位繼承ノ順序ニ付テハ左ノ主義存スルモノナリ
第一 直系主義 此直系主義ヲ更ニ細別シテ左ノ三種トナスコトヲ得

一 長系主義

二 最近親主義

三 年長主義

長系主義トハ長男ノ系統ヲ重スルノ主義ニシテ最近親主義トハ直系ニ屬スル、
者ノ中親等ノ最モ近キ者ヲシテ先ツ繼承セシメントスルモノニシテ年長主義
トハ直系ニ屬スル者ノ中年長者ヲシテ先ツ繼承セシメントスル主義ナリ
第二 親等主義 此親等主義モ更ニ左ノ二種ニ細別スルコトヲ得

一 年長主義

二 年少主義

親等主義トハ直系ニ屬スルト否トヲ問ハス現在ノ君主ニ對シテ最モ親等ノ近
キ者ヲシテ先ツ繼承セシメントスルモノニシテ其一種類タル年長主義トハ同
親等ノ間ニ於テハ年長者ヲ先ニスルモノニシテ次ノ年少主義トハ同親等ノ中
ニ於テ年少者ヲ先ニスルモノナリ

第三 自由主義 自由主義トハ全ク君主ノ任意ニ繼承者ヲ定ムルノ主義ヲ指稱

スルモノナリ

立憲國ノ多數ニ於テハ殆ト第三ノ自由主義ヲ採用スルモノナク主トシテ第一ノ直系主義ヲ採用ス而シテ我國ニ於テモ亦此直系主義ヲ採用ス固ヨリ君主トシテノ適任者タルノ點ヨリ考フルトキハ年長主義ヲ採用スルノ可ナルカ如キモ今日君主國ニ於テ選舉主義ヲ採用セスシテ總テ之ヲ世襲的トナスハ血統ニ重ヲ置キ且繼承ノ争ヲ避ケンカ爲メナリ故ニ此點ヨリ觀テ長系主義ヲ總テ採用スルモノナリ

君位繼承ノ發生原因

第六款 君位繼承ノ發生原因

- 第一 君主ノ死亡
- 第二 資格要件ノ喪失
- 第三 讓位 讓位ハ多數ノ國ニ於テ認ムル所ニシテ其讓位ニ關シテハ左ノ條件存スルモノトナス
 - 一 條件附ノ讓位ヲ爲スコトヲ得ス
 - 二 讓位者ハ能力ヲ有セサルヘカラス 故ニ攝政ヲ置カレタル君主ハ讓位ヲ爲スコトヲ得ス

爲スコトヲ得ス

- 三 讓位者ハ君位繼承ノ順序ヲ紊スコトヲ得ス
 - 四 讓位者ハ繼承ノ順序ニ依ラスシテ再ヒ位ニ即クコトヲ得ス
 - 五 君位ヲ分割シテ讓位スルコトヲ得ス
- 讓位ノ有效ナルカ爲メニハ國務大臣ノ副署ヲ具ヘタル文書ヲ必要トナス說ト讓位ハ口頭ニ依ルト文書ニ依ルトヲ問ハス總テ有效ナリトナスノ說アリ併シナカラ實際ニ於テハ形式ノ如何ヲ問ハスシテ效力アルモノト認ムルモノナリ
- 君主精神上及身體上無能力ナルトキハ之ヲシテ退位セシメタルノ例アリト雖モ今日ニ於テハ一般ニ精神上及身體上完全ナルコトヲ以テ君位繼承ノ資格要件トナス從テ君主ニシテ精神上若ハ身體上ノ無能力者トナルモ君位繼承ノ發生原因ヲ成スモノニアラス
- 又我國ニ於テハ廢位及遜位ノ例アリト雖モ斯ノ如キハ君主ノ地位ト牴觸スルモノナルニ依リ將來ニ於テ斯ノ如キ事實ヲ生スルコトナキナリ

第二節 君主ノ個人トシテノ特權

君主ノ個人トシテノ特權

國法学 國ノ元首 世襲的元首 君主ノ個人トシテノ特權

第一款 不可侵權

何レノ國ニ於テモ君主ノ侵スヘカラサルコトヲ規定スルモノニシテ尙ホ其上ニ神聖ニシテノ文字ヲ有スルモノアリ然レトモ神聖ナル文字ハ單ニ形容ノ語ニ過キスシテ法律上ノ意義ヲ有セサルモノナリ

不可侵ノ文字ニ付テハ通常左ノ意義ヲ有スルモノト解釋セリ
一 政務上ノ行爲ニ付テ責任ヲ負ハサルコト
二 犯罪行爲ニ付テ責任ヲ負ハサルコト
三 君主ノ地位ヨリ退ケラレサルコト
四 刑法上特別ノ保護ヲ受クルコト
然レトモ第一ノ點ハ君主カ單ニ國家ノ機關ニ止ル國ト君主カ統治權ノ主體タル國トニ分チテ考ヘサルヲ得ス君主カ單ニ機關ニ止ル場合ニ於テハ不可侵ノ文字中ニ第一ノ意義ヲ含ムコト疑ナシト雖モ君主カ統治權ノ主體タル國ニ於テハ之ヲ含マサルモノナリ何トナレハ君主カ統治權ノ主體タル國ニ於テハ斯ノ如キ明文ヲ缺クサルモ君主ハ當然責任ヲ負フヘキモノニアラザレハナリ

右ノ第四ノ點ハ不可侵ノ文字中ニ包含スルモノニアラス蓋法ノ保護ヲ受クル者ハ單ニ君主ニ止ラスシテ一般ノ人民モ同一ナルニ依リ若シ此第四ノ點カ不可侵ノ文字中ニ包含スヘキモノトナストキハ一般ノ人民モ亦侵スヘカラスト云ハサルヘカラザレハナリ
不可侵ノ文字中ニ政務上ノ行爲ニ對スル無責任ヲ包含スルモノトナスノ論者中不可侵ノ規定ト大臣責任ノ規定ト原因結果ノ關係ヲ有スルモノト認ムル者ナキニアラス然レトモ此見解ハ誤レリ縱令不可侵ノ文字中ニ政務上ノ行爲ニ對スル無責任ヲ包含スルモ大臣ハ君主ニ代テ責任ヲ負フモノニアラスシテ自己ノ行爲ニ對シテ責任ヲ負フモノナレハナリ併シ君主ノ不可侵ノ規定ト大臣責任ノ規定ト相關聯スルカ如ク同一條文中ニ若ハ相關レル條文中ニ之ヲ規定シタルモノ少ナカラス例ハ丁抹和蘭ベルジウム西班牙等ハ此兩者ヲ同條ニ於テ規定シ又普漏西埃地利ニ於テハ相關レル條文ニ於テ此兩者ヲ規定スルカ如シ
君主ノ民事上ノ責任ニ關シテハ其責任ヲ負フモ君主ノ尊嚴ヲ害スルモノニアラサルヲ以テ全ク不可侵ノ規定ニ關係ナシ固ヨリ君主ヲ民事上ノ事件ニ付テ訴フ

ルノ手續ヲ特ニ定メタルモノナキニアラスト雖モ違ハ單ニ手續上ノコトニ止リ
君主ノ民事上ノ無責任ナルコトヲ定メタルモノナキナリ

榮譽上ノ
特權

第二款 榮譽上ノ特權

君主ノ尊嚴ヲ維持スルカ爲メニ左ノ特權ハ殆ト何レノ國ニ於テモ認メラル、モ
ノナリ

- 一 特別ノ敬稱ヲ有スルコト
 - 二 特別ノ紋章ヲ用キルコト
 - 三 儀仗兵ヲ備フルコト
 - 四 宮廷ヲ組織スルコト
- 或ハ左ニ記載シタルモノヲ榮譽上ノ特權ノ種類トシテ列舉スル者アリト雖モ是
レ單ニ反射作用ニ止リ若ハ國務上ノ行爲トヲ混同スルモノニシテ當ヲ得タルモ
ノニアラス

- 第一 人民ヲシテ君家ノ爲メニ祝意ヲ表シ若ハ吊意ヲ表セシムルコト
- 第二 君主ニ對スル犯罪ヲ特ニ刑法ニ依リテ重ク罰スルコト

第三 爵位勳章ヲ授與スルコト

第四 外國ヨリ受ケタル勳章ヲ佩用スルコトニ付キ許可ヲ與フルコト

財産上ノ
特權

第三款 財産上ノ特權

國ノ經濟ト君家ノ經濟トヲ混同シタル時代ニ於テハ皇室經費ノ定ナカリシト雖
モ國ノ經濟ト君家ノ經濟トヲ分離スルニ至リ而モ君主ノ私有財産ヲ以テ君家ノ
經濟ヲ立ツル能ハサルニ至リテハ國庫ヨリ其經費ノ全部若ハ一部ヲ支出スルノ
必要アリ其國庫ヨリ支出スル所ノ經費ヲ名ツケテ皇室經費ト稱ス而シテ之ヲ定
ムルニ三種アリ

- 一 法律ヲ以テ之ヲ定ムルモノ
- 二 新君主ノ即位毎ニ之ヲ定ムルモノ
- 三 毎年之ヲ定ムルモノ

而シテ我國ノ如キハ法律ヲ以テ之ヲ一定セスト雖モ皇室經費ノ額ハ毎年之ヲ動
カサ、ルヲ原則トナシ即チ豫算中ニ之ヲ置クモ議會ノ協賛ニ依ルノ限ニアラス
トナシ之ヲ増額スル場合ニノミ議會ノ協賛ヲ經ヘキモノトナセリ

第三節 攝政

第一款 攝政ノ性質

攝政ナルモノハ始メ私法上ノモノト考ヘタリト雖モライマイヤー氏カ其私法上ノ性質ヲ排斥シテ全ク公法上ノモノト説明スルコト、ナレリ固ヨリ其後ニ至リテモ攝政ハ私法上ノ性質ト公法上ノ性質トヲ併有スルモノナリトノ説ナキニアラス又ブラウンシユイヒノ憲法ノ如キ攝政ト後見トノ間ニ明ナル區別ヲ設ケサルモノナキニアラスト雖モ今日一般ノ學說ニ於テハ全ク攝政ヲ公法上ノモノト認ムルナリ故ニ西班牙、葡萄牙、アルデンブルヒ、ワルデークニ於テ一人ニシテ攝政ト後見人トヲ兼スルコトヲ得サルヲ原則トシタルハ至當ノコトニシテザクゼン、コーブルヒ、ゴーター及ザクゼン、アルテンブルヒニ於テ攝政ト後見人トハ必ス同一人ナラサルヘカラスト定メタルハ不當ノコトナリ

攝政ハ君主ニ代リテ政務ヲ行フカ爲メニ置カル、モノナルニ依リ或ハ攝政ヲ指シテ一時ノ國ノ元首ト名ツケ或ハ攝政ノ其職ニ就クコトヲ君位繼承ノ一種ナリト稱スル者アリト雖モ此説ハ誤レリ何トナレハ是等ノ説ニ依ルトキハ攝政ハ自

己ノ名ニ於テ施政セサルヘカラサル結果ヲ生スト雖モ今日何レノ國ノ憲法ニ於テモ皆攝政ハ君主ノ名ニ於テ政務ヲ執ルヘキコトヲ定メタルハナリ

或ハ攝政ヲ以テ君主ト一體ヲ成スモノナリ故ニ君主ト攝政トノ關係ハ單ニ事實上ノ關係ニ止ルモノナリト説ク人アリト雖モ是レ誤レリ何トナレハ攝政ニシテ君主ニ對シ單ニ事實上ノ關係ヲ有スルニ止ルモノナルトキハ憲法上攝政ニ關スル規定ヲ設クヘキモノニアラサレハナリ

然ラハ攝政ノ法律上ノ性質ハ如何ナルモノナルカト云フニ攝政ハ公法上ノ性質ヲ有スルモノニシテ此點ニ於テ後見人ト異ルモノナリ又公法上ノ關係ニ於テハ君主ト一體ヲ成シ若ハ國ノ元首トナルモノニアラスシテ單ニ君主ニ代リテ政ヲ行フヲ以テ權限トナス所ノ一ノ機關ニ過キサルモノナリ

第二款 攝政ヲ置ク場合

攝政ノ外ニ君主ノ委任ニ依ル所ノ代理者ヲ認ムル國ニ於テハ攝政ヲ置クコトヲ左ニ掲クル場合ニ限ルモノトス併シナカラ委任ニ因ル君主ノ代理者ヲ認メサル國ニ於テハ左ニ掲クル二箇ノ場合ノ外尙ホ君主ハ自己ノ任意ニ政ヲ執ラサル場

合ニ於テモ尙ホ攝政ヲ置クコトヲ得ルモノトナスナリ

第一 君主未成年ナルトキ 普通人民ノ成年ニ達スル年齢即チ能力ヲ有スルニ至ルノ年齢ハ私法上ト公法上トニ依リテ異リ又公法上ノ場合ニ於テモ事項ニ依リテ異ルヲ通例トナス然レトモ君主ノ成年ニ達スル年齢ハ通常之ヲ區別セサルモノニシテ而モ一般人民ノ成年ニ達スル年齢ヨリハ通常低ク之ヲ爲スモノナリ而シテ其君主ノ成年年齢ハ或ハ十六歳或ハ十九歳ノ異レルモノアリト雖モ多クノ國ニ於テハ滿十八歳ニ達スルヲ以テ成年ト認ムルモノナリ 君主カ成年ニ達セサルトキハ總テ能力ヲ有セサルモノト法律上之ヲ認ムルニ依リ其成年ニ達スルニ至ルマテノ時期ノ長短ニ拘ラス必ス攝政ヲ置カサルヘカラス併シナカラ胎兒ノ場合ハ之ト區別スヘキモノニシテ胎兒ハ特別ノ明文ナキ以上ハ君位繼承ノ資格ナキモノナルニ依リ之ニ對シテ攝政ヲ置クコトヲ得サルナリ

第二 君主久シキニ亘ル故障ニ因リテ政ヲ親ラスル能ハサルトキ、君主久シキニ亘ル故障アルトキハ君主タルコトヲ得ストナシタル時代ナキニシモアラサ

リシモ今日ニ於テハ此點ハ少シモ君位繼承ニ關係ナキモノト一般ニ規定ス故ニ之ヲ原因トシテ攝政ヲ置クノ必要ヲ生スルモノナリ併シ之ニ付テ疑問トナルハ久シキニ亘ルノ文字ナリ此文字ハ何レノ國ノ憲法ニ於テモ必ス存スルモノニアラスト雖モ多數ノ國殊ニ獨逸國中ノ憲法ニハ之ヲ存スルモノ少ナカラス尤モ此文字ハ絶對ノ故障ハ必ス久シキニ亘ルモノト考ヘタル結果ニ出ツルモノナルニ依リ此文字ニ重ヲ置クコトナク絶對ノ故障アリタルトキハ攝政ヲ置クヘキモノト考フヘキモノナリ或ハ久シキニ亘ルノ文字ニ重ヲ置キテ其故障ノ短キ場合ニハ攝政ヲ置クコトヲ得スト論スル者アリト雖モ未成年ノ場合ニハ時ノ長短ニ拘ラス攝政ヲ置クコトヲ得ルモノナルニ依リ故障ノ原因トシテ攝政ヲ置ク場合ニモ久シキニ亘ラサレハ攝政ヲ置クコトヲ得スト解釋スヘキモノニアラスト信スルナリ

第三款 攝政タルノ資格要件及其順序

第一項 攝政タルノ資格要件

第一 君族タルコト 君主國ニ於テハ原則トシテ先ツ君主ノ一族中ノ者ヲ以テ

攝政タル
資格要件
及其順序

攝政ト爲シ其君主ノ一族中攝政タル者ナキ場合ニ於テ始テ其一族以外ノ者ヲ攝政ト爲ス此攝政タルノ資格ニ於テハ一ナラスト雖モ多クノ國ニ於テハ君位繼承ノ資格ナキ者モ攝政タルコトヲ得ルモノトナスナリ例ハ君位繼承ノ要件トシテ男系ノ男子タルコトヲ必要トナス國ニ於テモ尙ホ女子ヲ以テ攝政タルコトヲ認ムルカ如シ我國ニ於テモ皇族タル以上ハ攝政タルノ要件トシテ男女ノ何レタルヲ問ハサルモ攝政タル者ハ必ス皇族ニ限ルヘキモノトナシ皇族以外ノ者ニシテ攝政タルコトヲ全ク認メサルナリ

第二 成年ニ達シタルコト 攝政ハ君主ニ代リテ政ヲ爲ス者ニシテ而モ君主ノ未成年ノ場合ニ之ヲ置クモノナルヲ以テ其攝政ノ成年ナラサルヘカラサルコトハ明文ヲ竣タサル所ナリ然レトモ其攝政タルノ要件トシテノ成年年齢ハ君主ノ成年年齢ニ達スルヲ以テ足レリトナスヘキヤ或ハ攝政自身ノ身分ニ屬スル所主ノ成年年齢ニ達スルヲ以テ此要件ヲ充スモノト論スル者ハ曰ク攝政ハ君主ニ代リテ政ヲ執ル者ナリ即チ君主カ滿十八歳ヲ以テ成年ニ達スルモノナルト

キハ其君主カ滿十八歳ヲ以テ爲シ得ルコトヲ攝政ニ於テ行フモノナリ故ニ攝政タルニハ君主ノ成年年齢ニ達スルヲ以テ足レリトナスヘキナリ或ハクラウト氏モール氏ノ如ク之ニ反對シテ君主ノ成年年齢ニ達スルヲ以テ足レリトスルトキハ被後見者カ政務ヲ執ルコトヲ得ルノ不當ナル結果ヲ生スルモノナリト論スト雖モ此反對ハ攝政ト後見人トヲ混同スルヨリ來ルモノニシテ攝政ノ性質ニ適合セサルモノナリ併シナカラ君主ノ早ク成年年齢ニ達スルハ特別ノ理由ニ基クモノニシテ其他ノ者ハ君主ノ成年年齢ヲ引用スルコトヲ得ルモノニアラス即チ君主ノ早ク成年年齢ニ達スルハ君主ノ一ノ特權ナルニ依リ他ノ者ニ適用セラルヘキモノニアラス故ニ此第二ノ要件ニ付テハ攝政タルヘキ者ノ身分ニ屬スル成年年齢ニ達スルコトヲ要スルモノト考フヘキナリ

第三 精神上若ハ身體上施政ノ能力ヲ有スルコト 此要件ハ當然ノコトニシテ言ヲ竣タス何トナレハ君主カ自ラ政ヲ行フ能ハサルカ爲メニ攝政ヲ置クヘキモノナレハナリ

第四 一定ノ宗敎ヲ信スルコト 此要件ハ總テノ國ニ通スルモノニアラス唯君

主ニ付テモ宗教上ノ要件ヲ設クルモノアルト均シク攝政ニ付テモ特ニ之ヲ要件トナスモノチキニアラサルナリ例ハ丁抹ノ如シ

第五 他國ノ君主タラサルコト 或ハモーザ氏ノ如ク此要件ハ明文ヲ缺タスシテ當然存スルモノナリト唱フト雖モ是レ誤レリ何トナレハ外國ノ君主ニシテ自國ノ君主ヲ兼スルコトヲ得ル以上ハ攝政タルコトヲ得サルノ理由ナケレハナリ併シナカラ外國ノ君主ト身上結合ヲ禁スル國ニ於テハ他國ノ君主ニシテ攝政タルコトモ制限セラル、モノト解釋スヘキモノナリ

攝政タルノ順序

第二項 攝政タルノ順序

攝政タルノ順序ニ付テハ二ノ主義アリ曰ク後見主義曰ク君位繼承主義是ナリ其君位繼承主義ト稱スルハ君位繼承ノ順序ニ從テ攝政タルノ順序ヲ定メントスルモノニシテ後見主義ト稱スルハ君位繼承ノ順序如何ニ拘ラス親權者若ハ後見人タルノ資格アル者ヲシテ先ツ攝政タラシメントスルノ主義ナリ而シテ我國ノ如キハ普漏西等ノ例ニ倣ヒテ其第一主義ヲ採用スト雖モ亦後見主義ヲ採用スルモノモ少ナカラサルナリ尤モ其後見主義ヲ細別スルトキハ種々ノ區別アリ或ハ絶

對ニ君主ノ母若ハ祖母ヲシテ攝政タラシムルモノ或ハ皇太子皇太孫ナキ場合ニ限り先ツ母及祖母ヲシテ攝政タラシムルモノ或ハ君主故障アルカ爲メニ攝政ヲ置クトキハ其配偶者先ツ攝政トナリ君主未成年ノ爲メニ攝政ヲ置クトキハ其母先ツ攝政タルヘキモノトナスモノ或ハ婦人ヲシテ攝政トナスハ君主ノ未成年ノ場合ニ限ルモノトナスモノ或ハ君主ニ配偶者アルトキハ常ニ母ニ先チテ攝政タルヘキモノトナスモノ或ハ君主ノ祖母ハ全ク攝政タルコトヲ得サルモノトナスモノ等ノ例存ス然レトモ我國ニ於テハ男系ノ男子ナキ場合ニ限り始テ婦人ヲシテ攝政タルコトヲ得ルモノトセリ

攝政タルノ順序ニ付テ國法上一ノ疑問タルハ攝政タルノ順位ニ在ル者未成年ナルカ若ハ故障アルカ爲メ其順序ニ於テ次ノ者攝政トナリタル場合ニ於テ其未成年者カ成年ニ達シ若ハ故障アリタル者故障ヨリ免レタルトキハ之ニ攝政ノ地位ヲ讓ラサルヘカラサルヤ否ヤノ點ナリ固ヨリ之ニ關シテ我國及其他一二ノ國ノ如ク明文ヲ有スルトキハ疑ナシト雖モ然ラサル場合ニ於テハ如何ニ決定スヘキヤニ付キ學說ノ岐ル、所ニシテ其學說ヲ大別セハ左ノ三説トナスコトヲ得

第一説 絶對ニ其能力ヲ得タル者ニ對シ其地位ヲ讓ラサルヘカラスルモノトナス説ニシテクラウト、モール、シュワルツェー、アルンド等諸氏ノ唱フル所ナリ其理由ハ攝政ノ順序ニ在ル者偶未成年ナリシカ爲メ若ハ故障アリシカ爲メ絶對ニ攝政トナルノ權ヲ奪ハル、モノニアラス從テ其者カ成年ニ達シ若ハ故障ヨリ免レタルトキハ之ニ攝政タルノ地位ヲ讓ラサルヘカラスト云フニ在リ

第二説 未成年者成年ニ達シ若ハ故障アリシ者故障ヨリ免ル、モ之ニ攝政タルノ地位ヲ讓ルノ必要ナシトナスモノニテシ此説ハシュルツェー、ゲルバー、ゲーマイヤー等諸氏ノ主張スル所ニシテ其理由ハ攝政就職ノ要件ハ同時ニ攝政繼續ノ原因トナルモノニアラス故ニ一旦攝政ノ職ニ就キタル以上ハ其職ヲ他ニ讓ルヘキモノニアラスト云フニ在リ

第三説 折衷説ニシテ此説ヲ細別スルトキハ更ニ左ノ二説ニ分ル、モノナリ
 甲 皇太子若ハ皇太孫ニシテ未成年若ハ故障アリタルカ爲メ他ノ者攝政トナリタル場合ニ於テ其皇太子、皇太孫カ成年ニ達シ若ハ故障ヨリ免レタルトキハ之ニ攝政ノ地位ヲ讓ラサルヘカラスト云フニ在リ

乙 現在ノ攝政ニシテ選舉ニ依リタルモノナルトキハ攝政タルノ順序ニ在リタル者成年ニ達シ若ハ故障ヨリ免レタルトキハ之ニ攝政タルノ地位ヲ讓ラサルヘカラスト云フニ在リ

要スルニ上述ノ如ク敷説アリト雖モ理論上ヨリ謂ヘハ第一説ヲ以テ至當ナリト考フ併シナカラ成ルヘク將來君主ノ地位ニ即ク者ヲシテ攝政タラシムルコトハ政治上ヨリ謂ヘハ企望スヘキモノナルニ依リ右ノ折衷説中甲説ヲ採用スヘキモノナリ我國ニ於テハ明文ヲ以テ此主義ヲ採ルコト、ナセリ

攝政ノ權
限

第四款 攝政ノ權限

攝政ハ君主ト同一範圍ノ政務ヲ行フヲ其權限ト爲スヲ以テ原則トスト雖モ其攝政タル者ノ權力ノ濫用ヲ防クカ爲メニ左ニ記載スルカ如キ制限ヲ攝政ノ權限ニ附加スルモノナキニアラサルナリ

第一 憲法ノ改正ニ關シテ制限ヲ設クルモノ
 一 攝政ノ在職中ハ全ク憲法ノ改正ヲ禁スルモノ 例ハ白耳義、和蘭、リニクセン、ブルグ、我國等ノ如シ

二 攝政在任中ノ憲法ノ變更ハ其在任中ニ限リ效力ヲ有ストナスモノ 例ハ
ヴュルテンベルヒノ如シ

三 攝政ハ君位繼承ノ順序、君主ノ特權及議會ノ權限ニ關スル憲法上ノ規定ヲ
變更スルヲ得ストナセリ 例ハ英國及シユワルツブルグ、ゾンダースハウゼンノ
如シ

四 憲法ヲ變更スルトキハ王族會議ノ同意ヲ要ストナスモノ 例ハザクゼン
ウアルデンブルヒ、バイエルン等ノ如シ

第二 官吏任命ニ付テ制限ヲ附スルモノ

一 攝政ハ單ニ一時的ニ官吏ヲ任命スルコトヲ得ルモノ 例ハ瑞典ノ如シ

二 官吏ヲ新ニ設クルコトヲ得サルモノ 例ハバイエルンノ如シ

三 攝政在任中ハ刑事裁判ニ依ルノ外樞密顧問官ヲ免官スルコトヲ得サルモ
ノ 例ハヴュルテンベルヒノ如シ

第三 君主ノ財産ノ處分ニ付キテ制限ヲ設クルモノ 例ハバイエルン、ヴュルテン
ベルヒノ如シ

任攝政ノ責

攝政ノ權限ニ制限ヲ設クルコトニ付テハ其理由ナキコトヲ主張スル者少ナカラ
ス其理由ハ攝政ニ對スル權限上ノ制限カ管ニ不用ナルノミナラス之ニ制限ヲ加
フルトキハ攝政ヲシテ充分ニ其權限内ノ事務ヲ行ハシムル能ハサル虞アリ殊ニ
憲法ノ改正ニ付キテ制限ヲ加フルカ如キハ却テ國家ノ發達ヲ害シ若ハ國家ノ秩
序ヲ紊スノ虞アリトナスニ在ルナリ蓋憲法モ時世ニ適合スルコトヲ必要トナセ
ハナリ

第五款 攝政ノ責任

廣ク諸國ノ憲法ヲ閱スルニ君主ニ付テハ凡テ不可侵ノ規定ヲ有スルモ攝政ニ付
テハ斯ノ如キ規定ヲ有スルコト殆トナキナリ故ニ攝政ハ其在職中ノ行爲ニ付テ
責任ヲ負フヘキモノナリヤ否ヤノ點ハ憲法上一ノ疑問ニ屬ス而シテ攝政ハ全ク
在職中ノ行爲ニ付キテ責任ヲ負フコトナシト論スル者ハゲルバー、シユルツエー、モー
ル、キルヘンハイム等ノ諸氏ニシテ之ト反對ニ責任ヲ負フモノナリトノ説ヲ唱フ
ル者ハヘルドリンネ、グイマイヤー、クラウトザイデル等ノ諸氏ナリ而シテ其攝政
ノ責任ヲ負ハサルコトヲ主張スル論者ノ理由トスル所ハ左ニ列擧スル點ニ存ス

一 攝政ハ君主ニ代リテ政務ヲ行フモノナルニ依リ君主ノ不可侵ノ規定ハ攝政ニ當然適用セラル、モノナリト併シ是ハ極テ薄弱ナル根據ナリ何トナレハ君主ノ不可侵ハ君主ノ特權ニシテ之ノミニ適用セラルヘク攝政ニ當然適用セラレヘキモノニアラサレハナリ

二 攝政ニシテ無責任ナラサルトキハ攝政トシテ其尊嚴ヲ保持スルコトヲ得スト併シ此點モ亦明文ナキニ拘ラス攝政ノ責任ナキコトヲ主張スルノ理由トナラサルナリ

三 攝政ハ最高ノ機關ナリ故ニ何人モ其責任ヲ問フコトヲ得ス併シナカラ此點モ亦攝政無責任說ノ根據トナラサルナリ蓋攝政ノ退職後ニ於テ其責任ヲ問フコトヲ得レハナリ

攝政有責任說ヲ更ニ細別スルトキハ(1)攝政ハ在職中ト雖モ其責任ヲ負ハサルヘカラストナスモノト(2)攝政ハ其退職後ニ至リ遡リテ責任ヲ負フヘキモノナリトナスノ說トアリ而シテ此後說ヲ以テ至當ナリト云ハサルヲ得ス何トナレハ攝政ハ其在職中ニテハ最高ノ機關ナルカ爲メ何人モ之ヲシテ責任ヲ負ハシムルコト

ヲ得サレハナリ

退職後ニ至リ遡リテ責任ヲ負ハシムルノ說ヲ更ニ分ツトキハ(1)政務上ノ責任タルト刑事上ノ責任タルトヲ問ハス凡テ遡及シテ之ヲ負ハシムルコトヲ得トナス說ト(2)單ニ刑事上ノ責任ニ限り若ハ單ニ君主ニ對スル責任ニ限り遡及シテ之ヲ負ハシムルコトヲ得トナスノ說トアリ併シ此兩說ヲ比較スルトキハ前說ニ贊成セサルヲ得ス何トナレハ刑事上ノ責任ト政務上ノ責任トノ間ニ區別ヲ立ツヘキ理由ナケレハナリ

要スルニ攝政ノ在職中ノ行爲ニ付テハ其退職後ニ於テ政務上ノ責任若ハ刑事上ノ責任ヲ負ハシムルコトヲ得ト雖モ刑事上ノ責任ニ付テハ時効ノ定アルニ依リ既ニ時効ヲ經過シタルトキハ遡リテ責任ヲ負ハシムルコトヲ得ス併シ政務上ノ責任ニ付テハ時効ノ定ナキヲ以テ如何ニ長日月ヲ經過スルモ其責ヲ負ハシムルコトヲ得ルナリ然レトモ此政務上ノ責任ハ職務上ノ責任ニシテ即チ懲戒上ノ責任ナルニ依リ攝政ヲ退キタル後官吏タル身分ヲ有スルニアラサレハ之ヲシテ其責ニ任セシムルコトヲ得サルナリ

第六款 攝政ノ就職及其終了

第一項 攝政ノ就職

攝政ハ法ノ結果トシテ當然其職ニ就クモノナリト雖モ攝政ヲ置クノ必要アリヤ否ヤニ付キテ特別ノ機關ヲシテ之ヲ議定セシムルコトヲ要ス而シテ未成年ノ場合ハ攝政ヲ置クノ必要明ナルヲ以テ普漏西其他一三ノ例外ヲ除クノ外此議決ヲ要スルコトナシト雖モ久シキニ亘ルノ故障ノ爲メニ攝政ヲ置ク場合ニハ殆ト總テノ國ニ於テ攝政ヲ置クノ必要アリヤ否ヤヲ特別ノ機關ヲシテ議決セシム併シナカラ其機關ニ付テハ一ナラス或ハ内閣ヲシテ決定セシムルモノ或ハ議會ヲシテ決定セシムルモノ或ハ君主ノ最高ノ顧問ヲシテ決定セシムルモノ或ハ王族會議ヲシテ決定セシムルモノアリ而シテ其實例ニ於テハ議會ヲシテ決定セシムルモノ少ナカラスト雖モ理論上ハ内閣ヲシテ決定セシムルヲ可ナリト主張スル者多シ其理由ハ攝政ヲ置クノ必要アリヤ否ヤノ問題ハ政黨ノ意見ヲ以テ之ヲ決定セシムヘキモノニアラスト云フニ在リ

以テ決定セシムルモノト議會ト内閣トノ意思ノ合同ヲ以テ之ヲ決定セシムルモノト議會ト君族會議トノ一致ヲ以テ決定セシムルモノトアリ普漏西、バイエルン、和蘭、丁抹、西班牙、ワルデック、リクセンブルグ等ハ其第一ノ例ニシテアンハルトノ如キハ第二ノ例ナリ又ザクゼン、ヴュルテンベルヒ、ウオルデンブルヒ等ノ如キハ第三ノ例ニ屬スルモノナリ

第二項 攝政ノ終了

第一 攝政ノ絕對ニ終了スル場合

- 一 君主死亡シタルトキ
- 二 攝政ヲ置キタル原因消滅シタルトキ
 - (イ) 未成年ノ君主成年ニ達シタルトキ
 - (ロ) 故障アリタル君主カ故障ヨリ免レタルトキ

ウオルデンブルヒ、サクゼン、コーブルヒ、ゴーターニ於テハ故障ノ原因ノ爲メニ攝政ヲ設置スルト同一ノ手續ヲ其故障ノ除カレタルカ爲メニ攝政ノ終了スル場合ニモ爲サ、ルヘカテサルコトヲ定ムト雖モ其他ノ國ニ於テハ之ニ關スル明文ナシ從テ

設置ノ場合ト同一ノ手續ヲ明文ヲ竣タスシテ爲サ、ルヘカラスト主張スル論者ト明文ナキトキハ之ヲ必要トセスト主張スル論者トアリ而シテゲイ、マイヤー、ザイデル、グラスマン等ノ諸氏ハ前説ヲ採リボルンバック氏ハ後説ヲ採レリ

第二 攝政ノ變更スル場合

- 一 攝政ノ死亡
- 二 辭職
- 三 攝政ノ無能力トナリタルトキ
- 四 攝政タル女子カ結婚シタルトキ

第七款 監國

監國トハ君主ノ委任ニ依リテ君主ノ行フヘキ政務ヲ行フ者ヲ稱ス其攝政ト異ル點ヲ擧クレハ

第一 攝政ハ法ノ結果トシテ當然其地位ニ就クモ監國ハ君主ノ委任ニ依リテ其地位ヲ得ルモノナリ

第二 攝政ノ權限ハ法ニ依リテ定マルモ監國ノ權限ハ君主ノ委任ニ依リテ定マルモノナリ

第三 攝政ハ其職務ヲ行フニ付キ君主ノ訓令ノ拘束ヲ受ケサルモ監國ハ其職務ヲ行フニ付キ君主ノ訓令ニ依リ拘束ヲ受クルコトヲ免レヌ

第四 攝政ハ在職中責任ヲ負フコトナキモ監國ハ其在職中責任ヲ負フコトヲ免レヌ

第五 攝政ハ一人ニ限ルモ監國ハ一人ニ限ラヌ

第六 攝政タルノ資格及順序ハ法ヲ以テ一定セラル、モ監國ヲ任命スルハ君主ノ自由ノ選擇ニ依ル

監國ヲ置クニ付キテ特別ノ明文ナキ國ニ於テハ之ヲ置クコトヲ得トナスノ説ト之ヲ置クコトヲ得ストナスノ説トアリ其前説ヲ主張スル者ハモール、シュルツェー、ゲルバー、シュツルツェー、キルヘンハイム、ペーターズ等ノ諸氏ニシテ後説ヲ唱フル者ハリコンネギー、マイヤー、ヘーネル等ノ諸氏ナリ而シテ其後説ノ理由トスル所ハ憲法ニ依リテ自ラ行フコトヲ定メタルモノヲ君主カ自由ニ之ヲ他ニ委任スルコト

ヲ得スト云フニ在リ之ニ反シテ前説ノ根據トスル所ハ監國ヲ置クモ君主ノ施政
權ハ監國ニ移ルモノニアラス從テ憲法ニ牴觸スルモノニアラスト云ヌニ在ルナ
リ

第三編 統治機關

第一章 國務大臣

第一節 國務大臣ノ資格要件

憲法上國務大臣ノ資格要件ヲ積極的ニ定メタルモノ少ナシト雖モ消極的ニ定メ
タルモノナキニアラス即チ國務大臣トナルコトヲ得サル者ヲ定メタルモノアリ
其主ナルモノヲ舉クレハ

第一 皇族若ハ王族 白耳義其他一二ノ國ニ於テハ皇族王族ハ國務大臣タルヲ
得サルコトヲ規定セリ其理由ハ大臣カ憲法上責任ヲ負フトキハ其煩累ヲ君主
ニ及ホスノ虞アリトナスニ依ルモノナリ

第二 議會ノ議員 議會ノ議員ニシテ國務大臣タルコトヲ禁スルハ北米合衆國
ニシテ其理由ハ三權分立主義ト牴觸スト云フニ在リ

第三 外國人若ハ歸化人 之ハ明文ヲ以テ直接ニ定ムルト否トヲ問ハス殆ト總
テノ國ニ於テ國務大臣タルコトヲ得サルモノトセリ蓋是等ノ者ヲ國務大臣ニ
任用スルトキハ國安ヲ害シ若ハ國ヲ危クスルノ虞アリトナスニ依ル

併シ英國ニ於テハ慣例上積極的ノ一ノ資格要件アリ即チ右ニ述ヘタル第二ノ制
度ニ反シテ内閣ニ列スル者ハ議員タラサルヘカラサルモノトセリ蓋同國ニ於テ
ハ議場ハ神聖ナルモノトナシ議員以外ノ者ハ絕對ニ議場ニ於テ發言スルヲ許サ
ス從テ議場ニ於テ辯明スル職責ヲ有スル内閣各員ハ議員タラサルヘカラサルモ
ノナリ

第二節 國務大臣ノ副署

立憲國ニ於テハ法律勅令其他國務ニ關スル君主ノ行爲ニハ必ス國務大臣ノ副署
ヲ備ヘサルヘカラサルモノトス其理由ニ付テハ種々ノ說アリト雖モ多數ノ說ハ
國務大臣ノ副署スルハ副署シタル行爲ニ付テ關係シ且同意シタルコトヲ公ニ證

統治機關
國務大臣
國務大臣
ノ資格要件

國務大臣
ノ副署

國法學 統治機關 國務大臣 國務大臣ノ資格要件 國務大臣ノ副署

明スルモノナリト説明セリ然レトモ此説ニ依ルトキハ君主ハ國務大臣ノ同意ナクシテ何事ヲモ爲シ得サルニ至リ君主ノ地位ト牴觸スルノ結果ヲ生ス故ニ此説ヲ採用スルコトヲ得ス然ラハ國務大臣ノ副署スルハ如何ナル目的ニ出ツルモノナリヤト云フニ君主ノ行爲カ君主トシテノ行爲ナルコトヲ示スカ爲メニ外ナラサルナリ即チ立憲國ニ於テハ統治權ノ作用ニ形式ヲ定メ君主ノ行爲ト雖モ其形式ニ依ラサルヘカラス故ニ君主トシテノ行爲ト個人トシテノ行爲トヲ區別スルノ必要ヲ生ス是レ立憲國ニ於テ國務大臣ノ副署ヲ以テ君主トシテノ行爲タルコトヲ表ハス必要アル所以ナリ副署ノ目的斯ノ如キモノナルニ依リ國務大臣ハ自己ノ關係セサル行爲ニ付テ副署スルコトアルノミナラス專口自己ノ反對スル事項ニ付テモ副署セサルヘカラサルコトアルモノナリ

次ニ副署ノ範圍ニ付テ一言センニ國務ニ關スル君主ノ行爲ハ國務大臣ノ副署ヲ要スルヲ原則トナスト雖モ左ニ記載スルモノニ付テハ國務大臣ノ副署ヲ要スルヤ否ヤニ付キ疑ナキニアラサルヲ以テ聊之ニ付テ説明ヲ爲サント欲ス

第一 國務大臣ノ任命 國務大臣ノ任命ニハ違憲若ハ違法ノ事實生スルコトナ

キニ依リ國務大臣ノ副署ヲ要セスト唱フル者アリ例ハツツエブル氏ノ如シ併シ前ニモ述ヘタルカ如ク外國人若ハ歸化人ヲ國務大臣ニ任命スルコトヲ禁シ又ハ議員ニシテ國務大臣ヲ兼スルコトヲ許サ、ル國ニ於テ是等ノ者ヲ國務大臣ニ任命スルトキハ明ニ違憲若ハ違法ノ結果ヲ生スルモノナリ故ニ國務大臣ノ任命ニ付テハ違憲若ハ違法ノ事實生スルコトナシト斷言スルヲ得ス且又副署ノ目的ハ違憲若ハ違法ニアラサルコトヲ證明スルモノニアラサルニ依リ此説ヲ採用スルヲ得ス蓋國務大臣ニシテ憲法及法律ニ關シ最高ノ解釋權ヲ有セサル以上ハ國務大臣カ君主ノ行爲ニ付キ違憲若ハ違法ナラサルコトヲ證明シ得ルモノニアラサレハナリ併シ國務大臣ノ任命ニ付テ事實上大臣ノ副署ヲ得ルコト能ハサル場合ナキニアラサルニ依リ之ヲ理由トシテ國務大臣ノ任命ニ副署ヲ要セスト論スル者アリ例ハハウケ氏ノ如シ併シ國務大臣ノ任命ニ事實上副署ヲ得ル能ハサル場合アルコトヲ理由トシテ總テ國務大臣ノ任命ニハ副署ヲ要セスト論スルハ其當ヲ得タルモノニアラス何トナレハ斯ノ如キ事實ヲ生スルハ寧ろ稀ナルコトニシテ普通一般ノ場合ニハ副署ヲ得ルニ依リ此稀ナル

場合ノ存スルコトヲ理由トシテ一般ニ國務大臣ノ任命ニ副署ヲ要セスト主張スヘキモノニアラサレハナリ故ニ原則トシテハ大臣ノ任命ニ副署ヲ要スルモノトナシ唯例外トシテ副署ヲ求ムル能ハサル場合ノミ副署ナクシテ效力ヲ發スルモノト解釋スヘキナリ蓋然ラサレハ到底國務大臣ヲ任命スルコト能ハサルノ結果ヲ生スレハナリ或ハ又國務大臣ノ任命ニ大臣ノ副署ヲ事實上得ル能ハサル場合ニ於テハ新大臣ハ自ラ自己ノ任命ニ副署スヘシト唱フル者アリ例ハグー、マイヤー、ザイデル、リボン、アルンド、ザルバイ、ステンゲル等ノ諸氏ノ如シ併シブリー氏ハ之ニ反對シテ大臣ハ任命セラル、マテハ大臣ニアラス故ニ自己ノ任命ニ自ラ副署スルトキハ未タ大臣トナラサル者カ副署スルノ結果ヲ生スト云ヘリ此反對說ハ至當ニシテ新大臣自ラ副署スルカ如キハ理論上ノ根據ヲ全ク有セサルモノナリ

第二 榮典ノ授與 榮典ノ授與ハ國務上ノ行爲ニアラサルニ依リ國務大臣ノ副署ヲ要セスト論スル者アリ併シ前ニ述ヘタルカ如ク爵位勳章ヲ與フルコトハ君主ノ榮譽上ノ特權ノ作用ニアラスシテ國務ニ關スル君主ノ行爲ナルコト疑

ナキニ依リ國務大臣ノ副署ヲ要ス例ハグー、マイヤー、シムルツ、リボン、ネ氏ノ如キハ君主ノ榮譽上ノ特權ノ結果トシテ榮典ノ授與ニ副署ヲ要セスト唱フト雖モザイデル、ブリー、ホルン、ハック、アンシッツ、イェリネック氏ノ如キハ榮典ヲ授與スルモノ之ヲ君主ノ國務上ノ行爲ナリト認メ國務大臣ノ副署ヲ要スルモノト論セリ併シ此榮典ノ授與ニ付テハ習慣上國務大臣ノ副署ヲ具ヘスシテ效力ヲ發スルモノトナス然レトモ是レ理論ニ適合スルノ習慣ニアラサルナリ

第三 軍事上ノ命令 君主ノ軍事上ノ行爲ニ付テハ副署ヲ要スルモノト要セサルモノトニ分チ軍事行政及軍事立法ニ關スル行爲ハ國務大臣ノ副署ヲ要スルモ其以外ノ軍事上ノ行爲ニ付テハ一般ニ國務大臣ノ副署ヲ要セストナス又實際ニ於テモ然ルモノナリ其理由ハ君主カ大元帥ノ資格ヲ以テ發スル所ノ命令ハ陸海軍ノ將官カ其部下ニ對シテ發スル所ノ命令ト同一性質ノモノニシテ君主カ一般ニ人民ニ對シテ下ス命令ト其性質ヲ異ニス從テ陸海軍ノ統帥者トシテ君主ノ發スル所ノ命令ニハ國務大臣ノ副署ヲ要セスト云フニ在リ尙ホ他ノ一ノ理由ハ國務大臣ノ副署ヲ軍事上ノ行爲ニ付テモ一般ニ要ストスルトキハ

軍隊ノ活動ヲ妨クルノ虞アリト云フニ在リ

第四 宮中ノ事項 宮中ノ政務ト國務トヲ混同セル時代ニ於テハ宮中ノ政務ニ付テモ國務大臣ノ副署ヲ備ヘタルコトアリシト雖モ現今ニ於テハ宮中ノ政務ト國務トハ明ニ區分セラル、カ故ニ宮中ノ政務ニ付キ國務大臣ノ副署ヲ備フルモノニアラサルコト明白トナレリ故ニ茲ニ特ニ之ヲ擧ケテ述フルノ必要ナシト雖モ歷史上異リタルコトヲ示スカ爲メニ列擧シタルナリ

第三節 國務大臣ノ責任

第一款 責任ノ性質

國務大臣ノ責任ノ性質ニ付キテハ學說區々ニ岐ル、カ故ニ之ヲ區別シテ少シク之カ批評ヲ加ヘントス第一說ニ曰ク國務大臣ノ責任ハ道德上ノ責任ナリト然レトモ此說ハ當ヲ得タルモノニアラス何トナレハ君主ト雖モ道德上ノ責任ハ免レサルモノニシテ特ニ國務大臣ニ付テ其德義上ノ責任ヲ憲法ニ於テ規定スルノ要ナケレハナリ第二說ハ國務大臣ノ責任ハ政治上ノ責任ナリト此說モ亦其肯綮ヲ得タルモノニアラス何トナレハ德義上ノ責任ト等シク法律上ノ責任ニアラサル

國務大臣ノ責任ノ性質

政治上ノ責任ニ付テ特ニ之ヲ憲法ニ規定スル必要存セザレハナリ或ハ政治上ノ責任ヲ議會ニ對スル責任ナリト解シ議會ニ對スル責任即チ政治上ノ責任ナリト説ク者アリト雖モ特ニ明文ヲ以テ國務大臣ハ議會ニ對シテ責任ヲ負フヘキコトヲ規定セサル以上ハ單ニ政治上ノ責任ヲ議會ニ對スル責任ナリト解スヘキモノニアラサルナリ第三說ハ國務大臣ノ責任ハ刑事上ノ責任ナリト是レモール氏等ノ主トシテ唱道スル所ナリト雖モ是レ亦首肯スルヲ得ス何トナレハ犯罪ヲ犯ス以上ハ何人モ其責任ヲ負フヘキモノニシテ特ニ國務大臣ノ刑事上ノ責任ニ付キ憲法ニ之ヲ規定スルノ要ナケレハナリ或ハ又國務大臣ノ職務上ノ行爲ニ對シテモ刑罰ト同一ノ制裁ヲ之ニ科スルノ故ヲ以テ國務大臣ノ職務上ノ責任ハ即チ刑事上ノ責任ナリト解スル者アリト雖モ懲レルモノナリ何トナレハ其制裁ノ方法ニ依リテ責任ノ性質ヲ定ムルコトヲ得ルモノニアラザレハナリ然ラハ國務大臣ノ責任ハ如何ナルモノナリヤト云フニ國務大臣ノ職務上ノ責任ヲ負フ所ノ責任ハ職務上ノ責任ニシテ即チ其性質ハ懲戒上ノ責任タルコト疑ナキモノナリ或ハ國務大臣ハ最高ノ官吏タルコトヲ理由トシテ國務大臣ハ懲戒上

ノ責任ヲ負フヘキモノニアラスト思考スル者アリト雖モ君主國ニ於テハ君主カ
國務大臣ヲ懲戒スルコトヲ得又民主國ニ於テハ大統領其他最高機關カ國務大臣
ヲ懲戒スルコトヲ得ルカ故ニ國務大臣ニ關シ懲戒上責任ナシト論定スルコトヲ
得ルモノニアラサルナリ而シテ公法學者中國務大臣ノ責任ヲ懲戒上ノ責任ナリ
ト解スル者ハシルツエーザルバイザムイリ氏等ナリ

第二款 國務大臣ノ責任ノ根據

國務大臣ハ何カ故ニ責任ヲ負フヘキモノナルヤニ付テモ亦種々ノ說アリ仍テ左
ニ之ヲ舉示センニ

第一說ハ國務大臣ハ君主ニ代リテ其責ニ任スルモノナリトナス此說ハ一時旺ニ
行ハレ憲法上ニ此說ノ如ク定メタル國アリ今日ニ於テモ尙ホフリツシ其他一派ノ
學者ノ唱フル所ナリト雖モ特ニ君主ニ代テ責ニ任スルコトヲ定メタル明文ナキ
國ニ於テハ此說ノ如ク論定シ得ルモノニアラサルナリ何トナレハ是レ責任ノ原
則ニ反スルヲ以テナリ即チ責任ノ原則トシテハ自己ノ行爲ニ付キ其責ヲ負フヘ
キモノナルニ拘ラス自己ノ與リ知ラサル行爲ニ付キ而モ他人ノ爲シタル事ニ付

國務大臣
ノ責任ノ
根據

キ其責ヲ負フヘキモノニアラサレハナリ

第二說ハ國務大臣ハ副署ヲ爲シタルカ爲メニ之ニ付キテ其責ヲ負フモノナリト
ス然レトモ是レ亦其當ヲ得タルモノニアラスト信ス何トナレハ副署ハ自己ノ關
係セサル行爲ニ付テモ之ヲ爲スコトアルノミナラス又國務大臣ハ副署ヲ拒ムコ
トヲ得サルモノナレハナリ或ハ國務大臣ハ君主カ違憲若ハ違法ノ行爲ニ付キテ
副署ヲ命シタル場合ニ拒ムコトヲ得ルモノナリト主張スル者アリト雖モ憲法若
ハ法律ニ關シ最高ノ解釋權ヲ有スル者ハ國務大臣ニアラスシテ君主ナルカ故ニ
君主ノ副署ノ命令ニ對シ之ヲ拒ムコトヲ得サルナリ又一步ヲ讓リ國務大臣ハ副
署ヲ拒ムコトヲ得ルノミナラス國務大臣ハ自己ノ關係シタル行爲ニ付テノミ副
署スルモノトナスモ尙ホ其當ヲ得タルモノニナラスト信ス何トナレハ國務大臣
ハ副署ニ付テノミ憲法上ノ責任ヲ負フモノト爲ストキハ國務大臣カ爲スヘキ行
爲ヲ爲サ、ル場合ニ於テハ之ニ付テ責任ヲ負ハサルコト、ナレハナリ
第三說ハ君主ノ行爲ハ其實國務大臣カ成立セシメタルモノナルカ故ニ國務大臣
ハ之ニ對シ責ヲ負フヘシト爲スモノナリ併シ此說ハ君主國ノ概念ト抵觸スルモ

ノナリ何トナレハ此説ヲ認ムルトキハ政ヲ爲ス者ハ君主ニアラスシテ大臣タルノ結果ト爲レハナリ

然ラハ大臣ノ責任ノ根據ハ何レニ存スルヤト云フニ自己ノ職務ニ對スルモノ即チ大臣ハ國務大臣トシテ職務ヲ完ウセサルカ爲メニ其責ヲ負フモノナルコト疑ナキナリ或ハ之ニ對シテ次ノ如ク論スル者アリ曰ク官吏カ其職務上ノ行爲ニ付キ其責ニ任スルハ大臣ノミニアラス故ニ特ニ大臣ノ職務上ノ責任ニ付キ之ヲ憲法ニ規定スルノ理由ナシ故ニ大臣ノ憲法上ノ責任ハ特別ノ責任ナリ即チ通常ノ官吏ニ在リテハ上官ノ命ヲ受ケテ爲シタル行爲ニ付キ其責ヲ負ハサルモ國務大臣ハ君主ノ命ヲ奉シテ爲シタル行爲ニ付テモ其責ヲ負フモノナリ是レ國務大臣ノ責任ノ特別ナル點ナリ故ニ國務大臣ノ責任ハ性質上職務上ノ責任即チ懲戒上ノ責任ト解スヘキモノニアラスシテ國法上特別ノ責任ナリト解スヘキモノナリト自耳義及葡萄牙等ニ於テハ國務大臣ハ君主ノ命令アリタルコトヲ理由トシテ自己ノ責任ヲ免ル、コトヲ得スト規定シタルカ故ニ是等ノ國ニ於テハ此説ノ如ク國務大臣ノ責任ヲ説明スルコトヲ得ヘシト雖モ明文ヲ有セサル國ニ於テハ此

説ヲ採用スルコトヲ得サルナリ何トナレハ此説ハ國務大臣ハ副署ヲ拒ムコトヲ得ルモノナルコト、君主ハ特ニ明文アルカ爲メニ政務上ノ責任ヲ負ハサルモノナルコトヲ前提トスルモノナレハナリ

第三款 責任ノ態様

大臣ノ責任ニ單獨責任ト連帶責任トノ別アリ或ハ立憲國ニ於テハ明文ノ有無ニ拘ラス總テ連帶ノ責任ヲ負フヘキモノナリト主張スル者ナキニアラサレトモ國務大臣ハ合議體トシテ君主ヲ輔弼スルモノナリトナサ、ル國ニ於テハ何故ニ大臣ハ當然連帶責任ヲ負ハサルヘカラサルカヲ解スルコトヲ得サルナリ總テ特別ノ明文ナキ以上ハ大臣ノ責任モ亦單獨ノ責任ナリト解スヘキモノナリ蓋連帶責任ハ其行爲ニ與ラサル者若ハ其行爲ニ反對スル者マテモ同一ニ責任ヲ負ハシムルコトニシテ責任ノ原則ニ例外ヲ成スモノナレハナリ

又單獨責任ト連帶責任ノ利害ニ付テ考フルニ單獨責任ハ連帶責任ニ比較シテ各自ヲシテ責任ヲ一層重セシムルノ結果ヲ生スルモノト信スルナリ

第四款 責任ヲ負ハシムル方法

責任ノ態様

責任ヲ負ハシムル方法

大臣ヲシテ責任ヲ負ハシムルニ付キ特別ニ存スル制度ハ彈劾ノ制度ナリ故ニ彈劾ノ制度ノ大略ヲ左ニ説明セントス

一 彈劾者 概シテ大臣ヲ彈劾スルモノハ議會ナリト雖モ尙ホ之ヲ細別スルトキハ

(1) 下院ヲ以テ彈劾者トナスモノ 下院ノミヲ以テ彈劾者ト爲ス國ニ於テモ下院彈劾シテ上院カ裁判スルモノト下院彈劾シテ特別裁判所裁判ヲ爲スモノトアリ前者ノ例ハ英吉利、佛蘭西、西班牙、葡萄牙等ニシテ後者ノ例ハバーデン、諾威等ナリ而シテ下院ノミニ彈劾權ヲ與フル理由ハ下院ハ國民ノ代表者ナルカ故ニ下院ノミヲ以テ彈劾セシムルヲ至當ナリトナスモノナリ

(2) 兩院ノ決議ヲ以テ彈劾セシムルモノ即チ議會全體ヲ以テ彈劾者ト爲スモノ 此制度ヲ採用スル國ハバイエルン、ザクセン、ヘッセン等ニシテ極テ少數ナリ蓋此制度ニ依ルトキハ上下兩院ノ意見相一致スルコト極テ少ナキカ故ニ彈劾ノ目的ヲ達スル事極テ困難ナレハナリ

(3) 兩院ヲ以テ彈劾者ト爲スモノ此制度ハ普漏西、ウヰルテンベルヒ、奧地利等ニ

行ハル、モノニシテ彈劾權ヲ上下兩院ニ平等ニ與フルモノナリ而シテ此制度ヲ採ル者ハ曰ク一院カ特ニ政府ノ行爲ニ依リ害ヲ受ケタルトキハ一院ニノミ彈劾ヲ許スモ不可ナシト雖モ其他ノ場合ニ於テ各院各別ニ彈劾セシムルハ其當ヲ得タルモノニアラス何トナレハ彈劾事項ハ畢竟國家全體ノ利害ニ關スルモノナレハナリト

要スルニ上下兩院ノ決議ヲ以テ彈劾セシムルモノトナスハ主トシテモール氏ハウケス氏等ノ唱道スル所ナリト雖モ前述ノ如キ缺點アリ尙ホ又下院ノミヲ以テ彈劾セシムトナスハ往々上院ノ制壓ニ依リ其彈劾成立セサルコトアルカ故ニ比較的第三ノ制度ヲ以テ勝レルモノナリト信スルナリ

右ハ二院制ヲ採用セル國ニ付テ説明セルモノナレトモ一院制ノ國ニ於テハ其一院タル議會カ彈劾權ヲ有スルナリ或ハブラウンシウイヒ等ノ如ク議會ノ認メタル事項ニ付キ後ニ至リ彈劾スルコトヲ得ルト規定シタル例ナキニアラスト雖モ斯ル規定ナシトスルモ當然然ラサルヘカラサルナリ

二 彈劾裁判所

九八

(1) 上院ヲ以テ彈劾裁判所ト爲スモノ。此制度ハ英國ニ起リタルモノニシテ其理由ハ同國ノ上院ハ司法裁判ヲモ爲スニ基クモノナリ然レトモ其制度ノ如何ヲ考慮セスシテ單ニ英國ノ上院カ彈劾事件ヲ裁判スルヲ視テ以テ直ニ多數ノ國カ此制度ヲ採用シタルハ其當ヲ得タルモノニアラス何トナレハ上院ハ議會ノ一部ニシテ政府ノ責任ヲ問フニ公平ナル地位ニ立ツモノニアラサレハナリ然レトモ英、佛、伊、西、ポルチガル、北米合衆國等ハ皆此制度ヲ採用セリ

(2) 司法裁判所ヲ以テ彈劾裁判所ト爲スモノ。ビショップ氏ハ此制度ヲ主張シテ曰ク普通ノ司法裁判所ヲシテ彈劾事件ヲ裁判セシムルトキハ繁雜ナル手數ト費用トヲ除クコトヲ得ルナリト又ブードウス氏ハ司法裁判所ハ獨立ノ地位ヲ有ス從テ彈劾裁判所トシテ公平ナル判決ヲ下スコトヲ得ト又此制度ヲ採用スル國ハ和蘭、ベルジウム、丁抹、諾威其他獨逸ノ多數ノ小國等ナリ然レトモ理論上ヨリ云フトキハ此制度モ亦其當ヲ得タルモノニアラス何トナレ

ハ司法裁判所ハ民事、刑事ノ訴訟ヲ裁判スルヲ主タル職務ト爲スモノニシテ彈劾事件ヲ裁判スルカ如キハ慣熟セサル事ニ屬シ從テ其裁判モ當ヲ失スルノ嫌ナシトセサレハナリ

(3) 特別ノ裁判所ヲシテ裁判セシムト爲スモノ。此制度ハザクゼン、ヴェルヒ、埃、バーデン等ニ於テ採用スルモノニシテ其組織ニシテ完備セル以上ハ諸種ノ制度中最モ優レルモノナリト信ス而シテ現今行ハル、所ノモノハ議會ノ議員、司法官、行政官、行政裁判所ノ裁判官ヲ以テ組織セラル、カ若ハ議會ノ議員ト司法官トノミヲ以テ組織セラル、ナリ

三 訴訟手續

彈劾裁判ノ手續ニ付キ特ニ規定ヲ爲サ、ル國ニ於テハ普通ノ訴訟手續ヲ準用シ又特別ノ明文ヲ設クル國ニ於テモ多クハ普通ノ訴訟手續ヲ之ニ適用スルコト、爲セリ從テ彈劾事件ヲ審理スルニ付テモ口頭審理ヲ用キ又其裁判モ之ヲ公開スルヲ以テ原則ト爲セリ然レトモ彈劾事件ノ種類ニ依リ軍事上、外交上ノ機密ニ屬スルコトナキニアラサルカ故ニ斯ル場合ニ於テハ臨時公開ヲ禁スル

コトアルナリ

四 彈劾ト大臣ノ停職

特別ノ明文ナキ場合ニ於テハ大臣ハ彈劾ノ決議ト共ニ停職セラルヘキモノナリヤ又ハ彈劾裁判所ニ其事件カ受理セラレタルトキヲ以テ停職セラルヘキモノナルカハ一ノ疑問ニ屬ス特ニ之ニ關シ明文ヲ設ケタル國ニ於テハ彈劾ノ決議ト共ニ停職スヘキモノト爲シタル例尠ナカラスト雖モ決議ト共ニ停職スヘキモノト爲ストキハ議會カ大臣ノ職務ニ妨害ヲ與フル爲メニ妄ニ彈劾ノ決議ヲ爲スノ恐ナシトセス故ニ裁判所ニ受理シタルトキヲ以テ停職スヘキモノト解スヘキナリ蓋シ判決ヲ竣タヌ受理ノトキヲ以テ停職スヘキモノト爲スハ大臣カ其地位ヲ利用シテ證據ノ蒐集ヲ妨害シ若ハ證據ノ湮滅ヲ計ルノ恐アレハナリ

五 大臣ノ彈劾ト其退官

大臣ハ彈劾セラレタルトキニ當リ其職ヲ退クコトヲ以テ彈劾裁判ヲ受クルコトヲ免レ得ルモノナルヤ否ヤハ是レ亦一ノ疑問ニ屬スルモノナリト雖モ自己ノ随意ノ退官ニ由リテ彈劾裁判ヲ免レ得ルモノナリトスルトキハ彈劾制度ヲ無効ト爲スノ結果ヲ生スルニ依リ彈劾ノ決議アリタル後ハ彈劾裁判ノ終結前ニ大臣ハ任意ニ辭スルコトヲ得サルモノナリト爲スヘキナリ故ニ埃地利ノ大臣責任法ノ如キハ明ニ此事ヲ規定セリ

六 彈劾手續ノ進行ト議會ノ停會及解散

嘗テ英國ニ於テ此點ニ付テ爭ヲ生シタルモ一七九一年ニ於テ始テ彈劾手續ハ停會若ハ解散ノ爲メ其進行ヲ停止スヘキモノニアラスト確定シタリ(兩院ノ決議ニ依リテ其理由ハ議會停會スルモ單ニ議事ノ進行ヲ停止スルニ止リ停會ノ期日經過後ニ於テ再ヒ其議事ヲ繼續スルモノナルヲ以テ之カ爲ニ彈劾手續ノ進行上ニ影響ヲ受クヘキモノニアラスト又議會ノ解散セラルトキハ議員ハ總テ新ニ選舉セラルコト、ナリ且總テノ議案ハ消滅ニ歸スルモノナリト雖モ之ヲ大臣ノ彈劾ノ場合ニ應用シ之ニ依リ彈劾手續ノ進行ヲ妨クルモノト爲ストキハ政府ハ何時ニテモ議會ヲ解散シテ彈劾手續ノ進行ヲ妨クルノ恐アリト爲スニ在ルモノナリ然レトモモール氏ハ議會ノ解散ニ因リ彈劾手續ノ進行ヲ

中止スヘキモノナルコトヲ主張シ其理由ニ曰ク彈劾ハ最早存在セサルヘケレ
ハナリト然レトモ一旦彈劾ヲ爲シタル以上ハ其議會ヲ組織スル所ノ議員ノ變
更ニ依リテ其彈劾手續ノ進行ヲ止ムヘキモノニアラスト信スルナリ故ニバ
デン、埃國等ニ於テハ特ニ此點ヲ明ニスルカ爲メニ議會ノ停會、閉會、解散ニ依リ
テ彈劾手續ハ影響ヲ受クルモノニアラサルコトヲ規定セリ但特ニ斯ノ如キ明
文存セサルモ反對ノ明文ナキ以上ハ之ト同様ニ解釋スヘキモノナリ

七 彈劾ノ取下

バーデン、ウガルデンブルヒ、埃、バイエルンニ於テハ特ニ取下ニ付キ明文アレトモ
斯ル明文ナシトスルモ取下ヲ禁スル明文ナキ以上ハ議會ハ彈劾ヲ取下ケ得ヘ
キモノト解スヘキナリ蓋彈劾制度ハ特ニ議會ノ意思ニ重ヲ置キテ設ケタルモ
ノナレハナリ但リエスラー氏ハ明文ナキ以上ハ取下クルコトヲ得スト主張ス
其理由トスル所ハ君主雖モ彈劾事件ノ進行ヲ妨クルコトヲ得サルカ故ニ議
會モ一旦爲シタル所ノ彈劾ヲ取下クルコトヲ得ルモノニアラスト爲スニ在ル
ナリ

八 時効

之ニ關シ特ニ明文ヲ存スルトキハ其明文ニ依ルヘキハ勿論ナレトモ明文ノ存
セサル國ニ於テハ彈劾ニ付テハ時効ナキモノト解スヘキナリ此時効ノ例ヲ舉
クレハバーデンニテハ三年、ブラウンシュワイヒニテハ六年、ワルデックニテハ二年
ウガルデンブルヒニテハ四年、白耳義ニテハ一年ナリ又埃國ニテハ不法行爲ニ付
キ次ノ議會ニ彈劾ヲ提出セス又決算ニ付キ不法ノ點ヲ發見スルモ決算ノ審査
ヲ爲シタル議會ニ彈劾ヲ提出セサルトキハ其以後ニ彈劾ヲ提出スルコトヲ得
スト規定シタリ故ニ埃國ニテハ政府カ其職權ヲ濫用シ議會ヲ解散スルトキハ
彈劾ヲ妨ケ得ルノ結果ヲ生スルナリ

九 判決

埃國及ウガルデンブルヒニ於テハ彈劾事件ノ裁判官ハ心證ニ依リ判決スヘク證
據物件等ニ依テ拘束セラル、モノニアラスト特ニ規定シタリト雖モ斯ノ如キ
明文ヲ存セサルモ特ニ反對ノ規定ナキ以上ハ現今裁判ノ原則トシテ認メラレ
タル心證主義ニ依リテ彈劾事件ヲ裁判スヘキモノナリ

十 制裁

彈劾事件ノ結果トシテ科スル所ノ制裁トシテ單ニ懲戒處分ト同一ノ制裁ヲ科スルニ止ルモノト其他尙ホ刑罰ト同一ノ制裁ヲ科スル國トアリ併シ彈劾事件ヲ起ス原因ヲ單ニ職務上ノ犯罪ニ止ムル國ニ在テハ其制裁モ懲戒上ノ制裁ト同一ノモノヲ科スルニ止メ彈劾事件ヲ起スノ原因トシテ犯罪事件ヲモ包含スル國ニ於テハ其結果トシテ刑罰ト同一ノ制裁ヲモ加フルモノト爲スナリ
今彈劾事件ノ結果トシテ科スル所ノ制裁ニシテ諸國ニ於テ認メラル、モノヲ列舉スレハ左ノ如シ

- 一 譴責 ザムエル氏ハ曰ク譴責ハ制裁ニアラスト之ニ賛成スル論者尠カカラスト雖モモール氏ノ如キハ譴責モ亦制裁ノ一種ナルコトヲ主張シ其意見ノ如ク懲戒ヲ處分ノ一種トシテ譴責ヲ規定スルノ例尠ナカラサルナリ
- 二 免官 免官ニ三ノ種類アリ一ハ單ニ免官ニ止ルモノ二ハ免官ト同時ニ官吏タルノ資格ヲ剝奪スルモノニシテ三ハ單ニ大臣タルノ資格ヲ剝奪スルモノト一般ニ官吏トナルノ資格ヲ剝奪スルモノナリ

- 三 罰金 多數ノモノハ罰金ハ大臣ノ彈劾裁判ノ結果トシテ之ヲ科スルニ不適當ノモノナルコトヲ主張セリ其理由ハ大臣ニシテ罰金ノ處分ヲ受クルモ其大臣ノ屬スル黨派ヨリ通常其支拂ヲ爲セハナリト云フニ在リ
或ハ此罰金ノ制裁ヲ有效ナラシメンカ爲ニハ大臣ノ財産ノ全部ヲ沒收スヘシト稱スル者アリト雖モ是レ大臣本人ノミナラス其家族ニ對シテモ亦苦痛ヲ與フルモノトナルヲ以テ至當ノ見解ト云フヘカラサルナリ
- 四 死刑 一二ノ國ニ於テハ死刑ノ事ヲ定メサルニハアラサレトモ是レ亦大臣ノ責任トシテ科スルカ爲ニハ不適當ノモノナリ蓋大臣ノ行爲ヨリ生スル所ノ弊害ハ多クハ政治ノ意見ノ差異ヨリ生スルコトニシテ大臣ヲ免官スレハ其生命ヲ奪ハサルモ國家ノ危害ハ消滅スルヲ以テナリ
- 五 追放 一八五五年ノ和蘭ノ大臣責任法及一八四九年竝ニ一八七八年佛國大臣責任法草案ニハ大臣追放ノ事ヲ規定シタリト雖モ今日一般ニ之ヲ認ムル國ナシ蓋一國ニ於テ害トナリタルモノヲ他國ニ赴カシムルハ當ヲ得サル事ナレハナリ故ニ今日ニ於テ若シ追放ノ事ヲ定ムルトキハ單ニ本國ヨリ其

植民地ニ追放スルニ止ムヘキモノナリ
大臣ノ彈劾裁判ノ結果トシテ刑罰ト同様ノ制裁ヲ加フル國ニ於テハ其制裁ニ
限リ通常裁判所ニ於テ言渡スヘシト爲スモノト彈劾裁判所ニ於テ言渡ス事ヲ
得ト爲スモノトアリ而シテ前者ノ例ハ北米合衆國、バイエルン、ザクセン、ヴュルテ
ンベルヒ、バーデン、ブラウンシュワイヒ等ニシテ後者ノ例ハ奧、ウルデンブルヒ、ワ
ルデック、ザクセンワイマー、ロイス新統等ナリ

第二章 議會

第一節 議會ノ法律上ノ性質

議會ハ國民ヲ代表スルモノナルコトヲ明文ヲ以テ規定シタル例尠ナカラサルノ
ミナラス學者中ニモ議會ハ國民ヲ代表スル機關ナリト主張スル者アリ然レトモ
此說ハ國權在國民ノ主義ニ基クモノニシテ國權在國民ヲ基礎トスル所ノ民主國
ノ外此主義ヲ認ムルコトヲ得サルナリ何トナレハ國民ハ人格ヲ有セス且意思ヲ
有セサルノミナラス國民ハ國民トシテ機關タルモノニモアラサレハナリ又議會
ヲ以テ國民ヲ代表スルモノナリト主張スル說ノ中ニハ議會全體ヲ以テ國民ヲ代

議會
法律上ノ性質

表スルモノナリトスル說ト單ニ國民ノ選舉スル下院ノミカ國民ヲ代表スルモノ
ナリト爲スモノトアリ然レトモ選舉ナルモノハ之ヲ以テ代表關係ヲ生セシムル
所ノ法律行為ナリト認ムルヲ得サルカ故ニ單ニ下院ノミヲ以テ國民ヲ代表スル
機關ナリト稱スル說ハ當ヲ得タルモノニアラサルナリ或ハ國民代表機關說ヲ辯
護スルニ代表關係ハ人格ヲ有セサル機關ノ間ニ成立スルコトヲ得恰モ攝政カ君
主ヲ代表スルカ如シ故ニ國民カ國民トシテ人格ヲ有セサルモ議會カ國民ノ代表
機關タルヲ妨クルモノニアラスト稱スル者アリト雖モ此說ヲ認メントスルトキ
ハ國民全體カ機關タルコトヲ認メサルヲ得サルニ至ルカ故ニ特ニ明文ナキ以上
ハ國民ハ國民全體トシテ當然機關タルモノニアラサルカ故ニ此說ヲモ是認スル
コトヲ得サルナリ

第二節 議會ノ組織

議會ハ一院ヲ以テ組織セラル、モノト二院ヲ以テ組織セラル、モノトアリ三院
ヲ以テ組織シタルノ例ナキニアラサレトモ今日ニ於テハ其例ヲ見ス然レトモ一
院制ヲ採用スル國ハ獨逸帝國、ルクセンブルグ、リヒテンスタイン、希臘及獨逸國

議會ノ組
織

國法學 統治機關 議會 議會ノ法律上ノ性質 議會ノ組織

内ノ小國普漏西、ザクゼン、バーデン、ウールテンベルヒ、ヘッセン以外ノ諸國ニシテ其他ノ歐洲ノ立憲諸國ハ總テ二院制ヲ採用ス要スルニ一院制ヲ採ルモノハ小國ニシテ西班牙、佛國ノ如キ大國カ一院制度ヲ用キタルコトアルモ直ニ二院制ニ回復シ現今ニテハ一院制ハ全ク大國ニハ存セサルコト、ナレリ抑二院制度ノ開祖ハ英國ニシテ次テ北米合衆國之ヲ採用シ佛國モ亦之ニ倣ヒ遂ニ各國ニ於テ採用スル所トナリタリ故ニ二院制ノ一般ニ用キラル、ニ至リタルハ沿革上ノ原因ニ在ルモノナリト雖モ尙ホ他ニ其理由ヲ求ムルコトヲ得ヘシ今之ヲ左ニ舉示センニ

- 一 二院制ハ議會ノ擅制ヲ防キ得テ立憲制度ノ精神ニ適合スルモノナリ
- 二 二院制ハ政府ト議會トノ衝突ヲ極端ニ至ラシメサルノ利益アルモノナリ
- 三 二院制ハ要素ノ異リタル二院ニ於テ總テノ議案ヲ別々ニ議決スルヲ以テ其議決カ一院制ノ議決ニ比較シテ當ヲ得ルコト、ナルナリ

然レトモ二院制ニモ左ノ如キ缺點ナキニアラス

- 一 二院制ハ議會ノ議決ヲ遲延セシムルコト
- 二 二院制ハ政府ト議會ノ衝突ノ機會ヲ多カラシムルコト
- 三 二院制ヲ用キルトキハ時トシテ其一院カ安ニ施政ノ妨害ヲ試ムルノ恐アルコト

要スルニ二院制ト二院制トハ何レカ優レリヤノ問題ニ付テハ各得失ノ存スルアリト雖モ二院制ハ立憲制度ノ趣意ニ適合スルカ故ニ二院制ヲ採用スルヲ以テ其當ヲ得タルモノナリト信ス然レトモ小國ニ於テ二院制ヲ用キルトキハ徒ニ機關ヲ複雑ナラシムルノ嫌アルヲ以テ一院制ヲ採ルヲ以テ策ノ得タルモノナリト信ス

第三節 上院ノ要素

上院ハ貴族ヲ以テ組織スルモノト國民ノ選舉ニ係ル議員ヲ以テスルモノトアリ北米合衆國、佛蘭西、白耳義、和蘭、瑞西、丁抹等ハ後者ノ例ニシテ英國、西班牙、葡萄牙、伊太利、濠洲及獨逸聯邦中ノ多數ハ其前者ノ例ナリ今是等ノ諸國ノ上院ノ組織ニ付キテ其概略ヲ左ニ説明セン

第一 英國

此國ノ上院ハ即チ貴族院ニシテ之ヲ組織スル議員ハ左ノ如シ

- 一 世襲議員 即チ英蘭ノ貴族ニシテ國王ハ何時ニテモ授爵シテ以テ此數ヲ増スコトヲ得ルナリ
 - 二 終身議員 終身議員ニ屬スル者左ノ如シ
 - (イ) 愛爾蘭ノ貴族ヨリ互選セシメタル者
 - (ロ) 二年間高級裁判官ノ職ヲ奉シタル者ニシテ勅選セラレタル者
 - (ハ) 十五年以上辯護士ノ職ヲ執リタル者ニシテ勅選セラレタル者
 - (ニ) 一代貴族ノ爵ヲ得タル者
 - 三 任期ヲ有スル者 スコットランドノ貴族ヨリ互選セラレタル十六名ノ貴族ナリ
 - 四 職務ニ依リ議員タルモノ 僧官ニシテ二名ノ大僧正ト二十四名ノ僧正ナリ
- 第二 普漏西
- 此國ノ上院モ亦貴族院ニシテ一八五〇年ノ憲法第六十五條ニ依レハ此國ノ貴族院議員タルヘキ者ハ

- 一 成年ニ達シタル王族
 - 二 特別ノ門閥ヲ有スル貴族
 - 三 勅選議員
 - 四 多額納稅者議員
 - 五 國內ノ大都會ヨリ選ハレタル議員
- 等ナリシモ其後同條ヲ削除シテ別ニ貴族院ニ關スル法律ヲ定メタリ其法律ニ依ルトキハ現在ノ普漏西貴族院議員タルヘキ者ハ左ノ如シ
- 一 成年ニ達シタル王族ノ男子
 - 二 世襲議員 此世襲議員ニ屬スル者ハ特種ノ門閥ニ屬スル貴族ト特ニ世襲議員ノ資格ヲ新ニ與ヘラレタル貴族ナリ
 - 三 終身議員 此終身議員ニ屬スル重ナル者ハ大學ヨリ選ハレタル議員及特定ノ團體ヨリ選ハレタル議員並ニ特別ノ官職ヲ有スル者及國王ヨリ直接ニ勅選セラレタル議員ナリ

第三 伊太利

此國ノ上院モ亦貴族院ニシテ其貴族院議員タル者左ノ如シ
一 王族ノ男子

二 勅選議員 勅選セラル、者ノ資格ハ滿四十歳以上ノ者ニシテ内閣員タル者、公使、大審院長、會計検査院長、陸海軍將官、下院ノ議長、大僧正、僧正、多額納稅者、學士會々員ニシテ一年以上議員タリシ者及國家ニ勲勞アリシ者等ナリ是ニ由リ之ヲ觀ルトキハ伊太利ニ於テハ世襲議員ナル者存在セサルナリ

第四 佛蘭西

佛蘭西ノ上院議員ハ國民ノ間接選舉ニ依リテ選ハラル、者ニシテ其議員ヲ選舉スルハ各府縣ノ選舉會ニ於テ之ヲ爲シ其各府縣ノ上院議員ノ選舉會ハ左ノ者ヨリ組織セラル

- 一 各市町村會ニテ選ヒタル選舉委員
- 二 各府縣選出ノ下院議員
- 三 府縣内ノ府縣會議員
- 四 府縣内ノ郡會議員

而シテ其議員ニ選ハル、要件トシテハ滿四十歳以上タルコト、從來佛蘭西ノ皇族又ハ王族ニアラサルコトヲ要スルナリ

第五 北米合衆國

此國ノ上院議員ハ各邦ヨリ二人ノ割合ヲ以テ各邦ノ議會ヨリ選出スルモノナリ而シテ其議員ト爲ル資格要件ハ年齡滿三十歳以上ニシテ九年間合衆國ノ國民タリシ者ニシテ且其選舉國ノ住民タルコトヲ要スルナリ

第六 白耳義

此國ノ上院議員ハ佛國及北米合衆國ノ如ク總テ選舉ニ依リテ出ツルモノナリト雖モ直接選舉ニ依リテ出ツル者ト間接選舉ニ依リテ出ツル者トアリ其間接選舉ニ依リテ出ツル者ハ府縣會ニ於テ選舉スルモノニシテ直接選舉ニ依ル者ハ滿三十歳ノ國民ニ依リテ選出セラル、モノナリ而シテ其議員ニ選ハル、資格ハ直接國稅年額千二百法^{フラン}ヲ納ムルカ或ハ一年ニ不動産ヨリ一萬二千法ノ所得アル者ナルコトヲ要ス

第四節 下院議員ノ選舉

下院議員ノ選舉

國法學 統治機關 議會 下院議員ノ選舉

下院議員ハ何レノ國ニ於テモ國民ノ直接若ハ間接ノ選舉ニ係ルモノナリ併シ此選舉ノ方法ハ種々アルカ故ニ其種類ノ重ナルモノヲ左ニ説明セントス
第一 直接選舉及間接選舉

直接選舉ト稱スルハ國民カ直接ニ議員ヲ選舉スルノ方法ニシテ間接選舉トハ國民ヨリ選ハレタル者カ更ニ議員ヲ選舉スルノ方法ナリ而シテ此間接選舉ニハ二種アリテ一ハ特ニ議員ヲ選舉スルカ爲ニ選舉人ヲ選舉シ而シテ其選舉人ヲ以テ議員ヲ選舉セシムルモノニテ他ノ一ハ地方議會ノ議員其他特別議會ノ議員トシテ存スル所ノ者ヲシテ議員ヲ選舉セシムルノ方法ナリ而シテ下院議員ノ間接選舉ニ付テハ多クハ其第一ノ方法ヲ採レルモノナリ

今日尙ホ間接選舉ノ制度ヲ採ルモノハ丁抹那威獨逸聯邦内ノ數國ニ止リ歐洲ノ立憲國ノ重ナルモノハ總テ直接選舉ヲ採レルモノナリ又學者中ニモ間接選舉ヲ主張スル者ハジール、フレンスドルフ等ニ止リ多クノ公法學者ハ概ネ直接選舉ヲ主張スルナリ

元來間接選舉ノ制度ヲ設ケタルハ選舉人ノ智識ノ程度低キ時代ニ於テハ選舉

人ノ多クハ選舉ノ何タルヤヲ解セサルヲ以テ適當ナル選舉人ヲ選ヒ其選舉人ヲシテ特ニ議員ヲ選舉セシムルノ必要アリタルニ基クモノナリト雖モ今日ニ於テハ選舉人ノ智識ノ程度大ニ進ミ特ニ選舉人ヲ選舉人中ヨリ選出スルノ必要ナキノミナラス間接選舉ヲ用キルトキハ左ノ缺點ヲ免ル、コトヲ得ス是レ廣ク直接選舉ノ行ハル、所以ナリ

- 一 間接選舉ハ國民全體ヲシテ議員ノ選舉ニ付キ冷淡ナラシムルニ至ル
- 二 間接選舉ハ其選舉ノ結果國民全體ノ意思ニ背クノ結果ヲ生セシムルコトアリ
- 三 間接選舉ハ保守的ノ考ヲ有スル者ヲ多ク議員ニ出テシムルノ結果ヲ生セシムルモノナリ
- 四 間接選舉ニ於テハ選舉人ヲ選フニ際シ小陰謀、小詭計多ク行ハル、ノ虞アリ
- 五 間接選舉ニ於テハ不公平ナル選舉ノ結果ヲ生セシムルモノナリ

第二 普通選舉及制限選舉

普通選舉トハ選舉人ノ資格ヲ定ムルニ財産上ノ制限並ニ教育上ノ制限ヲ設ケサルモノヲ謂ヒ制限選舉トハ財産上ノ制限若ハ教育上ノ制限ヲ選舉人ノ資格ニ設クル所ノ制度ヲ指スモノナリ故ニ普通選舉ニ於テモ男子タルコト、一定ノ年齢ニ達シタルコト、公權ヲ有スルコト等ノ制限ヲ有スルモノナルコトヲ注意スヘシ而シテ現今歐洲ノ立憲諸國ニ於テハ即チ佛、獨、瑞、西、那、威、希、臘、丁、抹及獨逸聯邦内ノ各邦中ノ一部分ニ於テハ普通選舉ヲ採ルモノニシテ此制度ハ漸次總テノ國ニ採用セラル、ノ傾向ヲ生セリ蓋普通選舉ニ於テハ總テ議會ノ議員ハ國民ノ公選スヘキモノナルコトノ趣旨ニ適合スレハナリ併シ茲ニ注意スヘキハ選舉人ノ智識ノ程度低キ國ニ於テ普通選舉ヲ採用スルトキハ選舉人ノ多數ハ選舉ノ運動者ニ籠絡セラレ從テ眞ノ選舉ノ目的ヲ達スルコトヲ得サルナリ選舉人ノ智識ノ程度低キ國ニ於テハ選舉ノ目的上制限選舉ヲ採用スルハ又已ムヲ得サル現象ナリトス

制限選舉ヲ更ニ細別スルトキハ通常制限選舉ト階級選舉トニ區別スルコトヲ得又其階級選舉ヲ更ニ細別スルトキハ通常ノ階級選舉ト複數投票選舉トニ分

ツコトヲ得通常階級選舉トハ選舉人ノ内ニ階級ヲ立テ其階級間ニ優劣ノ差異ヲ設クルモノニシテ其複數投票ノ選舉トハ選舉人ノ資格ニ應シテ一票乃至數票ヲ一人ニ與フルモノナリ

通常ノ制限選舉ノ制限ハ素ト財産上ノ制限ノミナリシモ今日ニ於テハ財産上ノ制限ト教育上ノ制限トヲ設クルニ至レリ蓋教育ノ發達セサル時代ニ於テハ財產家ハ即チ教育ヲ受ケタル者ニシテ教育ヲ受ケタル者ハ即チ財產家ナリシヲ以テナリ又通常ノ階級選舉ノ階級ヲ立ツル標準モ主トシテ財產若ハ教育ノ程度ニ依レルモノナリ尤モ此他門閥或ハ職務等ニ依リ階級ヲ分ツコトナキニアラスト雖モ今日行ハル、複數投票ノ標準モ亦主トシテ納稅若ハ教育ノ程度ニ依ルモノナリ要スルニ選舉人ノ資格ニ關スル要件ハ重ニ財產若ハ教育ニ關スルモノニシテ此兩者以外ニ適當ナル標準ナキヲ以テ又已ムヲ得サルコトナリトス階級ヲ立ツルニ付キ門閥ニ依ルノ例ナキニアラサルモ是レ今日立憲國ノ原則タル臣民平等ノ原則ニ背クモノナリ又職業ニ依リ階級ヲ分ツカ如キハ其階級ヨリ出ツル議員ヲシテ自己ノ職業ノ利害關係ヨリ打算シテ國事ヲ議ス

ルカ如キ不當ナル結果ヲ生スルモノナリ
 財産ノ程度ニ依リテ階級ヲ分ツ所ノ階級選舉ノ國ニ於テハ一定ノ財産ノ額若
 ハ一定ノ納稅額ニ達シタル者ハ其選舉人ノ多少ヲ問ハス之ヲ一定ノ階級ニ列
 セシムルモノト納稅ノ總額ヲ階級ノ數ニ區分シ最多額ノ納稅者ヨリ順次其區
 分セラレタル納稅額ニ達スルマテノ者ヲ以テ一級選舉人ト爲シ其次ノ納稅者
 ヲシテ其區分セラレタル納稅額ニ達スル數ヲ以テ二級選舉人ト爲スカ如キ方
 法トノ二種類存スルモノナリ
 終ニ普通選舉ヲ採用スル國及制限選舉ヲ採用スル國ニ共通スル選舉人ノ一般
 ノ制限ヲ舉クレハ左ノ如シ

一 男子タルコト 或ハ婦人ニモ選舉權ヲ與フヘキコトヲ唱ヘ又婦人ニ選舉
 權ヲ與ヘタルノ立法例稀ニ之ナキニアラサルモ多數ノ學者ハ之ニ反對シ又
 多クノ國ニ於テハ婦人ニ選舉權ヲ與ヘサルナリ蓋婦人ノ本分ハ主トシテ家
 事ヲ取扱フヘキモノニシテ政治ニ關與スヘキモノニアラサレハナリ或ハ婦
 人ニ選舉權ヲ與フルトキハ政黨ノ爭ヲ緩和スルノ利アリト主張スル者アリ

ト雖モ此說ハ不當ナリ何トナレハ婦人ハ道理ヨリモ感情ニ多クハ支配セラ
 ル、者ナレハナリ

二 一定ノ年齢ニ達シタルコト 何レノ國ニ於テモ選舉人タルノ年齢ニ制限
 アリト雖モ其年齢ノ程度ハ極テ區々タリ或ハ滿二十歳ノ者ニ選舉權ヲ與フ
 ルアリ例ハ瑞西ノ如シ或ハ滿二十一歳以上ノ者ニ選舉權ヲ與フルモノアリ
 佛、伊、北米合衆國、バイエルン等之ニ依ル或ハ滿二十四歳以上ノ者ニ選舉權ヲ
 與フルアリ例ハ普滯西、埃地利ノ如シ或ハ又滿二十五歳以上ノ者ニ選舉權ヲ
 與フルアリ例ハ獨逸、白耳義、和蘭、西班牙ノ如シ或ハ滿三十歳以上ノ者ニ與フ
 ルアリ例ハ丁抹ノ如シ

然レトモ通常滿二十五歳位ニシテ高等ノ教育ヲ終ルニ依リ滿三十歳以上ノ
 例ノ如キハ高キニ過クルノ嫌ナキニアラサルナリ

三 一定ノ期間以上選舉區内ニ於テ住所ヲ有スルコト 此要件ヲ必要トスル
 ハ一ハ選舉人ヲ調査スルノ便宜ニ出ツルモノナリト雖モ尙ホ一定ノ場所ニ
 住所ヲ構ヘサル浮浪人ノ如キ者ニ選舉權ヲ與フルコトヲ制限スルカ爲メナ

リ然レトモ其期間ハ區々ニシテ或ハ二年或ハ一年或ハ六個月等ノ差異アリ
トス例ハ西班牙ノ如キハ二年ニシテ丁抹ハ一年佛國ハ六個月トスルカ如シ
然ルニ獨逸帝國ニ於テハ此條件ヲ存セサルニ依リ此點ニ於テ非難スル者少
ナカラス

- 四 公ノ救助ヲ受クル者ニアラサルコト 此要件ハ普通制限選舉ヲ採用スル
國ニ於テハ當然ニシテ尙ホ普通選舉ヲ採用スル國ニ於テモ殆ト總テ此要件
ヲ明ニ定メタリ而シテ公ノ救助ヲ受クル者ニ選舉權ヲ與ヘサルハ單ニ無資
力ナルカ爲メニアラスシテ獨立ノ生計ヲ爲シ能ハサルヲ以テナリ蓋獨立ノ
生計ヲ爲シ能ハサルトキハ容易ニ他人ノ意見ニ左右セラル、ヲ以テナリ
- 五 軍人ニアラサルコト 此制限モ亦總テノ國ニ於テ採用スル所ノモノニシ
テ其立法上ノ理由ハ軍人ニシテ政治ニ關係スルトキハ軍紀ヲ亂スノ恐アリ
ト爲スニ依ルモノナリ
- 六 財産上及其性行上信用ヲ失ヒタル者ニアラサルコト 此要件ヲ必要トス
ルモ亦説明ヲ竣タサルコトニシテ即チ之カ爲メニ公權ヲ剝奪及停止セラレ
タル者若ハ破産ノ宣告ヲ受ケタル者ノ如キハ選舉權ヲ行フコトヲ得サルナ
リ

- 七 獨立ニ意見ヲ發表スルノ能力ヲ有スル者ナルコト 是レ亦説明ヲ要セサ
ルコトニシテ瘋癲者、白痴者若ハ禁治産者ノ如キハ何レノ國ニ於テモ選舉權
ヲ與ヘサルナリ
- 八 外國人ニアラサルコト 北米合衆國ノ如ク外國人ニ選舉權ヲ與フルノ
ナキニアラサルモ其他ノ國ニ於テハ殆ト外國人ニハ選舉權ヲ與ヘサルコト
ト爲セリ又嘗ニ外國人ノミナラス歸化シタル後ト雖モ一定ノ年限ヲ經サル
者ニ對シテハ諸國殆ト一徹ニ選舉權ヲ與ヘサルナリ而シテ此制限ヲ選舉人
ニ對シテ設クル所以ノモノハ外國人ハ全ク利害關係ヲ異ニスルカ故ニ斯ノ
如キ政治上ノ重大事項ニ關係セシムルトキハ益ナクシテ却テ其國ノ利益ヲ
害スルコトナキニアラサルカ故ナリ

第三 多數代表ノ選舉及少數代表ノ選舉

多數代表ノ選舉ト稱スルハ選舉區内ノ全選舉人ノ投票ノ過半數ニ依リ當選者

ヲ決定スルト或ハ其投票ノ比較的多數ヲ以テ當選者ヲ決定スルトヲ問ハス其選舉區内ノ多數ノ選舉人ヲ包含スル團體若ハ政黨ノミヨリシテ議員ヲ出サシムルノ選舉方法ヲ指シ少數代表ノ選舉トハ選舉區内ノ少數ノ選舉人ヲ有スル團體若ハ黨派ヨリモ比例的ニ議員ヲ出サシムルコトヲ得ル選舉方法ヲ指スモノナリ而シテ大選舉區連記投票ノ方法ヲ用キルトキハ多數代表ノ選舉ノ如キ不公平ナル結果ヲ生スルニ依リ之ニ對シテ種々ノ少數代表ノ方法ヲ案出シタルモノ少ナカラサルナリ今其少數代表ノ選舉方法中重ナルモノヲ舉クルトキハ左ノ如シ

- 一 有限投票法 此方法ハ投票用紙ニ記載スル候補者ノ數ヲ制限スルモノニテ例ハ一選舉區ノ議員ノ定數五人ナル場合ニ於テ三人ノ候補者ヲ投票用紙ニ記載セシムルカ如シ
- 二 積聚投票法 此方法ハ投票用紙ニ其選舉區ノ議員ノ定數ニ應スル候補者ノ氏名ヲ記載セシムルモノニテ全ク異ル候補者ヲ投票用紙ニ記載スルモ或ハ同一ノ候補者ヲ議員ノ定數タケ繰返シテ記載スルモ選舉人ノ自由ト爲ス

ノ方法ナリ此方法ハ北米合衆國ノ一部ニ行ハレ又前ノ有限投票法ハ嘗テ英國及伊太利ニ行ハレ尙ホ又現ニ西班牙、葡萄牙、瑞西、北米合衆國ノ一部ニ行ハル、モ第一ノ方法ハ共ニ少數代表ノ目的ヲ達スルコトヲ保證スル能ハサル方法ナルニ依リ汎ク行ハレサルモノナリ

- 三 得票順位法 是レ前記一及二ノ混合法ニシテ投票記載ノ候補者ノ順序ニ從ヒ其得票ノ計算ヲ異ニスルモノナリ例ハ三人ノ候補者ノ投票用紙ニ記載シタル場合ニ第一位ノ候補者ノ點數ヲ一點ト數へ第二位ノ候補者ノ得票ヲ二分一ト數へ第三位ノ候補者ノ得點ヲ三分一ト數フルカ如シ此方法ハ嘗テ獨逸ニ於テ採用セラレンコトヲ發議セシ者アリシカ遂ニ採用セラレサリキ而シテ此方法モ前ノ一及二ノ方法ト同シク少數代表ノ目的ヲ完全ニ達シ得ルヤ否ヤ疑ハシキモノナリ

- 四 大選舉區單記投票法 是レ前ニ述ヘタル第一ノ方法ノ最モ極端ナル場合ニシテ現ニ我國ニ於テ施行シツ、アルモノナリ而シテ此方法ハ單記商數投票法ヨリ案出セラレタル者ナリ而シテ單記商數投票法トハ選舉人ノ數ヲ議

員ノ數ニテ除シ其商數ノ投票ヲ得タル者ヲ以テ當選者ト爲スモノナリ併シ此方法ニ依ルトキハ商數ニ超過シタル投票ハ不用ニ歸スルカ故ニ副記ヲ許シ其商數ヲ超過シタル投票ハ其副記セラレタル者ノ得票ト爲スナリ此方法ニ依リ若シ定數ノ議員ヲ得ル能ハサルトキハ他ノ商數ニ達セサル投票ヲ得タル候補者ノ内比較的多數ノ投票ヲ得タル者ヲ以テ當選者ト爲スナリ然レトモ此方法ハ極テ複雑ナルカ故ニ我國ニテハ副記ヲ採用セザリシナリ其結果トシテ我選舉方法ハ左ノ缺點ヲ有スルモノナリ

(一) 若シ全投票一人ニ集ルトキハ定數ノ議員ヲ得ルニ至ルマテ幾度モ選舉ヲ繰返サ、ルヘカラサルノ結果ヲ生スルナリ

(二) 我選舉方法ニ依ルトキハ補缺選舉ノ必要ヲ生スルナリ而シテ補缺選舉ヲ行フトキハ商數代表ノ目的ニ背クノ結果ヲ生スルコトアルカ故ニ我國ノ選舉法ハ選舉ノ時ヨリ一年間ハ次點者ヲ採用スルコト、爲セリト雖モ次點者ヲ採用スルハ選舉ノ目的ニ反スルモノナリ

五 比例分記投票法 是レ各黨派若ハ各團體ヨリ豫メ候補者ノ氏名ヲ届出テ

シメ其届出テタル候補者ノ氏名ヲ黨派別ニ印刷シ其候補者ノ名簿ニ依リテ投票ヲ爲サシメ然ル後各黨派ノ得タル投票ノ數ヲ計算シ其數ニ比例シテ其黨派若ハ團體ニ議員ヲ分配スルモノナリ斯ノ如クシテ各黨派ヨリ出スヘキ議員ノ數決定シタルトキハ候補者ノ名簿ニ記入セラレタル選舉人ノ希望ヲ示ス所ノ符牒ニ依リ各黨派ヨリ出シタル候補者ノ内何人ヲ當選者ト爲スヘキカヲ決定スルモノナリ

各黨派ニ議員ヲ分配スルニ當リ按分比例的ニ正確ニ議員ヲ配當スル能ハサルトキハドント(D. Hond's)氏ノ方法ニ依リテ議員ノ數ヲ分配スルモノナリ其ドント氏ノ方法ト稱スルモノハ各黨派ノ候補者ノ名簿ノ得タル數ヲ一、二、三、四、五等ノ數ニテ之ヲ除シ其商數ノ多キ方ヨリ順次ニ議員ノ定數ニ達スルマテ之ヲ列記シ其議員ノ定數ニ當ル所ノ數ヲ基礎トシテ之ニテ各黨派ノ得タル數ヲ除シ以テ各黨派ニ分配スル議員ノ數ヲ決定スルモノナリ此比例分配投票法ハ選舉方法トシテ最モ公平ナル結果ヲ得ルモノナリト雖モ此方法ハ各選舉人ハ必ス何レカノ黨派ニ屬スルニアラサレハ其目的ヲ達スル能ハサ

ルノ缺點ヲ有スルモノナリ

次ニ投票ノ方法ヲ略述センニ

第一 記名投票及無記名投票 記名投票ト稱スルハ選舉人ノ氏名ヲ投票用紙ニ記載スルヲ謂ヒ無記名投票トハ選舉人ノ氏名ヲ投票用紙ニ記載セサルモノヲ謂フ而シテ記名投票ニ於テハ選舉ノ弊害ヲ受クルコトヲ免レサルニ依リ記名投票ノ制度ヲ採用スル國ニ於テモ漸々無記名投票制ヲ採用スルコト、ナリ今日ニ於テハ多數ノ國ノ例ハ無記名投票ノ方法ナリ唯尙ホ今日記名投票制ヲ採用スルハプロシヤ、ブラウンシュワイヒ、ハンガリー、丁抹等ノ少數ノ國ニ過キサレナリ併シ選舉ノ程度進ミ選舉ノ弊害ノ行ハル、恐ナキニ至ルトキハ記名投票ノ制度用キヘキナリ何トナレハ選舉ヲ爲スハ公ノ職務ニシテ公ノ職務ハ公然之ヲ行フヘキモノナレハナリ

第二 單記投票及連記投票 此區別ハ候補者ヲ投票用紙ニ列記スルト否トニ在ルモノニシテ其連記投票ニ種々ノ方法ノ存スルコトハ既ニ述ヘタルカ如シ又大選舉區連記投票ト大選舉區單記投票トノ利害得失ニ付テハ是レ亦既ニ述ヘ

タルカ故ニ茲ニ之ヲ略ス

第三 單數投票及複數投票 多數ノ國ニ於テハ單記投票ノ制度ヲ採用シ一人一票ニ限ルヲ原則トスルモ白耳義ニ於テハ複數投票ノ制度ヲ採用シ滿二十五歳ニ達シタル男子ニハ總テ一票ヲ與ヘ其他尙ホ特別ノ條件ニ從ヒ一票若ハ二票ヲ與ヘ一人ヲシテ三票マテヲ限度トシテ投票ヲ爲シ得ルコトヲ認メタリ要スルニ此方法ハ階級選舉ノ一種ニシテ其特質ハ階級選舉ニ於ケルト異ルコトナキナリ

次ニ選舉區ニ付キ一言センニ選舉ノ目的ヨリ謂ヘハ選舉區ヲ設クルヲ不得策トスルモ選舉ノ便宜上選舉區ヲ設クルノ必要アルカ故ニ大國ニ於テ選舉區ヲ設クルハ已ムヲ得サルニ出ツルモノナリ其選舉ノ區域ヲ定ムルニ付テモ人口、資力、教育ノ程度等ヲ參酌シテ決定セサルヘカラサルモノナリト雖モ種々ノ標準ヲ以テ選舉區域ヲ定ムルトキハ煩雜ナルニ依リ普通ハ通常行政區劃ニ依リ選舉區ヲ定メ其人口數ニ比例シテ其選舉區ニ議員ノ數ヲ配當スルコト、セリ此選舉區ヲ定ムルニ大選舉區制ト小選舉區制トノ別アリ大選舉區制トハ一ノ選

舉區ヨリ數名ノ議員ヲ出スモノニシテ小選舉區制ト稱スルハ一名ノ議員ヲ出ス所ノモノナリ或ハ多數代表ノ弊ヲ免ル、カ爲メニ小選舉區制ヲ主張スル者アリト雖モ小選舉區制ニ依リテモ不公平ナル結果ヲ生スル恐アルカ故ニ寧ロ大選舉區ニシテ小數代表ノ制ヲ用キルヲ以テ當ヲ得タルモノナリト信ス然レトモ多數ノ國ニ於テハ小選舉區ノ制度ヲ採用セリ尙ホ其他小選舉區制ト大選舉區制トヲ比較スルトキハ小選舉區制ヨリハ大選舉區制ノ方法カ比較的優等ナル人物ヲ議員ニ出スコトヲ得ルノ利益アルモノナリ

第五節 議會ノ議員

議會ノ議員ハ其資格上特別ノ地位ヲ認メラル其主ナルモノヲ列舉スレハ
 第一 發言表決ノ自由 此自由即チ議院内ノ發言表決ニ對シ全ク議院外ニテ無責任ナルコトハ英國憲法權利ノ條款ニ於テ初テ之ヲ認メ夫ヨリ他國ノ憲法ニ及ヒ而シテ我憲法第五十二條ニモ之ヲ規定シタリ
 第二 身體ノ自由 此自由即チ會期中議院ノ許諾ナクシテ逮捕セラレサルコトモ英國憲法ニテ初テ認メラレ其後他國ノ憲法ニ廣ク認メラル、ニ至リタリ又

議會ノ職

英國ニテハ會期中ノミナラス開會前後四十日間ハ此特權アルコトヲ認メラレ
 ルタカ我國ニテハ憲法第五十三條ニ於テ會期中ニ限定セリ

第三 選舉人ニ對スル自由 議員ハ選舉人ノ代表者ニアラサルニ依リ選舉人ノ意思ニ由リテ拘束セラルヘキモノニアラス全ク自由ニ自己ノ信スル所ニ從テ發言表決シ得ルモノナリ而シテ此自由モ英國ニテ確認セラレ而シテ普國及其他ノ國ニテハ議員ハ選舉人ノ指示委託ニ拘束セラル、モノニアラサルコトヲ明ニ規定セリ我國憲法議院法選舉法等ニハ之ニ關スル明文ナキモ(地方制度ニ)議員ノ地位上然ラサルヘカラサルナリ
 第四 歳費若ハ日當ノ受領 英、獨、伊、西等ヲ除ク外殆ト總テノ國ニ於テ議員ニ歳費若ハ日當ヲ與ヘタリ即チ我國ニテモ歳費ヲ與フルコト、ナセリ

第六節 議會ノ召集、開會、閉會、停會及衆議院ノ解散

第一款 議會ノ召集

民主國ニテハ議會ハ召集ヲ竣タス一定ノ期日ニ自ラ集會スルコトアルヲ認ムル

議會ノ召集
 開會、閉會、停會及衆議院ノ解散

國法學 統治機關 議會 議會ノ召集、開會、閉會、停會及衆議院ノ解散

モ君主國ニテハ殆ト總テ君主ニ依テ召集セラレサレハ議會ハ自ラ集會スル能ハサルモノトセラル、ナリ故ニ我國ニ於テモ臨時會モ通常會モ天皇ノ召集アルニアラサレハ成立シ得サルモノトナセリ

又議會ハ法律ヲ議スルカ爲メノミナラス豫算ヲ議スルカ爲メニ設ケラル、モノナルニ由リ何レノ國ニテモ少ナクトモ毎年一回若ハ一會計年度内ニ一回召集セラル、モノトセラル、ナリ

又召集ノ場所及通常會召集ノ時期ヲ豫メ定ムル例ナキニアラサルモ我國ニテハ此點ニ付キテハ全ク召集者ノ自由トナセリ

議會ノ開會及閉會

第二款 議會ノ開會及閉會

議會ノ開會トハ議事ヲ開始スルトキニシテ閉會トハ議事ヲ終了スルトキナリ故ニ此間ヲ會期ト稱ス臨時會ノ會期ハ時々之ヲ定ムルモノナルモ通常會ノ會期ハ其最長期最短期ヲ定メ若ハ一定ノ期日ヲ定メタルモノナキニアラサルナリ而シテ域國ニテハ三個月ト爲セリ

議會ノ議事ノ定足數ニ付テハ其定メ區々ニシテ英國ノ如ク貴族院ハ三人衆議院

議會ノ停會

第三款 議會ノ停會

ハ四十人ト爲シタル少數ノ定足數ノ例アルモ多クハ總議員ノ三分ノ二又ニ過半數或ハ三分ノ一トシテ之ヲ定メタリ而シテ我國ニテハ憲法改正ノトキハ三分ノ二以上普通ノ議事ニ付テハ三分ノ一以上ト爲セリ

又議決ノ定足數ニ付テハ憲法改正ノ場合ニ限り四分ノ三以上三分ノ二以上等ノ例ナキニアラサルモ多クハ過半數ニ依ルコト、ナセリ

終ニ閉會ノ效果ヲ舉ケンニ

- 一 閉會後ハ再ヒ集會議事ヲ爲スヲ得ス
- 二 不議了ノ議案ハ總テ消滅ニ歸ス
- 三 委員ハ解職ス

議會ノ會期中ニ其議事ヲ中止スルヲ謂フ蓋不當不法ノ決議ヲ爲サントスルニ際シ其反省ヲ求ルカ爲メナリ英國ニテハ國王停會ヲ命スルヲ得スト雖モ他ノ諸國ニテハ殆ト總テ其元首ニ於テ停會ヲ命スルコトヲ得ルナリ併シ停會ヲ命スルニ付テハ

衆議院ノ解散

- 一 二回以上停會ヲ命スルヲ得ス(但此會ノ同意アルト)
 - 二 一个月以上停會ヲ命スルヲ得ス(上同)
- 等ノ制限少ナカラサルナリ而シテ我國ニテハ回数ニ制限ナク唯十五日ヲ超ユルコトヲ得スト定メラレタリ

第四款 衆議院ノ解散

普漏西、白耳義ノ如キ上下兩院ノ解散ヲ認メタル例ナキニアラサルモ英、佛其他下院ノミノ解散ヲ認メタル國少ナカラサルナリ而シテ我國ニテモ衆議院ノミノ解散ヲ認メタリ然ルニ二院制ノ原則トシテハ兩院同時ニ議事ヲ終了スヘキモノナルニ依リ衆議院解散スルトキハ貴族院ハ停會スルモノトセラレタリ(此停會ハ閉會ト同一ノ效果ナ)

又解散ハ閉會中ニ爲シ得ルヤ否ノ議論アリト雖モ歐洲ニ於テ閉會中ニ解散ヲ命シタル例少ナカラサルナリ

尙ホ其他解散ノ效果ヲ擧クレハ

- 一 解散後一定ノ期日內ニ新ニ議員ヲ選舉セシメ以テ之ヲ召集セサルヘカラ

ス(我國ニテハ五个月以内ニ新ニ召集セサルヘカラス)

二 未議了ノ議案ハ總テ消滅ニ歸ス

又解散ノ目的ニ就テハ種々ノ説アリト雖モ議會カ不當不法ノ決議ヲ常ニ爲シ國ノ議決機關トシテ不適當ナルトキニ議員其人ヲ更メ以テ議會ヲ一新セントスルニ外ナラサルナリ

第七節 議會ノ權限

民主國ニ於テハ議會ハ國民ノ代表機關ナリ從テ其權限ノ範圍極テ廣汎ナリ即チ大統領及裁判所ニ屬セサルモノハ殆ト總テ議會ノ權限ニ屬スト雖モ君主國ニテハ議會ハ概ネ左ノ權限ヲ有スルニ過キササルナリ

- (一) 立法行爲ニ參與スルコト
- (二) 豫算ノ制定ニ參與スルコト
- (三) 緊急命令ニ承諾ヲ與フルコト
- (四) 特種ノ條約締結ニ關係スルコト(我國ニテハ條約締結ニ關係スルコト)
- (五) 國務大臣ヲ彈劾スルコト(我國ニテハ此權限ナシ)

國法學 統治機關 議會ノ權限 司法裁判所

議會ノ權限

- (六) 豫算外ノ支出ニ承諾ヲ與フルコト
- (七) 決算ヲ検査スルコト
- (八) 君主ニ上奏スルコト
- (九) 政府ニ建議スルコト
- (十) 請願ヲ受理スルコト
- (十一) 司法行爲ヲ爲スコト(之モ我國ニ於テ認メラレサルナリテ)

司法裁判所

第二章 司法裁判所

三權分立ノ說ニ從ヘハ裁判所ハ司法權ノ主體ナリト雖モ正ニ三權分立說ニシテ誤レルトキハ此點ノ正シカラサルハ言ヲ竣タス即チ君主國ニテハ君主ハ統治權ノ主體ナリ即チ司法權ノ主體ニシテ裁判所ハ君主ニ代リテ之ヲ行フニ過キサレナリ而シテ裁判所ヲシテ司法權ヲ行ハシムルハ裁判ノ獨立公平ヲ期スルニ在ルニ由リ何レノ國ニテモ司法ニ付テハ(一)裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ定ムルヲ要ス(二)裁判ノ手續及形成ハ法律ノ規定ニ依ル(三)裁判所カ法ヲ適用スルニ當リ命令ニ拘束セラレ、コトナシ(四)裁判官ハ刑事ノ宣告又ハ懲戒處分ニ依ルノ外其職ヲ免

統治權ノ作用

立法

立法事項

セラル、コトナシ(五)裁判官ノ懲戒ノ規定ハ法律ヲ以テ定ムルヲ要ス(六)裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス唯安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アル場合ニ限り對審ノ公開ヲ停ムルヲ得ルノミ等ノ規定ヲ設ク

第四編 統治權ノ作用

第一章 立法

第一節 立法事項

第一 法規ハ必ス法律ヲ以テ定ムヘキヤ 英佛等ニ於テハ法規ハ必ス法律ヲ以テスヘク即チ法規ハ必ス議會ノ協賛ヲ以テ之ヲ定ムヘク單ニ命令ヲ以テ絶對ニ之ヲ定ムルヲ得ス命令ノ範圍ハ法律ノ執行ニ止ルカ若ハ法律ノ委任ニ依ルニ限ルモノト爲セリ併シ我國ニテハ憲法第九條ノ規定存スルニ依リ法規モ命令ヲ以テ定メ得ルコト明ナリ

第二 法規以外ノモノモ法律トシテ定メ得ルヤ 白、普等ニ於テハ豫算モ法律ヲ

國法學 統治權ノ作用 立法 立法事項 立法手續

以テ定ムヘキコトヲ規定シタルニ依リ法規以外ノモノモ法律ヲ以テ定メ得ルコト明ナリト雖モ我國ニテハ豫算ハ法律ヲ以テ定ムルモノト爲セル明文ナキノミナラス緊急勅令ニモ法律ニ代ルノ勅令ト財政處分ノ勅令トヲ分チタルヨリ見レバ我國ニテハ法規以外ノモノハ法律ヲ以テ之ヲ定メサルノ精神ナルコト明ナリ

立法手續

第二節 立法手續

第一 法案ノ提出

君主國ニテハ發案權ハ君主ノミニ屬スト定メタルノ例少ナカラサリシノミナラス今日尙ホ其例ナキニアラスト雖モ漸次議院ニモ發案權ヲ與フルコト、ナリ我國ニテモ普國ノ例ニ倣ヒ之ヲ與フルコト、爲セリ

第二 法案ノ議決

豫算ト同シク財政ニ關スル法律案モ下院ニ先議權アリト爲シタルノ例ナキニアラス普國モ亦然リト雖モ我國ニテハ法律案ノ議決ハ總テ兩院等一ト爲セリ

第三 法案ニ對スル裁可

三權分立主義ニ依レハ法律ハ議會ノ議決ニ依リテ確立セサルヘカラス故ニ佛米ニテハ大統領ハ裁可權ヲ有スルコトナク唯再議請求權ヲ有スルニ止ルモ君主國ニテハ殆ト總テ法律ハ君主ノ裁可スルニアラサレハ成立セサルモノト爲セリ(英國ノ國王ハ裁可權ヲ有セリ)

第四 法律ノ公布

殆ト總テノ國ニ於テ官報ヲ設ケ之ニ掲載スルヲ以テ公布ノ式ト爲セリ我國モ亦然ルモノナリ

第二章 豫算

第一節 豫算制定ノ手續

豫算ノ手續制定

第一 發案

多數ノ國ニテハ豫算ノ發案ハ之ヲ議會ニ認メス而シテ我國モ亦然ルモノナリ

第二 議決

殆ト總テノ二院制ノ國ニ於テ下院ニ豫算ノ先議權ヲ與ヘタリ而シテ我國モ亦然リ

國法學 統治權ノ作用 豫算 豫算制定ノ手續 豫算ノ效力

第三 裁可

豫算ヲ法律ヲ以テ定ムル國ニ於テハ裁可ヲ要スルコト勿論ナリト雖モ然ラサル國ニテハ豫算ニハ裁可ヲ要スルノ明文ナク從テ豫算ノ裁可ヲ要セストスルノ議論少ナカラサルナリ是レ豫算ハ政府對議會ノ關係ノモノト認メラレタレハナリ

第四 豫算不成立

多クノ國ニテハ此場合ニ處スル規定ナキニ依リ不成立ノ場合ニ如何ニ爲スヘキヤニ付キ疑ナキニアラスト雖モ我國ニテハ前年度ノ豫算ヲ施行スト定メテ其點ヲ明ニシタリ

第二節 豫算ノ效力

豫算制定ノ目的ハ租税ノ承諾ニ基クモノト支出濫費ノ制限ニ原因スルモノトアリ而シテ此目的ノ異ルニ依リ其效力ニモ差異アリ即チ前者ノ目的ニ出ツルモノハ豫算ノ效力ハ主トシテ收入ニ關シ後者ノ目的ニ出ツルモノハ豫算ノ效力主トシテ支出ニ關スルモノナリ而シテ我國ニテハ其目的後者ニ在ルニ依リ豫算ノ效力

豫算ノ效力

力ニ關シ注意スヘキ點左ノ如シ

- 第一 豫算超過ノ支出又ハ豫算外ノ支出ヲ爲スコトヲ得ス 若シ已ムヲ得サル必要ノ爲メ豫備費ヨリ之ヲ支出スルトキハ後日議會ノ承諾ヲ求メサルヲ得ス
- 第二 豫算ハ法令ノ範圍内ニ於テ之ヲ定メサルヲ得ス 故ニ豫算ヲ以テ租税法ヲ變更スルヲ得サルコト勿論ナリ

第三章 命令

第一節 緊急勅令

緊急勅令トハ法律ニ代ルヘキ勅令ニシテ左ノ要件ヲ以テ制定發布セラル、モノナリ

命令
緊急勅令

- 第一 議會ノ閉會中ニ限ルコト
- 第二 公共ノ安全ヲ保持シ又ハ災厄ヲ避クル爲メナルコト
- 第三 他ノ方法ヲ以テ公安保持ノ目的ヲ達セサルコト
- 第四 緊急ノ必要ニ迫ルコト
- 第五 次ノ議會ニ提出シテ其承諾ヲ求ムルコト

國法學 統治權ノ作用 命令 緊急勅令 執行命令

議會提出ノ時期ニ付テハ開會後幾日以内ト云フカ如キ制限ヲ設クルコトアリト雖モ是レ少數ノ例ニ止リ多數ノ國ニテハ單ニ次ノ議會ニ提出スルヲ以テ足レリト爲スモノナリ而シテ我國ニテモ亦然ルモノナリ

議會不承諾ノ效果ニ付キ之ヲ明定スルモノ少ナシト雖モ元來議會ノ同意ヲ要スルモノヲ後日議會ノ承諾ヲ經ルヲ要件トシテ之ヲ發スルモノナルニ依リ不承諾ノ效果ハ其效力ヲ失フニ在ルコト當然ナリ而シテ我國憲法ニテハ之ヲ明定セリ

然ルニ英國ニテハ憲法上緊急命令ノ發布ヲ認メス故ニ緊急命令發布ノ必要迫リタルトキハ政府ノ責任ヲ以テ命令ヲ發シ次ノ議會ニ於テ責任解除ヲ求ムルコトトナセリ

第二節 執行命令

執行命令トハ法律執行ノ手續ヲ定メタル命令ニシテ法律ノ執行ハ行政ノ行動ナルニ由リ執行命令ハ行政命令ノ一種ナリ故ニ法規ハ總テ法律ヲ以テ之ヲ定ムル國ニ於テモ明文ノ有無ニ拘ラス執行命令ハ元首若ハ行政官廳ニ於テ之ヲ發シ得

執行命令

ルモノトナセリ而シテ我國ニテハ執行命令發布ノコトヲ憲法第九條ニ於テ之ヲ明言セリ

第三節 獨立命令

獨立命令トハ法律ニ關セサル法規命令ヲ指スモノニテ英佛ノ如キ法規ハ法律ヲ以テ必ス之ヲ定ムヘキモノト爲ス國ニテハ固ヨリ此獨立命令發布ノ權ヲ認メラレサルナリ普國ノ如キ之ニ關スル明ナル規定ナキ所ニテハ獨立命令ヲ發シ得ルヤ否ヤニ付キ疑ナキニアラスト雖モ多數ノ說ハ明ニ認メラレサル以上ハ之ヲ發シ得サルモノトナセリ而シテ明ニ獨立命令ノ發布ヲ認メタルモノ殆トナキナリ然ルニ我國ニテハ憲法第九條ニ於テ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲メニ命令ヲ發シ又ハ發セシムト規定シ明ニ獨立命令ノ發布ヲ認メタリ

獨立命令

第四章 條約

條約ノ締結ニ就テハ特別ノ手續ヲ設クル國少ナカラス其例ヲ舉クレハ

(一) 北米合衆國ニ於テハ義務ヲ負擔スルノ條約ハ元老院三分ノ二以上ノ多數ノ同意アルニアラサレハ之ヲ締結スルコトヲ得ス

條約

國法學 統治權ノ作用 獨立命令 條約

(二) 和蘭ニ於テハ領土ノ讓與、交換ノ條約及金錢上ノ義務ヲ負擔スル條約殊ニ國民ノ權利義務ニ關スル條約ハ議會ノ承諾ヲ得タル後ニアラサレハ國王ハ其批准ヲ爲スコトヲ得ス

(三) 獨逸ニ於テハ皇帝ハ條約ヲ締結ス而シテ其締結事項カ同國憲法第四條ノ立法ノ範圍ニ屬スルトキハ其締結ニ付キ聯邦議會ノ同意ヲ要ス

(四) ウルテンベルヒニ於テハ領土ノ讓與、租稅ノ賦課、法律ノ變更其他國民ノ負擔ニ關スル條約ヲ締結スルトキハ之ヲ締結スル以前ニ議會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

右ニ舉ケタル諸國ニ於テハ即チ其機關ノ同意ヲ締結ノ條件トスルモノニシテ其同意アルニアラサレハ絕對ニ條約ヲ締結スルコトヲ得サルモノナリ
又條約ノ效力發生ノ條件トシテ議會ノ協贊ヲ必要トスルノ例ナキニアラス今其二三ヲ例示スレハ

(一) 普漏西ニ於テハ條約ニシテ國民若ハ國庫ノ負擔ヲ増スヘキモノナルトキハ兩議院ノ同意ヲ經タル後ニアラサレハ效力ヲ有スルコトナシ

(二) 白耳義ニ於テハ國王ハ宣戰媾和、同盟、通商ノ條約ヲ締結ス而シテ通商條約及國庫ノ負擔ト爲ルヘキ條約並ニ人民ノ權利義務ニ關スル條約ハ議會ノ協贊ヲ經タル後ニアラサレハ其效力ヲ有スルコトナシ

(三) 獨逸ニ於テハ前述ノ如ク契約ヲ締結スル爲メニハ聯邦議會ノ同意ヲ要シ其效力ヲ發生スル爲メニハ帝國議會ノ協贊ヲ必要トス

右ニ舉ケタル條約ノ效力ノ如何ニ關シテハ說明二種ニ岐ル、モノアリ其一說ハ議會ノ議決ニ依リテ生スル效力ハ國內ノ效力モ國外ノ效力モ總テ包含スルモノニシテ若シ議會ノ協贊ヲ經サルトキハ條約ハ全ク其效力ヲ發セサルモノナリト爲シ他ノ一說ハ國外ニ對スル效力ト國內ニ對スル效力トヲ區別シ國ト國トノ間ニテハ條約ハ締結ト共ニ其效力發生スルモノニテ議會ノ協贊ヲ待テ始テ效力ヲ發生スヘキモノニアラス之ニ反シ國內ニ對シテハ憲法ニ規定シタル條件及議會ノ議決ヲ必要トスルモノナリ故ニ議會カ條約ニ對シ協贊ヲ與ヘサルトキハ國內ニ對シ效力ナキモ外國ニ對シテハ其條約ハ依然トシテ存在シ其條約實行セラレサルトキハ他國ニ對シテ責任スヘキモノナリト此兩說ノ當否ヲ考フルニ第二

說ハ條約締結ノ要件ト條約ノ效力發生ノ要件トヲ區別スル所マテハ當ヲ得タル
 モ一般ニ條約ヲ締結スル目的ヨリ考フルトキハ事理ニ違キモノト云フヘシ何ト
 ナレハ條約ハ之ヲ實行スルカ爲メニ締結スルモノニシテ議會ノ協贊ナキカ爲メ
 實行セラレサルモ條約ハ條約トシテ存スルヲ妨ケスト論スルカ如キハ徒ニ空論
 ヲ弄フモノト云フヘキモノナレハナリ
 然ルニ我國ニ於テハ憲法上管ニ締結ノ爲メノミナラス條約ノ效力發生ノ爲メニ
 モ斯ノ如キ條件ヲ附セサルカ故ニ我國ニテハ君主ニ依リテ條約カ正當ニ締結セ
 ラレタル以上ハ無條件ニ成立スルモノト考フヘキモノナリ或ハ憲法第十三條ニ
 右ニ例示シタル如キ條件ヲ附加セサルモ議會ノ協贊ヲ必要トスル立法事項ヲ包
 含スル條約ヲ締結スルトキハ當然我國ニ於テモ條約ノ效力發生ノ爲メ議會ノ協
 贊ヲ必要トスルモノナリト説ク者アリト雖モ此説ハ誤レリ何トナレハ我憲法ハ
 普漏西白耳義其他歐洲諸國ノ憲法ヲ參照シタルニ拘ラス單ニ天皇ハ諸般ノ條約
 ヲ締結スト規定シタルニ止レハナリ

第五章 司法

司法

司法トハ民事、刑事ノ訴訟ヲ裁判スルコトニテ立憲國ニテハ總テ獨立ノ裁判所ヲ
 シテ之ヲ行ハシムルヲ原則トナセリ蓋裁判ノ公平ヲ保タシメントスルカ爲メナ
 リ併シ三權分立論者ノ唱フル如ク司法權ノ主體ハ裁判所ニアラスシテ司法權モ
 統治者ニ屬シ唯裁判所ハ統治者ニ代テ之ヲ行フニ過キサルナリ
 又立憲國ニテハ裁判所ヲシテ司法權ヲ行ハシムルヲ原則ト爲スモ英、佛、米ノ如キ
 沿革上ノ理由ヲ以テ上院ヲシテ最高等刑事事件ヲ裁判セシムルモノ稀ニナキニ
 アラサルナリ今立憲國ニ於テ裁判所及裁判官ニ關シ定ムル所ノ主ナル規程ヲ舉
 クレハ
 第一 裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
 第二 裁判所ハ法律ノ外他ノ權力ニ服従スルコトナシ
 第三 裁判官ハ終身官ニシテ犯罪若ハ懲戒上ノ過失ニ因ルノ外免官セララル、コ
 トナシ
 第四 裁判ハ公開ス
 第五 特別裁判所(特別ノ事項又ハ人ニ關シ民事、刑事ノ裁判ヲ爲ス爲メニ設ケラレ

タル裁判所ヲ謂フノ組織権限モ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第六 司法裁判所ト行政裁判所トノ権限爭議ヲ決定スルノ途ヲ設ク

第五編 土地及人民ニ關スル國家ノ要素

第一章 領土

土地及人民ニ關スル國家ノ要素

領土ト憲法トノ關係ニ付テハ憲法施行ノ領土範圍ヲ憲法ニ明定シタルモノアリ然ラサルモノアリ而シテ我憲法ニハ之ヲ明定セサルナリ
又領土變更ノ手續ヲ憲法ニ明定シタルモノアリ然ラサルモノアリ而シテ我國ニテハ之ヲ明定セサルナリ唯憲法第十三條ニハ天皇ハ諸般ノ條約ヲ締結スト爲スニ由リ領土變更權ハ天皇ニ專屬スルモノナルコトヲ推定シ得ルニ止ルノミ
又領土變更ノ手續ヲ明定シタルモノニ付テハ手續上左ノ區別アリ

- 一 領土變更ニ憲法ノ改正ヲ要スルモノ
- 二 領土變更ニ法律ノ發布ヲ要スルモノ

三 領土變更ニ議會ノ協賛ヲ要スルモノ
又領土變更ト國籍トノ關係ニ付キ現今行ハル、モノハ條約ヲ以テ其變更區域内ノ人民ニ國籍選擇權ヲ與フルヲ常ト爲セリ

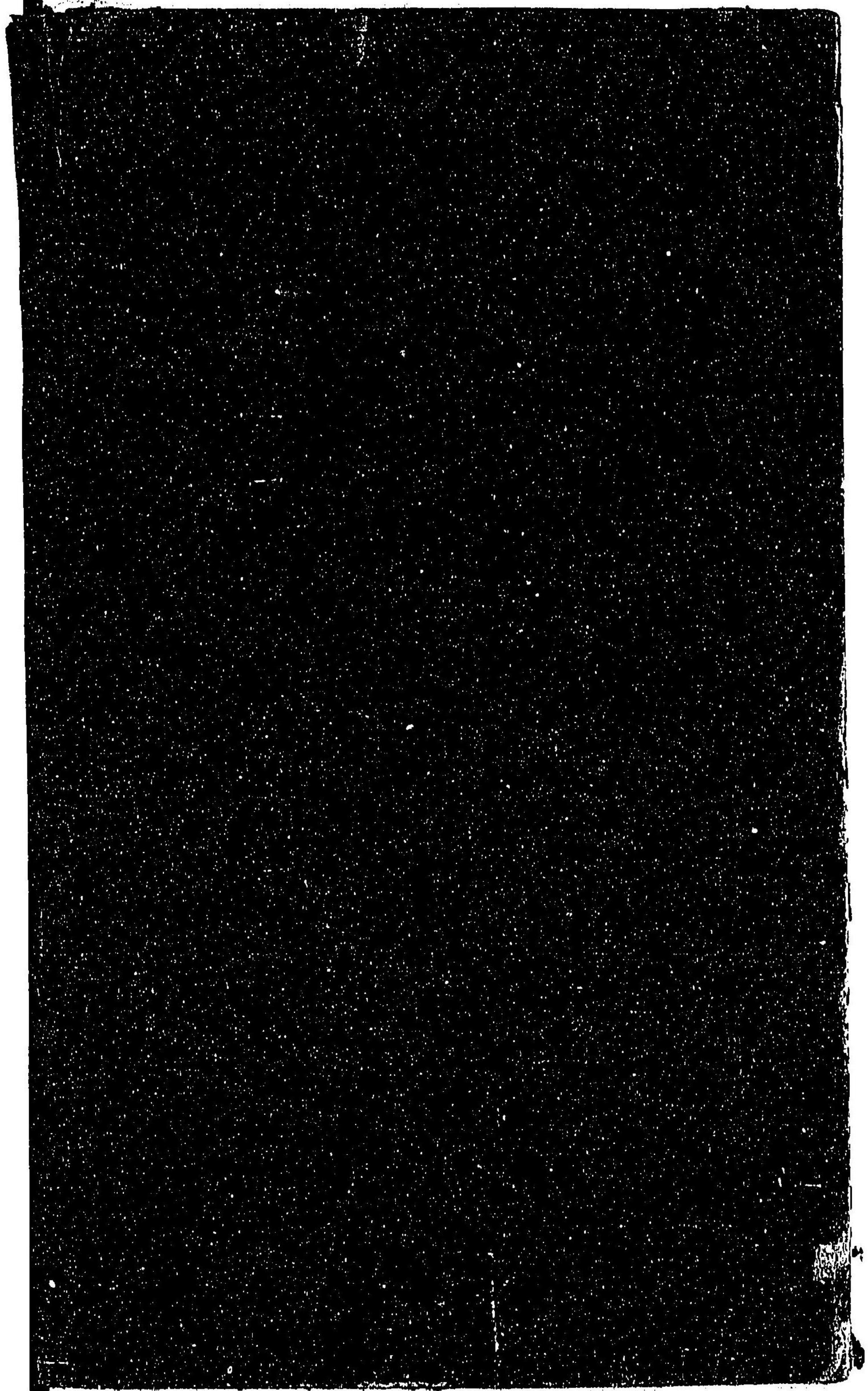
第二章 國民

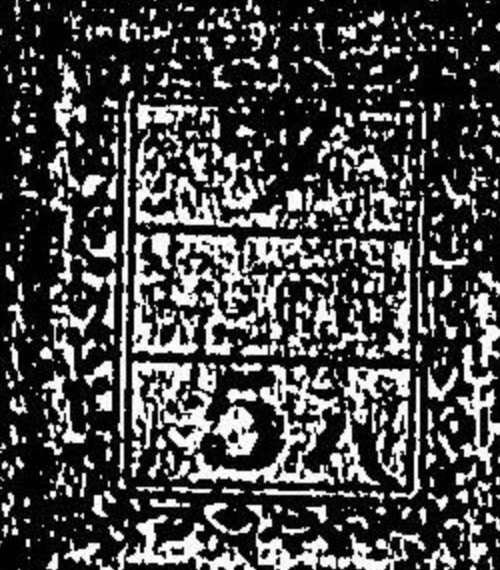
國民ニ付テハ憲法ヲ以テ定メラル、事項左ノ如シ
第一 國籍ノ得喪ノ要件ハ憲法直接ニ又ハ法律ヲシテ之ヲ定メシム
第二 國民ノ自由權ハ法律ニアラサレハ侵サレサルコトヲ憲法ヲ以テ保障ス
第三 國民ノ參政權及訴權並ニ請願權ハ憲法ニ於テ之ヲ認ム
第四 國民ノ平等ナルコト、特權アル階級ヲ設ケサルコトヲ憲法ニ於テ定ム

ウ
51

中
四
一

6/82





031548-000-4

ウー5ハ

国法学

清水 澄/述

M42?

BBE-0150

